

結核に就ての思出の草々

三〇 結核に就ての思出の草々

結核に就ては種々様々な思出の語り草がある。由來結核は學問病を以て目せられ、「勉強をすれば肺病に成る」と云へる觀念は長らくの間、國民の腦の中に刻まれて居た。是れは昔からの事實が産み出した結論であるとも云ひ得らるゝ。近江聖人の名を得たる、中江藤樹先生も、維新革命の原動力討幕の急先鋒とも云ふ可き頼山陽翁も皆是れ結核菌の爲めに斃されて居る。其他幾多の偉人傑士が、どの位此病の犠牲に供せられて居るか殆ど摟指するに遑がない程である。實にや結核は吾等の讎敵である。と云はねばならぬ。萬國結核撲滅會の起るも決して偶然ではない。吾等は極力此病毒を驅逐せねばならぬ使命を有して居る。

〔イ〕 結核が傳染すと聞いて驚いた時代

勞咳下地らうがいしたぎ（結核初期の義）と呼ばれ、勞瘵と稱せられ、勞瘵又骨蒸の名あり、素問に之を寒熱病と云ふ。勞又瘵に作る。瘵は玉篇に勞病なりと云ひ、字彙に勞瘵なりと云へり。小言に曰く、瘵は醫說に必死の症にして、死して、祭らるゝの義なりと、金鑑に瘵は敗なりとあり（漢洋病名對照錄に據る）。

結核が傳染すと聞いて驚いた時代

古より必死の症なるを知ると同時に、全く遺傳系統に因るものなりと心得て居た。故に此病氣が傳染する坏とは實に夢にも思はなかつたのである。それがコッホ氏に據て結核菌に因るものと斷定せられ、傳染するものと聞いた時の其驚は一通りではなかつた。是に就て面白い話がある。余が在學中内科學の教授であつた故醫學士石川公一君が、或醫者が肺結核で死んで間もなく其妻君が同じく結核に罹かつた時に、「どうも結核は至極傳染する様だ。結核の夫婦間傳染は注意す可き現象である」とサモ不思議そうに話されたことがある。今から考へて見ると如何にも迂濶千萬の様に聞ゆるが、當時の時勢は此説話が寧ろ進んだ學説として迎へられ、人をして傾聽せしめたものである。其後ストリエンベルの著書は結核を傳染病中に編入して公にさるゝこととなり、今更の感に咽んだのである。過渡期に於ては往々斯かる奇談がある。今から見れば既に歴史化して居る。

〔ロ〕 余の卒業試験の實地に出た患者が肺結核

卒業試験は實に人生生活の基礎を築く試金石である。其時の狀況は誰

余の卒業試験と肺結核患者

詩的病美人

人も容易に忘るゝものでない、後から考へても其當時の試験問題や答案振は、深き記憶に印象されて居るものである。余が内科の卒業試験に實地患者として附與された内其一人は肺結核の初期であつた。而も患者は妙齡の一婦人で職業は娼妓である。曾ては花顏柳腰幾多の嫖客を惱殺せしめ、假笑虚譽全盛を極めた其色香も今はさめ果て、生白く青ざめた顔附に僅に昔の俤を留め、薔薇色の頬部の潮紅も疾患の一徴候としてなまぬ名残を表現して居る。蠟白色の皮膚の色は、緑なす黒髪と對應して、茲に宛然たる詩的病美人を描き出した觀がある。

嗚呼此詩的病美人！こそ、今は余が卒業試験てふ難關を通り越す生ける戸扉である。詩的病美人源氏名を青柳と呼ぶ。千葉新地の貸座敷〇〇樓の娼妓である。(本名を逸す)血族遺傳系統に呼吸器疾患を證明し得ず。稟賦强健と云ふにあらざるも、亦敢て虚弱と云ふにあらず。年齢十有九歳薄倖の運命は身を花巷柳緑の衢に投じて、枉げて春を賣る憐む可き境遇とはなり

肺癆家の頬部潮紅
紅部の潮
紅部の潮
紅部の潮
花顏勞
花顏勞

ぬ。疾病の初徴は故なくして身體羸瘦・食思不振・盜汗・熱發・咳嗽頻發・乾咳等の諸徴であつた。花柳病を以て千葉病院に入院、次で内科に轉じたこと云ふ。此既往症を聽て其疾病の何症たるかは大概推知することが出来るであらう。果然現症を診るに及んで其肺炎加答兒たるを診知し得た。診斷は恐らく疑いなかつたであらう。余の内科の得點は比較的優良であつたのである。余は當時結核傳染の新學說を耳にした當時であつた。引手數多の賣春婦が他よりして其病毒を感染し得易きは勿論、結核豫防の上から娼妓體格検査の單に局所に限る可からざるを答案の末尾に附加して置いた。幾年かの後に此事實が實施されたのを今に誇として居る。

肺癆家の頬部潮紅

に就ては古より一の身體的徴候となつて居るが、

桃花蛙又は帶桃花。截陽等の漢名あり。年齢十五歳乃至二十歳前後の肺癆にして特に經過の迅速にして急性なるものを名けて紅顏勞又花顏勞等の名あり。花顏勞は電光勞・奔馬勞等を意味するが如し。二十歳前後の肺結核は急

性に經過すること既に本邦醫家の古來より知る所なり事の序に記し置く。

◎病名對照錄に云ふ。紅顏肺癆加賀の近邑にてよわみと云ひ、長門の近邑にてははらやへと稱す。余の郷里たる讃岐にてはらがいたちと稱す。いたちは下地なり(前に見ゆ初期たるを意味す)。

咯血必ずしも死せず

咯血必ずしも死せず

咯血の劇甚なるものには素人は勿論、醫師と雖も其豫後の上に就て悲觀せざるを得ない。是が算る當然である。咯血必ずしも肺結核なりと直覺するを得ざるも、其症候を有するものは多くは肺結核なることを非認することは出来ぬ。

咯血患者の理學的診徴

咯血患者の理學的診徴 咯血の局處を適確に發見して、其部に冷罨法・冰罨法を施すのは吾等の理想である。然るに其出血處が理學的診新上容易に見出し得らるゝであらうか。吾等の聽官と診斷用器具とに診定し得らるゝものでない。之は技術の鍊磨と多數の經驗に由り多少の差異はあるが、多くの場合推測に止まる。咯血患者の理學的診斷上の價値

は要するに薄弱である、心なき醫師が滿身の力を籠めて強打診法を試むるものを往々にして目撃する。吾等は何の意たるを解し得ない。咯血が身體の微動に由て誘發する例は幾等もある。咯血患者に打診法を不注意に行ふが如きは、絕對的安靜の意義を沒了するものである。吾人最近帝大出身の若き醫者に於て此實例を目撃した、こんな事は眼の當り忠告も出來ず大に窮した。

寄生性に因らず、結核に因らず、單純性咯血に在ては豫後比較的良である。余は左の數例を有して居る。

1、一患者齡三十年男(書肆の主人)咯血三日三夜に渡る、如何なる方法も奏效なし、冰罨法あらゆる止血薬を使用し盡して四日目の朝より止血、爾來十數年間現時健存せり。

2、一患者齡五十六年男(書肆の主人古本商)頑固の咯血に惱みしもの、止血後十年今尙健存。

3、一患者齡二十三歳男、(郵便局員)劇甚の咯血を起し、持續七日間、止血後何等の異常なく目下朝鮮に在り盛に活動せり。實兄會て肺結核を有す、時々咯血、此人も今は殆ど全癒し、二十餘年來學校教員たり。頃者擢でられて奏任校長に成る。

模範教育家として其名高し。

4、一患者七十餘歳女、毎月殆んど日を同ふして咯血す、患者戯れて曰、恰も月經の如し、血族中肺結核あり、八十餘歳の高齡を保ち餘病(胃癌)を以て逝く。咯血必ずしも、死病にあらず。輕々しく樂觀すべからざるも亦敢て絶對的悲觀すべからず、余は咯血患者に遭遇する毎に常に此心を以て診療に従事す。

悲慘なる肺病死

〔二〕 悲慘なる肺病死(大咯血)

總ての死は悲慘なるものである。必ずしも肺病死に限らないが。唯だ余が腦裡に深く印象して今に忘るべからざる一患者がある。又た其患者の最後に於ける一言が如何にも心理的趣味を帯びて居るから面白い。左に之を略敘して見よう。事實は宛然たる小説である。

實驗 處は東京市京橋區新港町鶴岡某男(齡四十五歳)素米穀商を營み投機師を兼ね。一代の榮華に奢侈の生活を續けたものである。一朝家を傾け産を破り、倫落の身こ成り、弱り目に祟り目肺結核に罹り、病牀呻吟數ヶ月、藥餌の料に窮し、何人も來つて診療する者が無い。余故あつて深く之に同情し、最後の一ヶ月間は日々其病牀を見舞ふことゝなつた。

一日大咯血の故を以て急に診を求め來つた。往て之を診るに鮮紅色の血液は枕頭の器具に充ち顔面の一部に口唇の週縁は見るも悲慘の狀態に赤く汚染せられ、此間頻發する咳嗽と噴嚏は血液を飛散して、動もすれば吾等の衣襟を濕するのである。貧苦と病苦に惱める患者の境遇をみて、看護婦の侍すべきようもなく、糟糠の妻は親實籠めて枕邊に介抱して居る。最早結核の恐る可きこと何にも眼中にない有様である。

病苦の稍、薄らいだ時、患者は手を合さんばかりに、余の顔を打眺め、苦しき呼吸の内に語る様。

「先生長らく御厄介に成りましたが、もう厭きません、今果の際に先生に差上げたものが、ある夫れは茶壺一本の萬年青である。私が世が世である時分には骨董も盆栽が大好きで随分金を費しました。茶壺も其一つで、特に萬年青はあまり恐いものではありません、私が貧乏しても側を離さず、長らくの病中に唯一の慰にして居つたのは此萬年青です、彼の青々とした葉振が、私の位私に威勢を添へて呉れたでしょうか。夫に強氣な人の名前を附けて自分にも元氣を鼓舞して居た。萬年青の名は東郷三名けました。………モーこう成

患者最後の一言

結核に就ての思出の草々

つては東郷さんでも仕様がありませんまい。云々
 斯くして余は茶壺と萬年青を貰ひ受けた。萬年青は東京を去る時に一友人に譯を話して寄贈した。茶壺は高麗製のもので今に保存して居る。茶壺を見る度に其患者のことを想起する。思へば余が歸るに臨んで萬年青を車の蹴込に妻君が積込むで呉れて、盡きぬ名残を告げたことは今に忘れられぬ。此患者は二三日を経て余の死亡診断書の下に戸籍面に朱線を引かれたのである。

貧民治療の詩的趣味

貧民治療も詩的に従事する趣味がある

阿賭物てふことをのみ念頭に置いて開業醫生活を営むと偶には馬鹿くさい事もあるが、其處を一つお悟を開て詩的趣味を以て治療に従事すると在外の獲物がある。天真爛漫眞情の流露するものは寧ろ貧民生活にある。九尺二間の棟割長屋、隣保相扶くてふ觀念が如何に發達して居るか、一軒の内に病人があれば、比隣の者は相競ふて醫者へ驅付ける水屋へ走る。皮靴片手に此等貧民窟へ乗込んで治療をする刹那、周縁は宛ながら口上で賣る縁日商人の觀がある。五月繩と云へば五月繩かも知れぬが、詩的と云へば詩的である。先づ

こんな心で居れば左程に腹も立たぬ。位置高き名門大家こんな趣味は解し得られぬであらう。

脚氣衝心

三二 脚氣衝心

脚氣衝心とは急性悪性脚氣を意味し、心臓麻痺の症を云ふのである。其衝心時の症候は實に名状すべからざるものがある。主徴は心悸亢進・心部窘迫・心窩苦悶・呼吸速迫・呼吸不利・心神不安不穩・爾他筋肉の知覺及運動麻痺等を起し、其劇甚ならざるものは轉輾反側、牀上に呻吟し、患者は躁狂状となり。苦惱の餘り死を企つる者がある。或は短刀を持って呼び、出刃庖丁を求め、余の知れる一患者は投水せんと企て、匍匐して井戸側に赴きしものがある。其苦悶の一斑を知るに足るであらう。

余の實驗上萎縮性脚氣と浮腫性脚氣に就て、衝心を起す多寡を比較して見るに、萎縮性脚氣の方が多い様に思ふ。余の友人中脚氣で死むた者が三名程ある。皆乾性萎縮性の脚氣であつた。其來るや疾風迅雷の勢を

以てする。脚氣衝心時に於ける醫家は何等施すべき術がない。坐して死を待つの外手持無沙汰なものである。

余は此恐る可き萎縮性脚氣に二回程侵された自體實驗がある。

余の第一回脚氣自體實驗

〔1〕余の第一回脚氣自體實驗年齢十八歳の時 東京本郷にて

初期お定りの下肢の重感・倦怠を覚え、次で下腿就中腓腸部に於て知覺異常を起し、知覺麻痺は漸々上昇して下腿部に及び、此頃よりして口唇周圍に同じく、知覺麻痺を呈する。脈搏は百至乃至百二十至を算し、僅微の運動に心悸亢進を覺ゆる。歩行に大なる障礙なきも階段を昇降するに稍、困難を感ず、腓腸部の知覺麻痺は漸次下降して足趾・足背に及び、同時に手指手背を襲ふに至つた。上腿は下腹に先じて知覺麻痺を呈し、殊に内面に於て著しきを感じる。食思多少の不振を覺ゆるも、未だ曾て悪心・嘔吐の如き胃症を呈せしことなし。

轉地療法 以上の症狀を見たので、余は直に上總國周准郡鹿野山に轉地療法を試みた。轉地後一週間後よりして諸症緩解一ヶ月餘にして千葉

に歸る。

余の第二回脚氣自體實驗

〔2〕余の第二回脚氣自體實驗年齢十九歳の時 下總千葉に於て

發病は七月中旬、前年と殆ど同一の順序を以て發病し、症狀は前年に比して稍、重症であつた。同じく鹿野山に轉地したが木更津より乗馬した爲めか、鹿野山に著後三日間斗りは足が立たない程であつた。然るに爾後の経過は良好で、滯留一ヶ月半餘にして半治下山した。

兩回共に轉地療養の効果であるか、幸に衝心を免れ得て今日に立至つたのである。以來又た脚氣に罹りしことがない。

余の南總記行中の小詩

余の南總記行中の一節明治十八年日記中より抄出せし惡詩二三

姉崎

老樹陰森日色悠、風光占得戰場秋、無端想起當年事、驛馬空嘶立古丘。

過椎津

乘車身似坐禪僧、風動夢魂夢幾層、看取地神嘗祭祀、村童猶弄小球燈。

鳥居崎途上

兩崖深樹不見家、路自綠陰深處斜、殊愛山村真趣味、古稀老嫗賣新茶。

脚氣衝心・余の第二回脚氣自體實驗

鹿野山雜詠二

十日養閑且養身。由來此處絕纖塵。街頭多見青年客。山上偶過紅髯人。橋對瀧橫苦色古。樓迎岳築夏光新。早蟬吟和老鶯語。占得田村七月春。浴後更衣意爽然。獨啜衰骨轉堪憐。山呼鹿野非無故。崎稱鳥居自有緣。世外心如雲外月。病餘身似雨餘天。閑中自有閑中樂。掌握風流李杜權。

三浦博士の脚氣魚類中毒説

丁度、此頃の事であつたと思ふ。三浦守治博士が脚氣は慢性魚類の中毒（就中まぐろ）だとの説が傳つた、處が余は生來魚類が大の嫌で未だ曾て口にしたことがない。然るに二年續けての脚氣の罹病は頗る珍である。魚を嗜む者が偶々脚氣に罹らぬのは不思議ではないが、絶対に魚類を食はぬ者が脚氣に罹るは有力なる反證だと思ふたことがある。三十四五年前の歴史談として掲げ置く。

脚氣名義考

脚氣名義考 脚氣又阿之乃介又かつけ、脚氣の名義は其病の脚より起るを以てなりと云ふ。脚氣が東洋に於ける病氣として古來存在せしことは明白な事實で、既に隋唐の頃より、其區分法が行はれて居た。曰。脚

氣有二種。其有腫者爲濕脚氣。無腫者爲乾脚氣。玄珠曰。古無脚氣説。内經名厥。兩漢之間名緩風。宗齊之後、始謂之脚氣。千金方曰。脚氣者、黃帝之緩風。濕痺是也。又曰。頑弱名緩風。疼痛名濕痺。醫學綱目曰。脚氣頑麻。腫痛爲痺厥。足痿軟不收爲痿厥。脚氣衝心爲厥逆。云々。千金方載脚弱者。蓋亦謂脚氣歟。醫言曰。意脚氣之起也。蓋肇晉時。漸歷南北朝。以至唐而後盛行。

療治瑣言曰。脚氣病、享保之後、初流行于京師。延流傳諸國云々。按ずるに本邦脚氣の濫觴は、上古荒唐の世は措て問はず。中世以後に始まれるもの、如し、續日本紀曰。天平十六年。安積親王脚病に縁て櫻井頓宮より還り、大同三年藤原朝臣の緒嗣曰。患脚氣、發動無期。云々。本邦の醫書脚氣の名稱を記載するもの、實に之を權輿とする。其療方に互りて記載するもの丹波康頼の醫心方を以て最古となす。脚氣の如き泰西の學者に據て研究を遂げざるもの、主として我邦の學者先輩の研究を待たねばならぬ。然るに未だ此事なきは遺憾の極みである。

故栗園淺田宗伯翁の脚氣治療法大に研究に値すと信ずる、「オリザリン」・「アンチペリペリン」等の製劑が、脚氣に對して果して、發明者の聲言するが如き效果あるや否は、余の淺學と經驗の乏しき未だ賛意を具體的に表示する能はざるを遺憾とする。

三三一 種々なる方面から見た死の實驗

死は吾等が現世を辭する最終の一刹那に於ける現象である。而して醫師は職として人死を見届ける重大なる役目を帯びて居る。而も死は天命する所で人力の如何ともする處でない。古より醫は司命の職と稱へられて居るが。是は大なる間違であると云はねばならぬ。醫は司命にはあらで司命の職と云ふが寧ろ適當なるものであらう。命は天なり、上は王侯貴人より下庶民に至るまで、必然免る可からざるものである。

死の研究に就ては古來幾多の學者が苦心する所であるが、未だ死生問題に就ては何等の解決が與へられて居ない。吾等は偶然來つて偶然去る。

種々なる方面から見た死の實驗

死の研究

其間六ヶ敷理窟もあらうが、平たく云つてのければ、此數語の外に出でないのである。宗教も哲學も醫學も皆人間業の低級な觀察に過ぎないので、逆も天作たる宇宙間の生物、非生物偕ては森羅萬象の解釋が充分に附く可き筈がない、吾等の學問智識は天より觀じ來れば最小限度に彷彿して居る様なものであらう。茲には唯だ我等の知り得る程度に於て死なる有體現象を述べて見たいのが吾人の小なる希望である。夫れが又醫學てふ極めて小なる區局から觀察するのであるから、萬足なる解答が期待し得らる可き道理がない。

三三三 臨牀上から見た人の死に就く順序

△死の來る可き表門 (心臟)

△死の來る可き裏門 (肺臟)

△死の來る可き非常門 (腦髓)

人の死に就く順序は、各種疾病の異なるに従ひ、自ら一様なるを得ない

臨牀上から見た人の死に就く順序

臨牀上から見た人の死に就く順序

い。さりながら其死因は身體各貴要部分の直接或は間接に障礙を受けて、其器能の廢絶するに由るは云ふまでもない。而して身體の貴要部分とは心臟・肺臟・腦髓の三臟器を意味すると云つて良い。されば古人は是等の臟器を稱して死の門戸と名けて居る。而も最も屢、死の門戸と成るものは心臟である。ノートナーゲルは「人は殆ど常に心臟より死す。Der Mensch stirbt fast immer von dem Herzen aus」との結論を與へて居る。實にや心臟は我等の身體を榮養する蒸汽罐である。抑も胎生期中より初つて、吾人の生命のあらん限り一秒一分時の絶間なく、規則正しき運動を續けて居るのである。心臟是れ我等の生命と言ひ得るであらう。此貴要なる臟器が心臟自家の解剖的變化或は靜止神經の興奮、運動神經の麻痺に由て、器能障礙を起し、全然運動を營む能はざるに至れば、吾人の生活現象は茲に終りを告げねばならぬ。

英人ソーマス・ハーベルに依て血液循環の理を教へられて以來、吾人の生活現象が如何に心臟の力に由て保たるゝかは、今や何人も信じて疑は

死時の心臟

ざる所である。されば心臟器能の廢絶は即ち死であるとも云ひ得らるゝ人の將に死に就かんとするや、心臟の漸次に落ち行く様はそも如何に。學問上から觀察して見るも一興であらう。コンハイムは瀕死時の心臟に就て研究し、左の如く云つて居る。

人の將に死に瀕するや、先づ以て麻痺するものは心の左室である。此瞬間右室は尙若干時間の運動を續けて居る。最後に於ける右室の微細なる運動は勢ひ肺循環系統の鬱血を來し、其結果として茲に肺水腫を起す。

是れ一般屍體の吾人の眼前に提供する既知の現象である。猶コンハイムは前記肺水腫に就て、前説を増補して左の如く唱へて居る。

人は肺水腫を得るが爲めに死するものではない。將に死せんが爲めに肺水腫を得るものである。Die Menschen sterben, weil sie Lungenödem bekommen, sondern bekommen Lungenödem, weil Sie im Begriff sind zu sterben.

以上は病理解剖家の吾人に教ゆる智識である。此屍體現象が如何なる點まで臨牀家の所見と接觸し得るであらうか。吾人臨牀家の眼は所詮肉體を透視し得る力を持たない。暫らく聽官と護謨管を介する象牙器の媒

肺水腫の由來

臨牀上から見た人の死に就く順序

に依るの外はない。

心臓死を以て死の表門とすれば、呼吸廢絶に因する肺臓死(窒息死)を以て死の裏門とす可きであらう。若し夫れ中樞神經の器能廢絶に因する腦髓死は死の非常門とでも評す可き乎。是等は項を改めて順次に觀察して見よう。

死と心臓音

三四 死と心臓音

死の襲來する前には心臓音が必ず微弱になるかと云ふに、必ずしも然らざる場合がある。此場合は死因が他に在ると解釋し得らるゝのである。さりながら死因の何れに存するに論なく、心臓音の大小・強弱が或疾患の豫後を卜する上に、甚大なる關係を以て居ることは争ふ可からざる事實である。唯だ茲には豫後の斷定上餘りに心臓音に重きを置くと、飛んだ誤謬を起すと云ふことを一言して置きたいと思ふ。

生理的にも心臓音の大小・強弱は決して一致して居らぬ。各人に由て自

ら等差がある。猶ほ人顔の異なると同様なものであらう。是れ吾等が日常健康診斷の際、屢々發見し得る事實である。毫も器質的變化のない健康なる心臓でも、第一音・第二音の長短・強弱を聽診上識別し得可く、心尖搏動の廣狹の如きも實に千差萬別である。就中心尖搏動の如きは視診上・觸診上に明白を缺く場合が少なくない。之は各人の體質にも由ること、胸部筋肉の豊肥なると瘦弱なるに關するは勿論であるが、是等の物理學的原因を卻て猶且つ心臓音には個人的相違がある。例之ば心尖が肋骨に對向して居る場合杯には、肋間に衝動せぬので其波動の傳搬力が弱くなるのは理の當然である。

又先天性或は後天性原因で、心臓瓣膜に器質的變化の有る患者が、代償器能に由て充分作用して居る間は、其心臓異常なるものが死と没交渉の場合がある。こんな場合に心臓音の如何は毫も死の豫後を卜知する上に於ける標準とはならぬ。

余は器質的疾患を有する心臓病者が、熱性病に侵された場合に、心臓

の堪耐力如何に就ては少なからぬ注意を拂ふて居るが、夫が爲めに特別に疾病本來の豫後を險悪ならしめた様にも考へられぬことがある。心臓瓣膜の實質缺損に向つては代償器能に由て補填せられて居るから、第二原因に由る疾病には或程度までは没交渉であるのかとも考へられる。第二疾患が健康なる心臓に向ても衰弱を來す程の度に進行すれば例外であるのは勿論である

以上と反對に心臓音に何等の變化なく、死前二三分乃至五六分間まで相應の心力を有し、而も第一音・第二音共に比較的調整を保ち得たと信じ居たものが、頃刻の間に忽焉として廢絶に歸する者がある。我等が病家に於て

「今まで話を居つた者が急に容子が變つた」

と謂へる語は往々にして聽く所である。病人が談話を續けると云ふことは、身體的及精神的に多少の餘裕を暗示して居ると見て大なる誤はあるまいと思ふ。其時の心臓音は如何と云ふに、何時も比較的純調である。故に醫師としても多少安心をして、死が數分の後にあることは思も

寄らぬことである。醫師が心臓力にのみ重きを置き過ぎて往々豫後の斷定を誤ることは決して少なくないことである。彼のヘルムホルツが道破した如く「死は殆ど心臓の門戸から這入つて來る」が、何等の先觸がなく、拔足・差足で御入來あつては一寸面喰つて仕舞ふ。況んや死の來る可き裏門としての肺臓もあれば、非常門としての腦髓も控へて居る。彼のシャイネストック氏呼吸現象なるものも、死の前驅症候として注目し得る。肺臓死に於ても、腦髓死に於ても何時もとは行くまいが、或場合に於て心臓運動の若干時間存在して居ることは事實である。慢性病の瀕死期に於ては往々にして心臓の落ち行く様を具體的に實驗し得らるゝ場合がある。

三五 心臓の落ち行くさま

多くの醫家が死亡直前若くは瀕死若干時間前に聽診器を前胸壁に貼用して、聽き得る所の心臓音の變化は、死時心臓の落ち行くさまを説明す

心臓の落ち行くさま

心臓の落ち行くさま

る上に甚大なる効果と興味があらうと思ふ。

二十分間乃至三十分間以上續けて心臓の聴診に心を潜めて居ると、種なる現象を感得することがある。或點に於て随分氣樂な話ではあるが、昔し、サントリオ、サントロが新陳代謝の關係を知るべく、身體重量の變化を檢せんが爲めに、三十年間秤の上に坐つて居つたと云ふことを思へば、何んでもない作業である。矧んや重病者附添時に於ける副作業たるに於てをやである。

余は慢性病(就中肺結核死)の末期に際會する毎に、事情の許す限り此實驗を舉行して居る。余は曾て左の如き感想を起したこともある。

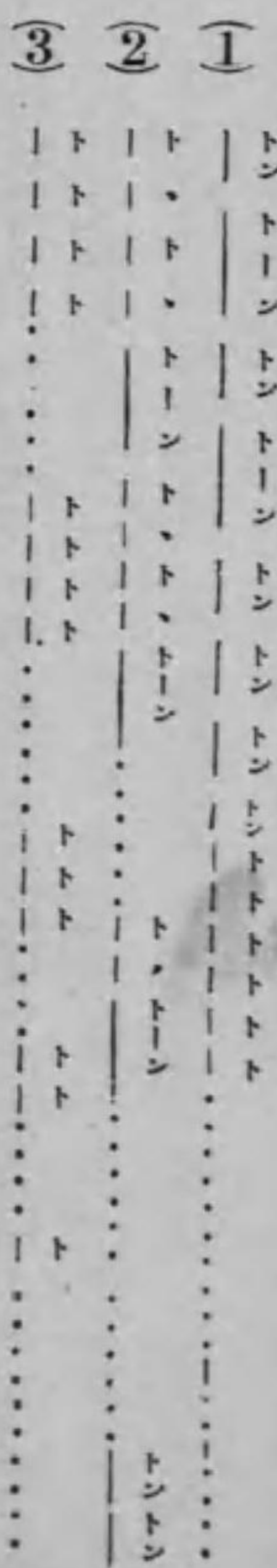
病家の家人として醫者が三十分間以上も、聴診器を前胸壁から離さずに居ると云ふことは、非常に丁寧に診察をして呉れるものと直覺するであらう。併し、其時の自分の意志は診察を丁寧にすると云ふ目的ではない。一つ死に行く心臓の状態を綿密に檢査して見ようと思ふ野心があるのである。醫者の心中には悲嘆憂慮と云へる人情上の思想が

必ずしも家人とは一致して居ない。無論一程度の同情心は飽くまで有しては居るが、尙種々なる感想の往來する餘地がある。そこで以上の様な野心も出て來るのである。僥倖なことには思想は無形であるから家人の眼には見えぬ。若し此思想が透見し得らるゝとせば、嘸ぞや不親切なりとの攻撃を受くるであらう。

右の様なツマラヌ考を胸裡に惹起することも屢、あつた。斯くして余が従來得たる死に行く心臓音のさまは如何と云ふに、恰も撥條の緩るんだ時辰儀の振子の止まる様なこともあり、又た頗る不整亂調子なこともある。之を點線で示して見ると、大約下の如き有様である。

落ち行く
心臓

落ち行く心臓音の状況



愈、心音が止まつてしまつたかと思ふと、三十秒位隔てゝ又た「トン」

と孤島的に搏動することもある。猶ほ其次回の搏動が來ることもある。吾等の聽官の届かぬ幽微の音響が若干時間續いて居るのかと思はれることもある。

健康的幻聽

讀者諸君！ 吾等の聽官には妙な健康的幻聽がある。絶妙なる音樂會に臨み、或は終日劇場に在るの後、歸來耳根に存する音樂と聲色は宛ながら實在せるが如く感ずることがあるであらう。吾等が死せる心臓の聽診時に於ても往々斯る現象の存することがある。眞死・假死の鑑別診斷の際動もすれば迷宮に入る。是に於て乎知る。人死は綜合的觀察を以て定めねばならぬことを。

部分死と全體死

三六 部分死と全體死

單に物質的よりする觀察

部分死と全體死と云へる新造語が、果して余の意志を充分に表明し得

死的關係的順序

るや否を知らない。隨て茲に聊か説明を加へ置く要がある。醫學上部分死(寧ろ局所死)の適切なる例證は壞疽の如きものとして解せらるゝであらう。然るに茲に述べんとする部分死なるものは、夫とは大に趣を異にして居る。有體に云へば人の死に就く場合、身體各組織に於ける死的關係的順序を云ふのである。ノートナーゲルの云へる如く、吾人の死門は多くの場合心臓にあることは之を首肯する。併し、是は全體死の死因であつて、生活原動機關の運轉停止である。人の死に就くや、汽車の停るが如く比較的徐々にするものと、電車の停るが如く市内電車的にあらす京濱電車的なり比較的急劇にするものがある。甲は慢性病の死に於て之を見、乙は急性病の死に於て之を認むる。

慢性病の死と急性病の死

慢性病の死と急性病の死。慢性病の死は漸次に枯れ行く草木の如く、急性病の死は猶是れ樵夫の伐木するが如きものである。甲は死す可き系統を辿りて死す可きに死し、乙は死の順序を趁はずして死す可からざるに死す。故に甲は自然死に近くして乙は不自然の死である。自然死と不自然死に就ては後に

部分死と全體死

論で換言すれば甲の死は普遍的に起り、乙の死は部分的に生ずる。但し、乙の場合に於て部分の要・不要に由て死に遅速緩急の別あるは論ずるまでもない。

尙余は死の關係的順序に就て、下の如き見解を持つて居る。慢性病の死は末梢部より始まり、急性病の死は中樞部より起るものならん。此證據は臨牀的に實驗することが出来る。四肢の厥冷は血行不順よりする榮養斷絶に基くもので、慢性病の死前に見る現象である。是れ正しく末梢部より漸次死し行くものにあらずや。急性腦溢血若くは外傷性腦出血に由る死體現象を見るに、四肢は溫暖にして猶心臟運動の若干時間繼續する者が有る。是れ正しく中樞部より死し行くものにあらずや。

參照 茲に外傷性腦出血云へるは、余が偶然精神病者の爲めに頭部をまさかり(斧の一種)の背を以て毆打せられし被害者を診し、能く其生前の症候を檢し置き、後死するを待て屍體解剖を施し、驚く可き腦内出血なるを證明せし事實に基き記載せしものなり。腦内出血に由り腦壓迫を受け、精神器能全然亡失するも、比

較的身體的生命の保存するに驚ける例證として深く予が記憶に存する所である。部分死と全體死。素と是れ程度問題である。部分既に死して全體未だ死せざるものあり。同じく是れ部分死と雖も生活に貴要なる部分に在ては、直に以て全體死を起す。然れど運動の廢絶が必ずしも死を意味するにもあらず。毫も運動せずして尙生を保つものあり。之に反して尙運動を保つも既に死せるものあり。身體より抽出せる心臟も、猶若干時間依然として運動を保ちつゝあるは古來の實驗に徴して明かである。生命が綜合的に成立するものごせば、死も亦綜合的に成立せざるを得ないのである。而も生死の問題は宇宙の大懸案である。古往今來未だ曾て其解決を見ぬ。我等は唯だ知り得る限に於て思索を凝らすに過ぎぬ。

三七 自然死と不自然死

吾人々類を初めとし諸種の動物は皆な天賦固有の生命を持つて居る。其生命を何等の外界或は内界よりする障礙なくして保存し得るもの、是

自然死と
不自然死

自然死と不自然死

れ所謂生命を全ふするもので、此期に達して死滅するを自然死と云ふのである。然るに吾等の生存期間には千種萬様の障碍物があつて、其生命を阻害す可く作用して居る。萬一其物に觸れると、吾等の生命は茲に中絶せねばならぬ。是れ即ち不自然死である。

人は可及的自然死を希望して居るが、生命は吾人の意識に隨はぬ、遠慮會釋もなく或運命の下に不自然に持行かれ行くのである。

造化の苦心點

併し、考へて見ると、是が造化の最も苦心した處であるとも云ひ得らる。老壯不定など云へる天則的格言は、人類を平和の上に生活せしむる妙諦である。若し人間の命數が豫め限定されて居たら夫こそ大變である。

我等が自然の命數

我等が自然死の命數に就ては種々なる説がある。人壽二百年と稱し、百七十年と號し、何から割出したか知らぬが、大隈伯の百二十五歳説もある世の中だ。未來を見るに盲目なる吾等は暫らく後の事實を待つて證明するより外はない。先づ夫迄は幾百歳となりとも假定して元氣を沮喪

せぬのが寧ろ健康長壽の秘訣である。

偕て自然死と云へることを學術的に云ふと、老衰死である。即ち身體諸臓器の漸次退行性・萎縮性變化を起して用をなす能はざるに至つて滅絶するを云ふのである。不自然死とは身體諸臓器の自然的に退行・萎縮するの期を待たずして、疾病・外傷等の外來刺戟に由て死を餘儀なくするものである。吾人醫師の職務は此不自然死を自然死に導くに過ぎないのである。

自然死は措て問はず。不自然死には様々な區別がある。

小兒の死・中年の死・壯年の死・年齢に論なく凡ての外傷死

等である。其最も不自然なるものは自殺死・他殺死等之に屬する。自然死は安かなる死にして不自然死は不安なる死である。

安かなる死不安なる死

老人の定義

老人の定義(自然死に移り行)

老人とは普通の解釋に於ては年齢を履く重れたるものにして、一名老年とも

自然死と不自然死・老人の定義

云ふ。東洋にては古來四十二歳を以て初老と稱し、老年期の第一階段としてある、然るに是が身體的變化と伴ふて居るので頗る興味あることに思ふ。例せば老人性肺氣腫の初徴たる呼吸面積の縮小は四十歳以前から起る。(ハツチンソン氏に據る)又動脈壁の硬化は屢々三十歳以後から起るとの説もある。斯く老年性變化は四十歳前後から起るが、實際上の老人と稱するものは夫よりズツト以後にある。ナウニン氏に據ると、六十五歳にして老人となり。其際外見及舉動に於て著しき老衰變化を來すと云ふ。一説に據ると單に經過せし年齢に由て老人とは云へぬとの解釋を有して居る者もある。ツウマンジエ氏の如きは諸臓器の状態・精神的作用の如何に由て決す可きものだと云ふ。尙面白きは、生殖機能の消滅と共に老人期の起始に入るとの説である。此説に據ると女子は月經閉止と共に始まると見做す可きも、男子の精蟲は交媾作用の減弱に伴ふて能孕力を失はない。又男子情慾の持續は各個人に由て大に異なるは明かなる事實である。然かも生殖機能の存否は人體の生活に對して没交渉なものである。其證據は一生涯を通じて生殖機能を缺如するものあるを以て、此消失は必ずしも老人期起始の標準にはならぬとの結論に達する。醫聖ヒポクラテス氏は老人期の始を七十歳とし、カバニス氏は六十五歳、フルーラン氏は七十歳、他の學者は五十五歳、ガイスト氏は早老の起始を五十歳とし、晩老の起始を六十五歳とせり。カンスタット及メツテンハイメル氏は老人の起始を男女に由て分ち、男子に在ては五十歳、女子に在ては四十歳

なりとせり。又メツテンハイメル氏は第一老年期を男子五十歳乃至六十歳、女子四十歳乃至五十歳なりとし、夫より以後を第二老年期とせり。人生五十知命の歳となし、七十は古來稀なりと稱せらる。然かも四十にして早く老境に入るあり七十にして尙矍鑠たる者あり。老人の定義を定むるの要は身體諸臓器の状態・精神作用の如何に由れりと云へる。ツウマンジエ氏説こそ至極尤なりと思ふ。老と不老と生活法の關係決して等閑視すべからざるものがある。概して遊民的生活は人を早老ならしめ、適當の職業は早老豫防法と成る。

三八 生に執著する死と執著せざる死

△美なる死と醜なる死▽

生に執著する死は醜にして、生に執著せざる死は美である。死の美醜は各人の精神修養に由て異なる可きも、死戰期の強弱は大に與て力ありとせねばならぬ。死の美醜は一程度までは自然死と不自然死に一致し、自然の死は美にして、不自然の死は醜である。余は職務上より多くの死に立會した。美なる死にも遭遇したが、醜

生に執著する死と執著せざる死

生に執著する死と執著せざる死

余と人死の立會

なる死にも遭遇したことがある。

〔イ〕 眠むれるが如き死象(安死)

眠むれるが如き死とは、死の安穩なるを形容せしものにして、死狀の最上乘なるものである。老衰者の自然死に於て多く之を見る。又老衰死ならざるも、最慢性の疾病にして身體・精神の衰弱極度に達する者に於て往々に認むる死象である。

古より高德の智識にして大悟徹底せる禪林の大和尚に於て、往々睡むれるが如き死を傳へらる。所謂入定と云ひ大往生と號し死の最も美なるものと稱せらる。而も意識明瞭にして自ら死期を知り、從容自若として臨終す而して其死必ずしも自然死にあらざるものがある。斯の如きは學むで此域に達せるもの、吾人は今暫らく物質的の評論を避くるであらう。宗教上の極意、生死不二の境界に入る、生何物ぞ死何物ぞ。其死の美にして殆んど病苦・死苦を忘るゝが如きもの、蓋し絶對的に生に執著せざるが故である。是等の死、敬す可し尊む可し。眇たる醫學上の見地より論

眠むれるが如き死象

斷するの寧ろ迂なるを思ふ。

參照 古來英雄豪傑・大徳高僧の死を大にし且美ならしめんが爲め、各種の傳記争ふて眠むれるが如き死を説くものもあるも、是れ必ずしも史家の筆に據て文飾を施すもののみ認む可からざるものがある。余幼時郷里高松見性寺住職の入定の狀を見しこゝあり。又曾て同寺の住職某師の不起の疾患を診療せしこゝあり、修業の徳能く死生不二の境界に入り凡俗を超脱し、毫も惡びれたる狀なし余親しく其病牀に侍し、慰安是れ努む。死するの前一日、余に贈るに大庭學仙描く所の畫幅を、手澤の存する茶器を以てし、其死期明日に在るを斷言し、暗に訣別の意を表す。果然其翌日殆んご豫言の時刻を以て入寂す。精神能く肉體寂滅の期を透観す、理外の理にして人力の濫りに揣摩し得可きにあらずとせん乎。

眠むれるが如き死、俗人に於ても亦之を見る少なくない。死の頗る平靜なるを示して坦々たるの狀がある。勿論疾病其物の性質に由るも、死時精神の持ち様大に與て力なしとしない。斯の如きの死、人をして一種の美感を惹起せしむ。佛者の所謂罪劫少なき人に於て之を見る乎。

〔ロ〕 煩悶せる死象(悶死)

生に執著する死と執著せざる死

煩悶せる死象

疾病當然の結果より来る煩悶は、精神器能の純正なる發動にして、生理的作用の表現と見做す可きも、生に執著するの餘りに發する煩悶は、死として醜の醜なるものである。脚氣衝心・「テタヌス」・破傷風・心臟神経痛・劇甚なる喘息發作・虎列刺の極期等に發する煩悶苦闘は、疾病的現象として毫も怪むに足らない。其煩悶は不隨意に來るものである。吾人の茲に醜なる死象と云へるは、隨意的に來る煩悶状態を云ふのである。是等の人死せんとして容易に死せず、死戰期の長き數日に互るものあり。死し行く者に向て謹慎を強ゆるは聊か酷に失せんも、煩悶を一定程度に抑制するは行ふて行ひ得可からざるにあらず。餘りに煩悶の極、周圍に看護する家人をして、寧ろ死の一時も速かならんことを希望するが如き死状は、死として嘉す可きものにあらず。古より死象の如何に由て、其人生前の罪劫を云爲するものある、偶然にあらずと云ふ可し。

惡聲苦吟
痛苦輕吟
減の天然
瓦能?

痛苦輕減の爲めにする煩悶状態と惡聲苦吟

余は多くの病苦者が無遠慮に發する煩悶・苦吟の惡聲を強て抑制せし

むるの寧ろ慘酷なるを知る。何んとなれば是等は幾分なりとも内界の痛苦を外界に漏洩するの效あるのみならず、患者の發する嘆聲は頻發する呼氣である。呼氣の頻發は吸氣の要求より來る自然現象である。

あーあー……はーはー……うーうー

と呼べる嘆聲苦吟は天然の調節的良能と見做す可き場合がある。此點より云へば是等を歓迎す可き様にも考へらる。胃痛・胃痙攣等の場合に患者が不隨意的に發聲する。

あ痛た……痛た……痛た……あーッーあーッー……

と云へる苦痛表現の言語は、恰も神経痛發作若くは痙攣性疼痛の強弱を遺憾なく表白する疼痛波線である。

〔ハ〕 自ら死を識らざる死象

最も死者に取て僥倖なるは、自ら死を識らざる死象である。即ち神経中樞機關の疾患にして、意識溷濁せる者に於て多く之を見る。嗜眠・昏睡・鼾聲・長大息・大欠呻等の外患者は全然意識を有しない。呼べども答へず

疼痛波線

自ら死を識らざる死象

生に執著する死と執著せざる死

副呼吸筋は蠢動する。時々襲來する口圍及口唇の「チアノーゼ」は家人の一顰一蹙を招くと同時に、余夫れ自身に於ても殆んど施す可き手段方法がない、總ての祛痰劑も強心劑も、吸入療法も溫浴療法も、其他あらゆる治療法を施し盡して、而も何等の効果を認めない。窒息の危険は刻一刻と谷りつゝある。……難有御符や……親類縁者の祈願を籠めた神社佛閣の御守札は、患兒の肉體若くは枕邊に安置せられ、片唾を呑むで看護に従事する母人は氣も半狂亂の有様である。流石に男と云へる意氣地に、女々しい涙こそ滴さる。心の中で泣いて居る主人公の腹の中……現代の治療法も頼みにはならずと思はれはすまじきや……

偶、同僚先輩の對診を求むるも、別に施す可き起死回生の妙案が又とある可き筈がない。畢竟對診醫なるものは責任分擔と云へば云へ、一は患家の安を求め後日の遺憾なき爲めにする主治醫の苦衷たるに過ぎないのであるが、此場合斯くせねば何となく氣が濟まぬ心地がする。有體に云へば、診斷不明の際特殊専門家の技倆を待つて判斷を要する場合を除

くの外、多くの價値は認めぬものである。瀕死時の立會醫としては、一二未試藥品の指圖位が關の山で、夫をキツカケに大抵は引取つて仕舞ふ。就中、名家・大醫と云へる最上流の醫家に對診を求めた場合に、こんな狀況に遭遇することが多い。此瞬間時に跡に取殘された主治醫の心中はマアどうであらう。……手指は橈骨動脈に觸接して絶えず脈搏の如何を監視する……聽診器は殆ど二三分間毎に前胸壁に接著する……果ては固著せんばかりである。……粗裂なる呼吸音偕ては大小の水泡音鼓打つ心臓悸動若くは弱り行く幽微なる心臓音——結代……重複等の異常音は如何に吾等の鼓膜面を刺戟するであらうか。醫家夫れ自身の職務上の苦心は素より其分であるが人として家族の憂慮と心痛に釣り込まれて一種云ふに云はれぬ心理状態に沈むのである。是等の境遇は滿天下の我同業者諸君の、最も屢、亦最も痛切に實驗さるゝ所であらう。吾等の此言が單に一場の愚痴なりと思はゞ思へ、醫師として最も尊む可き同情心の發動は此點にあるのではあるまいか。

一定の度まで醫師が病家の家族と情死(敢て此語を用ゆ)すと云へることとは、人情上から來る問題であるが、家庭醫たる苦心の極は、人をして「何の因果で醫者に成つたらうか」杯の感懷も時有つては起る。

家庭醫の餘樂

家庭醫の餘樂

醫者も全場通じて悲劇の幕に鎖されては居らぬ。一朝起死回生の場合にでも遭遇せん乎。「命の親」と崇められ、病牀に兩手を合せて拜まれる様な事もないではない。此時敢て高慢の鼻を蓋めかすにあられど、亦決して悪い氣持のしよう筈がない。「内の先生」と持難され、多少飼猫扱にされる氣味はあるが、義理にも下へば置かね取扱振は、他の職業階級に求めて多く得べからざる處である。是等が家庭醫の餘樂とでも云ふのであらう。昔は内科本道と稱せられ、醫家の主位に置かれ、外科醫の如きは頗る冷遇を受けて居た、西洋の歴史に據るも外科醫者は非常に賤まれ理髮師の兼業であつたのである。今は決してそんなことはないが、眼科と云ひ、耳鼻科と云ひ、生命に直接の關係の薄い専門醫家は内科醫者に見る様な業務に伴ふ餘樂と趣味が少ないかも知れぬ。但し學問技術上の感興如何は自ら別物であることを一寸断つて置く。頃者耳鼻科の或友人が來訪されて、四方山の話次、其友人の曰くには、父祖か

らの遺言で眞夜中に起される醫者に成るなと云はれたと話して居られたが、是はオツチヨコチヨイの庸醫に成るなどの謎であらう。其語の中には一種の寓意を藏せられて居る様だが、一面から云ふと、醫者の眞趣味は眞夜中過に叩き起される所にあるのだとも云ひ得られぬでもない。

嗚呼安死術

四〇 嗚呼安死術 Euthanasie.

安死術とは名稱の如く死を安泰ならしむる方法であつて、患者が病牀に在て轉輾反側し、非常なる苦痛に悩み、而も其患者が到底救治すべからざる場合に於て、或方法の下に患者をして苦痛なく早死せしむる術を云ふのである。是は法律家の方では議論もあることだし、醫術なるものの眞目的には全然相反して居る技術である。人道上大に議す可きものと思ふ。

實際上に於て千百の治療法其效なく、如何なる手段方法を講ずるも、到底見込なき患者に對し、況んや死前の煩悶苦闘實に見るに忍びざる場合に處し、假令劇毒藥を投與するも苦痛に悩む患者をして其死を安から

しむることは、強ち排斥す可からざる様にも考へられるし、吾等が毎常瀕死患者よりして速に其生命を絶たんことを強請せらるゝことは決して少なくない。

此時此際、吾等は如何なる方法を取りつゝあるか？強心剤の注射と内服は一分一秒たりとも、生命の保存に努めつゝあるのである。……此行爲行動は一面より云へば、患者の苦痛時間を永からしむることに歸著するのである。さりとして苦痛時間を長からしむるの故を以て救命療法——其目的を達せざるは萬々承知して居ながら——としての存命療法を中止すべきであらうか。……夫では醫師としての本然の任務に悖るの責を免れない。泣て吾等は其方法を繼續せねばならぬ。「カンフル」油に兼ねて鹽莫比の注射を行ふ處に最も醫師の苦心の存する所が見えるではないか。

瀕死患者に假令「モルヒネ」鹽類を處方するにせよ。其目的は苦痛の輕減に在りて、死を早むるの意思は寸毫もあるべき筈がない。又ある可か。

らざることである。ビューチンゲル曰く。

彼(醫師)の眼中には唯患者ありて死しつゝある者なし。

”er dart stets den Patienten, nicht den Sterbenden in ihm Sehen.”

安死術は
自殺幫助
罪

と。醫師は厭くまで此金言を遵守せねばならぬ。醫師が患者の強請により死を速むるの目的を以て麻醉薬を投じ、若し其が爲め死亡したりとせん乎。醫師は刑法第二百二條の正文により、自殺幫助罪として六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せらるゝのである。若し患者の請によらずして行ふとせば殺人の正條に問はるゝこととなる。

嗚呼安死術……既に醫術の範圍に屬する治療的行爲でない。其目的が死を安穩ならしむるにあるも。嚴格なる意味に於て醫師は刑法上の罪人となる。醫師は忍んで患者の苦痛期を監視せざる可からずとせば、醫師の職務も亦た悲痛の極みである。

參照 吾等が臨牀上の實際に於て、必死患者に向て興奮劑を餘りに多量に注射其他の方法を以て患者の體內に入るゝを、制限又は中止するこゝがある。是れ寧

ろ自然豫後に任ずるものにして、人工的に患者の苦痛時間を延長せしめざることに成る。是等は人道上より見るも、法律上よりするも非難のないことであらう。

醫師果して人死の慘に慣るゝか

四一 醫師果して人死の慘に慣るゝか

人の神経は同一なる頻回の刺戟に由り感受性の鈍麻を來すものである。屠牛場の屠者は談笑の間に牛羊を屠り、しやも屋の割手は何の難作もなく鶏鳥の生命を奪ひ去る。人の食料に供せんとする目的の下にする手段に外ならざるも、苟しくも生類の命を絶つに至つては、想ふに一種の感慨に咽ぶものあらん、少くも彼等が最初に其業に従事せし當時に於ては、餘り善き心地がしなかつたに相違あるまい。習慣と同一なる頻回の刺戟は彼等の神経感受性を鈍麻せしめ、他の慘事を敢てして、殆ど尋常の茶飯事となす。

醫の人死に接する前者と大に趣を異にし、救はんが爲めの行爲行動を營み、人事の盡す可きを盡して天命の至るに逢ふ。夫れ果た如何ともす

可き様なし。或人有て曰く。「醫は人死の慘に慣るゝなき哉」と此問題は一顧に値するものがないでもない。

回顧すれば吾人が初めて醫を志し、基礎醫學たる解剖學實習に臨むた時、静けく冷かに解剖臺上に睡むれる屍體を一瞥し、慄然として一種慘鼻の念に咽むたのは事實である。

又た外科「クリニク」に侍し、種々なる觀血的手術を初めて見たる時、吾人の同窓中腦貧血症狀を起した者ありしも争ふことの出來ない事實である。

習慣と同一なる頻回の刺戟は果然吾等の神経を鈍麻せしめ日を経るまに吾人は大膽不敵とは成り了した。是には學問技術の爲めだと云へる有力なる後援者が背後から加勢して呉れたお蔭も大にある。

醫師として當然立會はざるを得ない人死の場合にも、幾度となく遭遇した。内科的疾患もあれば外科的疾患もある。……九死に一生を得んが爲めに施した外科的手術が、不幸にも其目的を達し得ないで空しく手

術臺上の露と消えた患者に接觸したこともある。是等の時に於ける吾等の死者に對する悲嘆愁傷の度合と表情が、必ずしも家人の夫れと一致しないが爲めに、醫師が人死の慘に慣るゝと思はれては誠に迷惑千萬な次第である。

四二 職務上から見た死と職務以外から

見た死

醫者も縦鼻横目の人間である以上、精神異常なき限は人並の神經感受性を有して居る。喜怒哀樂の七情が、事に觸れ物に感じて發動する作用に厚薄・深淺の別がある可き筈がない。人死の慘を觀て冷然たるが如きは常識者にあり得可からざる道理である。

唯だ職務上から見た死と、職務以外から見た死に就ては、其間自ら區別がなくてはならぬ。吾等が職務の上に於ける死に對する觀念は物質的である。或は情の分子が加味されて居ないかも知れぬ。醫學と醫術の智

職務上から見た死
職務以外から見た死

人の肉體に刃を加ふる時の心持

識の命する所に從ひ、行はんとする處を行ひ、施さんとする處を施し、斯くして不可抗力たる死の原因に遇ひ死なる現象を觀たのである。今の言葉で言現はせば、神聖なる見地から死に對して居る。世人の眼に映する醫者の態度が、人死の慘に慣るゝかの様に見ゆるのは寧ろ當然である。吾等が醫師てふ職務を離れて、一般人情に支配さるゝ身となり、人死に對する觀念如何と云ふに決して人後に落ちないのである。泣きもしよう、悲みもしよう、憂ひもしよう。而も其同情の程度が或意味に於て普通人以上であるかも知れぬ。

四三 人の肉體に刃を加ふる時の心持

醫師の人體侵害權は公法上附與された權利である。即ち治療權と謂ひ得るであらう。醫師の業務は人體を侵すと云へることが骨子となつて居る。單に人體の一部を切開し、或は切除切斷する觀血的手術（外科的行爲）のみでなく、藥物の内服・注射・灌腸等の内科的行爲も亦た人體に影響

人の肉體に刃を加ふる時の心持

を及ぼす以上は此範圍に屬するのである。而して吾等の人體侵害は治療的行為として國家の法律は之を允許し、獎勵し。被害者の同意と認諾を得て舉行されるのである。被害者無意識なる時は其親権者の同意を得て

如上の隱約の下に術者と被術者は、何等の故障なく肉體を侵害し、又侵害さるゝのである。其侵害程度が疾病其物より受くる損害に比し低級なる可きは云ふ迄もなく之に依て健康と云へる福音に接し得可き治療的行為たる善意を含んで居るからである。

可憐なる病者は忍んで苦き藥を飲む……疼痛に悩む病人は一時的にもせよ、より以上疼痛を感じる注射療法を進んで受ける……一指、一肢を切斷し、腹部を切開し、臓器の一部若くは全部を摘出せられ。彼等は何等不平がましきことを云はず。分外の治療費までを支出するのである。局處の感覺を奪はれ、全身麻酔に陥いられ、醫師の前に立てる病人は一國の帝王も、稀世の英雄豪傑も、高德の智識も、絶世の美人も、横綱の力士も宛ながら護謨人形の如き觀がある。

試みに吾等が醫師てふ資格を離れて考へて見ればどうであらうか。即ち唯の人間に復歸するのである。吾等が使用する一基のメスは神聖なる職業の加護に由て動く。職務を離れては針一本も他人の肉體を毀傷することは出来ぬ。又其権利がないのである。強て之を行ふに於ては法律の制裁を受けねばならぬ。尙個人としては正當防衛の爲めに相當の抗抵を試むるであらう。尊む可きは吾等の職業である。

さり乍ら、吾等が人の肉體に刃を加ふる時の心持は、決して尋常一様の覺悟ではない。我等の自信と智識の及ぶ限りに於て、確定診斷を下して後のことではあるが、其目的の場處に達するまでの苦心は、逆も局外者の窺知すべからざる所である。若夫れ診斷適確手術其圖に中りし時の愉快は何共云へぬ心持である。多くの外科醫者が業務上の趣味は此點に一致するだらうと思ふ。

余も壯年時代に於て暫らく身を外科界に投じ、多少の實驗談を有して居る。後章に於て記述するであらう。

解剖家の手は研究の爲に動く

四四 解剖家の手は研究と復仇の爲に動く

多くの解剖家、若くは吾等が偶々解剖に従事する時、唯一の頼みとする所は研究思想と、復仇の爲めである。屍體解剖・病體解剖の吾等に齎する業績が甚大の効果あるは云ふまでもない。諸種疾患の解剖上・組織上所見は、古往今來、幾千萬の屍體解剖より得たる結果である。學術上の犠牲となり寸断に切り刻まれたる冷たき屍體の所有者たる神靈に向て、吾等醫學に従事する者は絶大の敬意を表せねばならぬ。

復仇の爲の解剖

復仇の爲めの解剖と云へる事に就ては、茲に一言の附註を要する。夫は法醫學者の死因鑑定の爲めにする解剖を云ふのである。題名聊か奇矯に失せんも、吾等が鑑定人として法官の面前に立てる時、或る他殺嫌疑屍體に向て刃を加ふ。彼等の多くは實に無辜の良民である。必ずしも然らざる場合は除外として、吾等は法律の命する死因鑑定とは云へ、良民の肉體に向て刃を加ふるのである。其意被害者に代て被害原因を闡明し、斷獄材料を提供する一種

屍體に對する敬禮

の復仇的行爲である。嗚呼、此意に出づるにあらざれば、變死屍體に對して更に刃器を加ふるに忍びんや。故に曰く。解剖家の手は研究と復仇の爲めに動く。

△△△△△△△△△△
屍體に對する敬禮

解剖の禮式として屍體に對する莊重なる敬意を表す可きは論なし。屍體に罪あるなく、假令罪ありと雖も死屍を鞭つは古人の誓むる所である。吾等が解剖に際して默禮一番、暗涙を呑んで解屍するもの亦此意に外ならず。而も一朝刀を執て其技術に著手するや、勇往邁進、死因を探究せしむれば止まざる底の意氣込を以てせざる可からず。余不肖なりと雖も種々なる機會は比較的多くの屍體を解剖するの便宜を興へられた。开は某々地方裁判所の醫務に従事したればなり。後文多少の實驗例を擧ぐるであらう。

四五 絞首臺上の人

窒息死の人體試驗

吾等は臨牀上の疾病的實驗に於て、將た多くの屍體檢案に於て窒息死と窒息屍體に遭遇するの機會は決して少なくない。されど生ける人體を

絞首臺上の人
窒息死の人體試驗

絞首臺上の人

人工的に窒息死に陥らしむる現象は、獨り刑法上の死刑被告者たる、絞首臺上の人に於てのみ目撃することが出来るのである。監獄に限られて居る彼等は犯せる罪の代償として國家刑罰權の執行を受け、生命を人為的に奪はるゝのであるが、死の慘たるに於ては一である。況んや罪を惡んで人を惡まず。彼等が力なき歩みを監守押丁等に幫けられ、眞個に屠所の羊たる歩調を以て進み行き、蟲が知らずか、絞首當日は假令執行の申渡を階段踏みしめ、受けざるも能く心得て居るのは悲慘である登り詰め、憐れ絞首臺上の露と消え行く順序を、我等が物質的に研究するは、情に於て忍びざる處で、多少の勇氣も阻喪する譯ではあるが、國法に餘儀なくせらるゝ彼等の死が由て以て多少學術上に貢獻する所ありとせば彼等が生前の罪劫を幾分なりとも消滅することにもなるであらう。

余は最近に於ける絞首方法を實驗するの機會を有しない。茲に述ぶる所は十數年以前のことであるが、大差はあるまいと思ふ、唯其心地して讀過せられんことを望むで置く、現今の絞首方法は維新前後に行はれた

ふんどう責めと稱するもの蠻法とは大に異なりて、頗る巧妙で且つ進歩したものである。即ち執行より死に至るの時間の短縮に努め、専ら苦痛の減少に留意してあるそうだが、死刑の目的は生命を奪ふにありて、苦痛を與ふにあるなし、故に各國の死刑は監獄内に於て絞首し、刑方法中電氣殺を用ゆるものもあるが、我國では刑法第十一條に於て、死執行より死に至る時間の長短は、各個人により大に異なり、又た絞首器械の状況にも關係がある様に思ふ。余の觀る處では眞の死は絞首臺より取下ろされるズツ以前に在ると思ふのである。死刑に就て著目す可きは呼吸困難の時期のないことである。若し之ありとすも至て短少時間であると解せねばならぬ。今の絞首方法は絶対的呼吸道の遮止である、否寧ろ甲狀軟骨其他喉頭軟骨の破壊である。刑死屍體の解剖に由て之を證明する故に一度び身體が踏臺より離れて下垂し、身體自己の重量之に加はる時は、最早空氣の呼吸道に入る可き餘地がない。胸廓は盛に呼吸的動作を保続するも、斷じて空氣の竄入を許さない。絞首者の胸廓が大波小波を打つのは此爲めである。

絞首と意識亡失の時間

は之を知るに由がない。

動物試験に據ると呼吸絶止後第一分の終り、或は第二

絞首と痙攣運動

絞首者の心動と呼吸

人類の呼吸停止に堪ゆる時間

分の終りなりとの説あるも、何を標準に之を定めしか、余は大に之を疑ふ。

絞首と痙攣運動 痙攣は絞首者に於ける殆んど必發の現象で、又た最も顯著なるものである、然かも其痙攣は猛烈なる搐搦性を帯びて居る。

或場合に於ては角弓反張を起すことがある。

絞首者の心動と呼吸の關係 呼吸運動の絶死と心動は一致して居ない、機骨動脈の搏動は呼吸に先んじて絶止するを常とする。即ち心臓運動は若干時間呼吸に後れて絶止する。

此關係は成書に記載する動物試験成績と相一致して居る。

參照 動物に於ては窒息後十五分乃至三十分間心鼓動を見る云ふ、絞首者の心臓も呼吸絶止後三分間持續す云ふ。余は心動の呼吸に後れて存在するを知るも、其時間を數字的に示すの統計を持たない。全國の監獄醫諸君に於て是等の經驗を有せらるゝ人士あれば謹で教を乞はん。

人類の呼吸停止に堪ゆる時間
予の自體試験

人類の呼吸停止に堪ゆる時間は成書の記する所に據れば、三十秒乃至四十秒

時にして、熟練なる潜水者と雖も五十秒以上水中に堪ゆることが出来ぬとある。然るに著者は一分間以上一分三十秒に堪へ得る自體試験を有して居る。安靜呼吸の場合に突然無呼吸状態に入ると一分時を限度とするも、極度の深呼吸を營みたる後無呼吸状態に入れば、僅に一分三十秒に堪へ得可し、但し無呼吸状態に堪ゆる時間は練習に由て大に異なる。予の知る或人は二分以上に堪へ得る。之は後段「深呼吸の生理的作用」の項に於て詳細に説明するであらう。

四六 余の法醫學に興味を持った動機

余が未だ學生時代であつた。故千葉醫學專門學校長恩師荻生録造博士に隨行して、法醫學の實地演習として嬰兒殺被告事件の死因鑑定の爲め千葉縣檢見川へ出張したことがある。當時余は助手として屍體解剖を手傳つた。博士は諄々として必要な事項を物語り實物に就て丁寧に説示

余の法醫學に興味を持った動機

余の法醫學に興味を持った動機

せられた。其時最も興味を感じたのが肺の浮遊試験である。學理は我を欺かず、肺の切片を水中に投ずれば漂々として生活現象を證明し得るを見て、非常に興味を感じたのが第一の動機である。

夫から實務に従事することとなり、開業醫生活の單純無味なるを思ふに付け、最も學問と實地と密接し、理窟で通ふれるのが裁判鑑定事件であると感じた。「習ふよりは慣れ」の譬に漏れず、屢、其事實に遭遇する毎に益、興味を覚え來り、爾後多少の實驗を積むことを得た。

余の開業時代には法醫學は未だ裁判醫學又斷訟醫學裁判醫學を法醫學と改められたのは片山博士の創意で、すつと 杯と稱せられ、參考書籍としては學校の講筵筆記と譯書後の事である。 杯と稱せられ、參考書籍としては學校の講筵筆記と譯書として、裁判醫學提綱片山國嘉博士著 位のものであつた。當時此學科は餘り重きを置かれて居なかつたのである。又民間開業醫の中でも是等の素養を有するもの少く、偶、裁判所杯から鑑定を命せられると非常に迷惑がつて居た。そこへ余は多大の趣味を以て是に應じたから、裁判所側では非常に喜ばれ、十數年間鑑定醫務に従事する様なことに成つたのである。

裁判醫學
と稱へた
時代

現今では居住地を異にした關係もあり、又久しく其作業に従事しないので何等の實驗談を持たぬが、法醫學と云ふ學科は面白い有益な學問だと確信して居るのは、昔も今も變りはない。余は此學科は男らしい科目だと思つて居る。

法醫學者
の頭腦の
中

四七 法醫學者の頭腦の中

- △法醫學者はお人が悪くては困まる。
- △法醫學者は正直でなければならぬ。
- △法醫學者は常識に豊富なるを要す。

法醫學者として存立を許すのは、帝大初め各醫學專門學校の講座を擔任して居る教授諸君位なもので、民間開業醫がこんな専門を標榜しては御飯が食はれぬことに成る。先づ一般開業醫中の篤志家が官の命令に應じて忠實に斷獄の材料を提供するより外はない。併し、醫師には法律上の義務あるから、故なくして其命令を拒絶することは出来ぬ。一般醫師

法醫學者の頭腦の中

も其梗概を心得置く必要はある。

本來、醫學の分科中法醫學は必要な科目でありながら冷遇されて居つた。我邦で此學科が大學中でも重せられる様に成つたのは、漸く相馬事件以後の事である。我國法醫學のオーソリチーたる片山博士が三十年一日の如く斯學に従事し、一面國家醫學會を起し、社會各方面を通じて必要な學科の普及を圖られて居るのは多とせねばならぬ。余は茲に『法醫學者の頭腦の中』と云へる題下に一つ異なりたる觀察をして見よう。

法醫學者
は悪い
お人が

(一) 法醫學者はお人が悪い。 検事に検事氣質がある様に、法醫學者にも法醫學者氣質がある。 鵜の目鷹の目、根掘り葉掘りして、萬事萬端、檢察的眼光を以て觀察する癖がある。 誠實公平は鑑定の一大家義ではあるが、動もすれば、刑事巡查や検事や豫審判事の調書に釣込まれて、再鑑定の結果意外の結果を齎すことがある。 余は或る國家醫學講習生の一人が、驚く可き誤れる鑑定を下して居つたのを發見したことがある(第四九項参照)。 先入主となる、疑つては思案に能はずの譬、吾等が鑑定に従

法醫學者
は正直
なれば

事する時には心を冷靜にして、唯だ一の創傷若くは屍體あるを知て、爾他の事物あるを知らざるの態度が肝要であると思ふ。 参考書類・證據物件の調査は必要なるに相違ないが、其書類や物件に捉へられて非常なる間違が起ることがある。 捕縛されて警吏の手にあるの人必ずしも罪人にあらざれば、田野山間に横はるの屍體必ずしも他殺屍に限られては居らぬ。 實務に任せん者は能く／＼の注意を要することと思ふ。 検査記録は嚴重にせねばならぬ、醫者の記録は事實の寫真でなければならぬ。 が、お人の悪い法醫學者と云はんより寧ろ疎漏な人に出遇ふと飛んだ迷惑を蒙むる被告人があることを忘れてはならぬ。

(二) 法醫學者は正直でなければならぬ。 法醫學者に限らず、何人でも正直を尊ぶは云ふまでもないが、取分け法醫學者には切實に其必要を感ずる。 餘りに才子な醫者は危険である。 或裁判官は吾人に語つたことがある。 動もすると種々なる記録が机上で製作されるかも知れぬ。 現今はこんな事實はなからうが、余が若年時代には往々耳にした所である。

法醫學者は常識に富むを要す

(3) 法醫學者は常識に豊富なるを要す。單に常識と云ふも、是は程度問題であるが、一般的智識を有することが頗る必要であると思ふ。吾等が屢、遭遇した再鑑定の場合には古今無類の珍鑑定書や珍診断書があつた。今其二三を引用して見よう。

古今無類の珍鑑定書

珍鑑定書例

嬰兒殺事件に坐して胎生七八ヶ月嬰兒の糞槽中より發見せしものに對し、左の意味の鑑定書を提起して居る。

鑑定書 原文の儘にして一字一句を改竄せぬ

第一項 全體無疵

第二項 身體軟弱

第三項 脱肛

第四項 腹部皮膚剥脱シテ青綠色ノ大斑ヲ呈ス

第五項 臍帶依然トシテ未ダ落チ去ラズ

右之通ニ付窒息死ト及鑑定候也

明治〇〇年 月 日

醫師 〇〇〇〇〇〇〇〇

珍診断書例

診断書

〇〇縣〇〇郡〇〇村

〇〇〇〇〇〇〇〇

年齢二十五年

右者前頭部ニ於テ長サ一寸幅五分ノ切創有之全ク剃刀ニテ負傷セシメタルモノト及診断候也

明治〇〇年 月 日

醫師 〇〇〇〇〇〇〇〇

新舊過度時代に於ける醫育の不統一よりする種々なる缺陷は、時勢の爲めとして深く咎むることは出来ぬ。されど前記の鑑定書及診断書の如きは、尋常人の常識判断に上すも、一見して其不備のものたるを認識することが出来る、斯る鑑定書が醫師の作りしものとして、検判事の面前に上りしことを考ふると、如何にも一般醫師の常識程度の低いかを見透かざるゝ様な心地がせられて、腋の下から汗の出る様なこともあつた。併し、法醫學智識の幼稚な時代であるから、山間僻地の醫師には是非な

いとしても、相應の教育ある醫家が鑑定書・檢案書の爲めに引掛かり、警察署や裁判所に呼出され、午前八時に出頭せよとの呼出状に接し、正直に出廷して見ると午後の一時頃迄待たされ、ヒドイ目に逢ふことがある。此事實は大正年度に於ても堂々たる東京の官衙に確にある。余は現に一昨年某保險會社の事件にて参考人として東京控訴院に呼出され、午前八時の呼出が當日午後二時に成つたことがある。權利義務を八釜敷云ふお役所でも、御都合次第で人の迷惑を何共参酌せぬのは、矢張舊幕時代の御大官所風の遺殘思想と見ゆる。

醫者も常識は勿論自己に必要な丈の法律思想を有して居らぬと非常な不利益がある。

△警察署や裁判所の見たる醫者▽

警察署や裁判所と云ふ役所は、餘り居心地の能い場所柄ではない。近頃餘程改良は施されて居る様だが、夫でも舊幕時代の風が吹き込んで居る。警察官や檢判事に面談・私交があれば特別だが、さもない時には、一平民醫師たる者に對する待遇は冷酷千萬なものである。「醫者を呼出せ……」「醫者を待たして置け……」何にか犯罪事項でも有つて召喚された場合は兎に角、醫學的智識を要する時に召喚されても、少しも變らぬ。余の知れる或醫師が某警察署で餘りの事に口答へすると「控へて居れ……」の一言に叱り飛ばされた。其

警察署や裁判所の見たる醫者

余の巡査に叱られた一例

言語・動作が如何にも車夫馬丁に對すると何等の差がなかつたとて、ブン／＼怒つて其事を余に話されたことがある。醫師の社會的位置に就ては言ひたい事が澤山あるが、茲には述べぬ。唯、醫師の中に前件の様な珍鑑定書や珍診断書を認むる様な人があるの、吾等を侮蔑されるのではあるまいかとも思はれる。比較的低級だと心の中に思つて居る者共に叱られるのは、彼はアレ丈の者よと幾等お悟りを開いて居ても、凡夫の悲しき矢張腹の立つものである。

△余の巡査に叱られた一例▽

極めて最近の出來事であるが、「チアテリ」患者の發病報告書を持たせて某警察署管内の派出所へ看護婦を遣はした。夫れが夜の十一時半頃であつた。處が巡査が生憎巡回不在中で居らぬ。暫らく待つて居る内に巡査部長が巡邏して來たので、用向を述べて件の報告書を出した。然るに時計の針が十二時を過ぎて居るので翌日の日附でなければ受附ぬとて書換へて來いと云ふ。杓子定規も茲に至つて極れりと云ふ可しである。理窟は確かにあるに相違ないかも知れぬが、警察行政と云ふものはこんなものであらうか、ツムツの曲つた人間に立會ふて災難である。傳染病隱蔽を一面で取締つて居る世の中に折角夜夜中醫師が届出た書類に二度の手数を煩はすとは、お廻りさんも氣が知れぬ……然かも患者への消毒には翌日の正午頃にヤット來た。情てはお上の御威光と云ふものは恐ろしいものだと思つた。

證人から居直り鑑定
人直りから
定人長の
裁判長の
微笑士の
苦笑的の

四八 證人から居直り鑑定人？

△裁判長の微笑▽

△辯護士の苦笑▽

醫家も業務上必要な法律の大綱を承知して居らぬと不利益だと云ふことを前項に述べて置いたが、余には是に就て面白い實驗談がある。或時同業者の傳染病豫防法違反事件の證人として、某區裁判所へ召喚されたことがある。夫は無届の下に某醫が診察して居つた一家四五名の赤痢患者を余と或醫師が診斷して赤痢と確診し得たので之を報告せんとするに當り、先づ以て主治醫に相談して其意見を徵した。主治醫も其場で同意を表したので、届出は主治醫の名を以てする方が穩當だと心得其打合せをして去つた。然るに主治醫はどうした事か、其後に至りて届出でぬ。能く聞いて見ると、余等の壓迫に逢ふて止むを得ず同意を彼の場では表したが、どうも赤痢と思へぬので届出をせぬと頑張つて居ることが分

つた。是に於て乎、余等と主治醫との間に診斷を異にしたことに成る。其筋からは取扱上困るからと云ふので、余等の名を以て報告をした。そこで主治醫は傳染病豫防法違反と云へる罪名の下に告發された。余等も私人としては誠に氣の毒の譯に思ひはしたが、亦た是非もない次第であつた。

筋書は先づ以上の通りの事件で、余等は證人として法廷に立つことに成つた。處が敵役の方であるので、被告の辯護人からは余等に向て猛烈な質問の矢を放つ、余等は證人としての權限内に於て相應の答辯をして居つたが、果ては該疾病の豫後・病勢等殆んど鑑定人としての質問事項を辯護士から裁判長を傳ふて法廷では直接に應答が出来ることに成つて居る訊問し初めた。此時余は聊か三百的の口調に渡るとは思つたが、咳一咳して裁判長に向ひ。

余「裁判長閣下に一寸お尋ね申し升、私は今日鑑定人の資格で御召喚に成りましたのですか、但しは證人の資格でムりますか」

此一言に裁判長は微笑を含まれ、被告辯護人は直に其質問を取消した。

余は證人は事實を證言するに止り、鑑定人は學問技術上の智識を應用して意見を述ぶるてふ、刑事訴訟法の正條により味な質問を試みたのである。此時余は一寸面白く感じたので今に能く記憶して居る。被告辯護人も別に他意があつた譯ではない。證人が醫師であるから、質問が奔逸して鑑定人に對する様に成つたのである。思へば余も中々に人が惡ひ人間である。呵々。後ち其辯護士に逢つた時、彼は余に戯れて曰く。此間は大出來、近頃一本參つた哩……。

四九 竹節内面の中隔を小兒頭蓋骨片と誤りし前醫の鑑定を打破せし實例

竹節内面の中隔を小兒頭蓋骨片と誤りし前醫の鑑定を打破せし實例

間違へば間違ふもので「石が流れて木の葉が沈む」と云ふ古語があるが余には夫に能く似た實驗例がある。而も其錯誤が法律關係を有して居るからたまらない。即ち孟竹々節内面の中隔を胎生五六箇月の頭蓋骨片なりと鑑定し、爲めに墮胎被告事件の起つたことである。此事餘りの間違なりし故、曾て我同窓で

發行して居つた一中醫學會雜誌に掲載した事がある。

頃ハ明治二十六年六月十日〇〇地方裁判所豫審判事〇〇〇〇殿から〇〇〇外一名墮胎被告事件に坐し、左記の鑑定を命せられた。

鑑定事項

- 〔一〕被告〇〇〇〇ハ明治二十五年七八月以後妊娠シタルコトアリヤ否
 - 〔二〕若シ妊娠シタルコトアリトセバ分娩後幾月ヲ經過セシモノナリヤ
 - 〔三〕骨片様ノ物體ハ果シテ人骨ナリヤ否
- (參照) 此物體ハ刑事巡查ガ死體ヲ埋メタリト探知シ得タル場所ヨリ發掘セシモノニシテ、數匹ノ蠅ノ屍體ト共ニ紙ニ包ミタルモノナリ、後文ニ詳細ニ記載ス可シ。

身體的検査

一被告〇〇〇〇ハ年齢三十六歳ヲ算ス。
〔既往略歴及妊娠歴〕稟賦強健、曾テ著病歴ヲ有セズ、十五歳ノ時月華初メテ開キ、十九歳ニシテ婚嫁シ、二十歳ニシテ一兒ヲ舉ゲ、二十八歳ニシテ又一兒ヲ娩ズ。分娩後ノ經過良好ニシテ兩兒健康ニ生育ス。爾來健全、生殖器疾患ニ罹リシコトナ

竹節内面の中隔を小兒頭蓋骨片と誤りし前醫の鑑定を打破せし實例

鑑定事項

身體的検査

既往略歴

現在症狀

陰部局所的検査

ク、月經整調未ダ曾テ不調等ヲ來セシコトナシ、然ルニ本年三月頃ヨリ月經閉止翌四月中旬ニ及ンデ猶通經セズ、四月上旬ニ及デ多量ノ月經ニ兼テ凝血ヲ見シト云フ、本月ハ未ダ之ヲ認メズ此陳述は本人の口述に係る。

〔現在症狀〕體格中等・榮養可良ノ一女子ナリ。眼瞼結膜ハ多少貧血性ヲ帶ビ、鼻・口・耳共ニ異常ナク、頸部淋巴腺ニ鳩卵大ノ硬結數個ヲ見ルノミ。乳房ハ弛緩下垂シテ皮膚皺襞ヲ認メ。乳頭ハ柔軟ニシテ周圍ニ乳嘴曇ヲ被ムリ、茶褐色ノ色素沈著ヲ見ル、試ミニ壓搾スルニ稀薄粘稠性ノ乳汁ヲ漏ラシ、指間ニ挿ムニ縷ヲ引ク性アリ、乳汁ハ稀薄ニシテ乳漿ニ富ムルモ固形分ニ乏シ、腹部ノ皮膚弛緩スルモ妊娠癍痕ヲ認メズ。

〔陰部局所的検査〕陰及子宮ハ經産婦ノ諸證候ヲ認ムルハ他異常ナシ原文には詳細に記述せしむ。茲ニ多くの必要な且ツ最近分娩ノ徵候ヲ認メズ。

〔説明〕前記既往症中記載ノ四月下旬ニ於ケル多量ノ月經ニ兼テ凝血ヲ見シト云フ此通經ガ果シテ單純ノ月經血ナリシヤ、將タ墮胎ノ目的或ハ流産ニ基因スル排出物ナリシヤ否ヲ識別スルハ、其當時最モ必要條件ナリシナランモ、既ニ若干日月ヲ經由セシ今日ニ在テハ經産婦ト云ヘル以外最近ハ妊娠及分娩ヲ確診若クハ推定

物體検査

物體検査

ヲナス可キ所見ナシ説明に於ても詳細に記載せしむ之を略す、茲には其要領を抄録するのみ。

證據物件タル骨片様物體ハ二面及四縁ヨリ成ル。形状ハ不正四角形ニシテ其厚サ一二密迷、周圍徑三仙迷、重量二「デチグラム」ヲ算ス。一面ハ滑澤ニシテ茶褐色ヲ呈シ、稍、凸隆シ、處々ニ黒色斑點ヲ見ル。一面ハ粗糙ニシテ汚穢帶黒深褐色ヲ呈シ稍、陷凹ス、周縁ハ四縁共ニ粗糙ナリ。

此物體検査ノ方法ヲ分テ二トナシ、一ハ該物體検査、一ハ對照検査トシテ之ヲ舉行セリ。

〔第一〕該物體検査「イ」切割試驗 試ミニ該物體ノ一片ヲ銳刀ヲ以テ切割スルニ容易ニ切断スルコトヲ得、切断面ハ淺褐色ニシテ粗糙鬆疎ナリ、而シテ其内外兩面ニ應ズル部ハ稍、緻密ナリ。「ロ」燃燒試驗 右物體ノ一片ヲ切り、之ヲ酒精火上ニ登セテ燃燒スルニ些ノ臭氣ヲ放タズ、可燃性ヲ有シ灰ノ成分ハ精密化學的分析ヲ行ハザルヲ以テ詳細ニ報告スル能ハザルモ、決シテ加爾基鹽類ヲ含有セズ。之ヲ動物性ノモノト認ムルヲ得ズ。「ハ」顯微鏡検査 更ニ其一片ヲ取り、之ヲ淺割スルニ恰モ「キユルク」ヲ切ルガ如キ感アリテ、容易ニ切断スルヲ得、是ニ於テ、

骨質トシテハ大ニ疑ヲ起セシモ、尙斷面ヲ砥磨スルニ亦一種ノ感アリテ、骨質ニ於ケルト異ナレリ。強テ之ヲ顯微鏡下ニ照スニ軟骨細胞及骨小體腔等ヲ認メズ。

〔第二〕對照試驗 對照試驗ヲ分テ二トシ、一ハ眞骨質ヲ以テセシモノト、一ハ他物體ヲ以テセリ。〔甲〕眞骨質 二十年餘を経たるハ銳刀ヲ用ユルモ切割スルヲ得ズ、其性脆弱ナリ。之ヲ燃燒スルニ一種ノ臭氣ヲ放チ、灰中石灰鹽類ノ残渣ヲ餘シ前條試驗ト一致セズ。其他骨質特有ノ所見アリ。〔乙〕第二對照試驗ニ供用セシ物體ハ孟宗竹々節内面ノ中隔ヲ以テセリ。此試驗ニ據ル成績ハ〔第一〕該物體検査(即チ證據物件タル)ニ於ケルト全然一致セリ。

前條ノ試驗成績ニ基キ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ。

鑑定

一〇〇〇〇ハ一回若クハ二回以上ノ經産婦ナリ。然レドモ明治二十五年七八月以後妊娠セシヤ否ヤ又假令妊娠・分娩セシコトアリトスルモ、現今子宮復故機完成セル時ニ當リ、既往ニ遡リ斷定若クハ推測ヲダモ下スコトヲ得ズ

一骨片様物體ハ動物性骨質ニアラズシテ植物性物質恐ラクハ枯孟宗竹屬ナリ一種竹節内面ノ中隔ナリト信ズ。

此鑑定ハ明治二十六年六月十日ヨリ同月十七日ノ間ニ〇〇縣〇〇監獄署、〇〇地方裁判所及長尾折三診察所ニ於テス。

明治二十六年六月十七日

鑑定人 醫師 長尾折三

參照 竹節内面の中隔ミ頭蓋骨質ミ錯誤したシ云ふことは、前鑑定醫が如何にも疎漏杜撰の様に思はるゝが、又無理もない點がある。右の證據物件は竹の節の中隔ではあるが、非常に古びたもので一見するに、古い骨の様に見える。それを如何にも鄭重らしく紙に包み、蠅の屍骸杯が附着して居るので、肉眼で見た處では錯誤を來したのも萬更ではないと思ふ。併し少く疑問の眼を以て觀れば直ぐ觀破するこゝが出来る。第一胎生六七ヶ月の小兒頭蓋骨片は、非常に菲薄なもので骨點杯に注意するに決して誤はないものである。

余は一見して其骨質に非らざるを知りしも、一應の試験を施して見たのである。余も其初め骨質でないことは分つたが、偕て何物であるか云ふこゝに就ては、少なからぬ考慮した。竹だに云ふこゝに心付た動機は、偶然雨の降る日庭前を眺め居り、樋口の竹に點滴の落つるのを見て竹ではあるまいかと思ひ、厨裏を探りて古ひ竹を見出し、再三再四對照試験を施し、愈々意見を定めて鑑定を下したの

である。

余は右の竹節内面の中隔を證據物件と同一の形状をなし、之を裁判所に持参し、豫審判事や検事の面前で、これが證據物件か當て、御覽なさいと云つた時に、殆ど其鑑別に苦んだ位である。

余の一片の鑑定書は無辜の良民を救ひ出した。當時の豫審判事は山本平藏と云へる人で、非常に喜ばれて即刻豫審免訴の手續を了せられた。余も此位愉快な事はなかつたのである。

法醫學に従事する醫者は厭くまで頭腦が冷靜で、決して色眼鏡の證據物件や刑事調査の探偵報告に捕へられてはならぬと云ふ一例までに事長々しく記述したのである。

後で聞けば此刑事被告人は妊娠の事實がなかつたこの事である。妊娠の事實なきものが、分娩しよう筈がなく、分娩せざる者が墮胎を企つ可き道理がない。全く刑事調査の證據蒐集の錯誤から來たこゝが分つた。

此事件の豫審判事は私人として余に向て絶大の贊辭を與へられ、余も深く光榮を感じたのである。

五〇 豫審判事の涙(殺人事件)

△被害者は竊盜十七犯の大悪人▽

△加害者は村中第一番の正直者▽

△泣いて解剖刀を執る余が心の中▽

法は天下の大法である。一人一家の私情の爲めに枉ぐ可きものでない。

さりながら、英雄豈に涙なからんやの譬で、國家司法權の下に斷獄の任に當る司法官も寛嚴其中を得、時宜に由ては法の許す限りに於て緩急の手加減も、血に生ける人間の務である。今は故人に成つたが廣島控訴院の検事に小川正治と云へる人があつた。此人が未だ豫審判事をして居る時分に、舊刑法の毆打致死事件があつて、余と共に現場に臨檢したことがある。事件の真相は斯うである。

或る村落に眞率な農夫があつて、四六時中汗水流して農作に従事し家眷幾人かを養つて居た。處が村内を徘徊する無宿の悪黨があつて、

到る處を荒し廻はり、果ては農作物を盗み出す様になり村中の悪む所となり、或る晩の事村の若者等申合せ、手に手に獲物を携へて件の盗人を待構へて居た。盜坊先生之を知らずに出掛けて來ると、スワと云ひ様待構へて居た若者共は前後左右から打てかゝり、盜賊を斃して仕舞つた、是が幸か不幸か遂に死亡した。處が其田地の所有者たる某も其中に居たので、下手人の嫌疑を受けて拘留せられ、盜賊が竊盜犯で兇器を持って居ない爲めに正當防衛の申立が立たない。茲に其田地の持主たる某は端なく毆打致死事件の被告人として拘引の身となり。余は正しく其犯人たる盜賊の屍體を解剖して死因鑑定をなす可く命せられたのである。

該屍致命原因と肺結核

解剖の結果該屍致命原因と認む可きものは左腎動脈の損傷及腎破裂に由る内臓出血たるを認めた。

此所見の外に左肋骨骨折左季肋骨二本と左肺尖に空洞あるを認めた。肋骨

骨折は外傷原因で本事件に直接關係を有し、腎動脈損傷及腎破裂と關聯して居るが、肺の變化は生前より存せし疾病的所見である。

此解剖結果を見られた、豫審判事は余に向ひ、肺病の變化を能く記載して置いて呉れよとの事であつた。此一言にどの位千萬無量の意味が包含されて居たか知れぬ。余は豫審判事の心中を忖度して一種の感涙に咽んだ。

余が學術上よりする神聖の鑑定意見は情の爲めに動かす可きものでない。併し余の鑑定書中に左の數文字を記入するの念慮と必要をより以上に感得した。

一該屍致命原因ハ腎動脈ノ損傷及腎臟破裂ニ因スル内臓出血ニ在リトス。

一前記腎臟ノ損傷ハ肋骨々折ニヨリ誘起セラレタルモノナルヤ否不明ナルモ、強大ナル外力ニ基因セシモノタルヤ疑フ可カラズ。

一該屍肺臟ニ存スル所見ハ生前肺結核ヲ有セシ症徵ニシテ本件致命原

因ニ直接關係ヲ有セザルモ幾分健康度ヲ減弱セシ者ト推測スルコトヲ得。

余の鑑定書中に記載せし第三項は酌量減刑の理由となり、其他の條件と相待つて最短期の重禁錮を宣告せられ、刑期三分の二を了して、假出獄を許された。是れ豫審判事の涙とでも云ふ可きであらうか。

五一 無腦兒及半頭兒の生活反應

無腦兒及半頭兒の生活反應

無腦兒及び半頭兒に遺棄屍體の多いのは、不具の兒を産むたと云へることが、其一部原因に成つて居るかも知れぬ。

余は比較的多くの無腦兒及半頭兒を検案した。其多くの中で胸部開檢上、肺臟浮遊試験に於て生活反應を有するものを目撃した。決して腐敗現象に由る陽性成績ではないことを注意しての上で、此實驗談をするのである。世の法醫家及び婦産科に従事せらるゝ人士の明教を請ふ所以である。

半頭兒の生活反應は多少理解し得る餘地を存するも、無腦兒の生活反應に至ては殆ど其理由を知るを得ない。呼吸中樞を缺て何物の刺戟に由て呼吸運動を惹起するや。余の淺學寡聞未だ其理由を知らず。第一呼吸運動の開綻が、胎盤血行の廢絶と共に富炭血液により、延體の呼吸中樞を刺戟すと云へる説に少なからぬ疑問が起る。

新平民の皮膚研究

五一 新平民の皮膚研究

醫學博士北島多一氏に依て讚岐は穢多の多い國柄であると即斷されたが細菌學雜誌第七號を見よ何を根據に論せられたか知らぬが、之は少し酷評かも知れぬ。讚岐以外にも穢多の多い處は未だ澤山あるであらう。再歸熱が新平民部落に多發したので、直に以て讚岐に穢多が多しとの斷定は恐縮する。併し讚岐に穢多部落の少くないことは余も亦是に保證を與へて置かう。「穢多」と云ひ「新平民」と云ひ、今日の場合に於て語弊があるかも知れぬが、其特殊部落として社會の一角に冷遇を受けて居るのは事實である。

新平民の皮膚研究

余は或る關係上新平民部落の健康診断に従事したことがある、實に一日百餘人と云ふ多數を見たのである。自分の職務たる健康診断は健康診断として何か副産物としての研究がして見たいとの好奇心に驅られ新平民の皮膚研究と出掛た。咄嗟の間の思付で數字的に表現することの出来ないのを遺憾とするが、左の如き結論を得た。

一新平民ハ脊椎前彎症ヲ有スル者多シ。

〔管見〕新平民は人を見れば叩頭九拜する性癖がある。猶舊幕時代に於ける武士に對する町人の如く、今に至るも確に此風が存して居る、是れ自分を卑下するによるもので、習慣性を成し、其遺傳は遂に此體格的變化を來せしにあらすやと考ふ。小兒の脊椎彎曲が机・腰掛の關係より由來するの理を悟れば、サノミ牽強附會の説でもあるまいと思ふ。ダーキン氏の進化論から云ふも種々なる關係は身體器關の發育停止若くは異狀の發達を來すものたるは疑ひない事實である。

一新平民ニハ固有ノ臭氣アリ。

〔管見〕新平民に一種の臭氣あるは争ふ可からざる事實である。是は職業的關係から來るものとも考へられるが、余の實驗では一種の臭氣がある様に思ふ。又た住居の不潔なる點も考へねばならぬ。併し新平民が如何に美衣美服を纏ふて居ても直ぐ發見されるのは不思議である。

一新平民ニハ皮脂ノ分泌多シ。

〔管見〕是も一概には云へぬかも知れぬが、手掌多汗症を有するものが多い。余は一日に百餘人を診断して慥かにそう直覺した。診察の當時汗を出したので皮脂分泌多しと余が即斷したのであるまいかこの説を吐く同業者もあつたが、新平民は醫者の診断を受けるが爲めに羞恥性發汗をする様な者は殆ど稀である。他日新平民の精神状態研究の機會もあれば大に論じて見ようと思つて居る。新平民は中々圖々敷いものである、俗に「穢多根性」とは是から胚胎して居るのであらう。

一新平民ノ皮膚ハ黄褐色ノ度強シ。

〔管見〕 残念ながら人種別から云ふと、吾等も黄色人種である。ツマリ新平民と同一種属に類属す可き者であるが、其中でも新平民は殊に黄色の度が強ひ様に思ふ。劣等人種は色素に富んで居ると云ふ歐洲人の意見に従ふと。或は一理あるかも知れぬ。

一新平民ハ皮膚毛多シ。

〔管見〕 新平民に皮膚毛多しと云へるも、或は余の僻見であるかも知れぬ。併し、余の實驗上では少なくとも然か感じたのである。

一新平民ノ婦人ニモ美人アリ。

〔管見〕 鬼も十八、番茶も出花の譬に漏れず。新平民部落にも中々の美人系がある。必ずしも夜目遠目笠の中の觀察ではない。余は確に新平民婦人の皮膚に接觸し、彼の脈を診し、心動を聴き、腹部の按診をしたのである。彼も人なり。豈に普通人と異ならんや。不幸にして特殊部落と稱せらるゝ家に産れ出で、世をあじきなく送らんと

は、さりとては可憐の至である。

今や聖世の恩澤彼等種属に及び財産に應ずる公民権を有し、欽定憲法の治下に参政の権利を保有して居る。余が茲に習慣により新平民の名稱を用ひしは聊か氣の毒な心地もする。

△乞食・穢多・非人・御坊の優劣論▽

過ぐる明治四十一年中、余は偶然にも東京大學構内山上御殿に於て、井上哲次郎・市村讚次郎・三上參次の諸文學博士及吉野世經等の諸星と會食したことがある。當時談偶々乞食・穢多・非人・御坊の優劣論に及んだ。井上巽軒曰く。穢多は不淨を取扱ふと雖も小は下駄の齒入れより製革業其他有用の事に従ひ我國古來の武器馬具の製作材料上に貢獻する所多し、非人亦刑死屍體の取片附及番人の用を便じ業を以て錢を得、御坊も亦屍者の火葬に干與し、少くも職を以て生計を立つ、獨り乞食に至ては勞せずして、他人の門戸に立て食を求む、素と是れ無職の遊民たり。余は乞食を以て最劣等となさんと、一坐爲めに哄笑、椿談奇説口を衝て出づ、今此項新平民の事を敘するに當り、思出の儘書き附け置く。

多食、穢多、非人、御坊の優劣論

讚岐人の體格研究

五三 讚岐人の體格研究

△拙著讚岐人性論の一節▽

前項に『新平民の皮膚研究』を述べ、余の郷里たる讚岐には穢多種族多しとの北島醫學博士の報告に就て一言して置いたが茲には聊か讚岐人の體格に就て研究して見よう。

讚岐人の體格

〔第一〕讚岐人の體格
越後人の顴骨は顴骨突起が二分して居ると云ふことを書生中に聞いたが、眞偽は實驗がないから斷言は出来ぬが、奈良坂源一郎氏著「解剖大全」に其記事があつた様に思ふ。参考可供す可き其書類なし 暫らく疑を存して記す 同じ日本人中でも國々に由て多少の異同があるに相違ない。こんな事を研究して見るも趣味のあることだらうと思ふ。余は先づ我郷里人に就て知れる所を述べることにする。

讚岐人の體格は一般日本人に於けるが如く、軀幹比較的長く、四肢

讚岐人骨格大小表

短かくして皮膚稍淡褐色を帯び、身長短かき種屬である。或人種學者曰頗る歐洲の羅馬種屬中皮膚稍淡褐色を帯びたる伊太利人・西班牙人に類し、上流社會に在ては皮膚純白高加索種族ならんかと疑はると。日本人でも高貴の人及門地正しき人は皮膚が美麗なる様に思ふ。是は生活法の如何大に關て力あらん、注目す可き現象である。
讚岐人の頭顱は一般に餘り大きくない。其骨格に就て余の調査する處に據ると、地方に由て大に異なる點がある。

余の調査に係る讚岐人骨格大小表

骨格偉大ナル者	骨格矮少ナル者	骨格中等ナル者
小豆島人	綾歌郡南部人	仲多度郡人
栗島人	香川郡南部人	丸龜市人
三豊郡人	大川郡南部人	高松市人

木田郡ハ調査スルノ便ヲ得ザリシモ恐ラクハ中等部類ニ屬ス可キモノト認ム

讚岐人中偉大の骨格を有する者は小豆島人・栗島人・三豊郡人である、其平均身長五尺二寸以上に居る、身軀矮少なるものは綾歌・香川・大川郡の南部人にして、平均身長五尺五分に充たない。仲多度郡・丸龜及高

讚岐人の體格研究

四國人體格比較

松市人は其中間に位するも、高松市人は最劣位である。此立案は明治二十八年二十九年度徴兵検査の成績に據る、故に滿二十歳の壯下より積算したる統計數である。

以上體格の差異は地勢・職業・食物・交通機關等關て大に力がある。概して海岸線に沿へる地は體格良にして、山間地に住するものは不良である。市街地住民の體格不良なるは、都人士と地方人に於けるは同一の關係に居るは云ふまでもない。

左に掲ぐるものは第十一師管徴兵検査成績表である。四國^{讃岐・伊豫}人體格の異同一斑を知ることが出來よう。

四國人體格比較表

備考	聯隊區	身長				
		平均身長	五尺二寸以上	五尺二寸未滿	五尺八寸未滿	四尺八寸未滿
高知	丸龜	五・二四	三九・〇六	三九・五一	一六・八四	四・五七
松山	德島	五・一六	四六・六六	三六・三五	一三・四三	三・五六
徳島	山島	五・一七	四七・五一	三五・五二	一三・七八	三・一九
高知	知	五・一九	五一・一一	三三・八七	一二・五一	二・五一

備考 本表平均身長ハ壯丁總員ヨリ算出シ其他ハ検査人員ニ對スル百分比ヲ示ス

明治三十四年調査

讃岐人の肉體的觀察

（第二）讃岐人の肉體的觀察

此表に據ると讃岐人は身長に於て最劣位に居り、體格に於て第三位に居る。

讃岐人の皮膚は帶黃褐色で、濃淡一樣ならざるは他國人と異ならない。概して皮膚組織は緻密でない様である。頭髮・爪甲に特異の性なし。

顔貌は長形・長圓形・圓形・卵圓形一樣ならざるは勿論、讃岐人特異の顔貌ありとも覺えず。當地方の古諺に據れば

『一に瓜實、二に圓顔、三に杓子に四は長顔』

と云へる語がある。此意味の嗜好は日本全國共通であらう。概して長

壯丁體格表

備考	聯隊區	體格等位				
		甲種	乙種	丙種	丁種	戊種
高知	丸龜	二〇・三七	三三・〇一	三〇・四一	九・三五	六・八六
松山	徳島	一八・一三	三九・〇一	三一・三八	八・七八	二・七〇
徳島	山島	三一・九一	一六・二三	四三・〇〇	八・〇二	〇・八四
高知	知	二六・八〇	二七・六四	三三・〇九	八・〇六	四・四一

備考 本表ハ検査人員ニ對スル百分比例

明治三十四年調査

子供の顔形統計表

圓形の者が多い様である。三百人餘の生命保險會社
診査の成績より立證す。子供の顔形に就ての統計表を得んとし、余が學校醫時代に注意し初めたが、子供の顔は尋常一年生乃至二年生位迄は概して圓形である。殆ど八十五%以上を示めて居る。顔形變化を來すのは高等小學以上であつて、十五六歳以上になると略ぼ一定した顔貌となるのである。顔面色に就て特別に云ふ可きなきも、他國人から評すると少しく銅色を帯びて居るとも云ふ。或は真相を得て居るかも知れぬ。

讃岐人の五官器

〔第三〕讃岐人の五官器

〔イ〕鼻は日本人共通の形狀を取り、低き仰鼻を有し、橢圓形の外鼻孔は容易に洞見することが出来る。〔ロ〕眼は蒙古人種モンゴリアの特性を保ち、重險の者多く、茶褐色の虹彩は白色光澤ある角膜と相對照して居る。〔ハ〕口は尋常大にして齒列正しからず齶齒多し日本人の共通なり〔ニ〕耳も亦特記す可き形狀を認めない。人相學上から耳の形狀を幾多に區別することは例外とす〔ホ〕觸覺鋭敏にして舌は鹹味を好み、手指の小手先器用なり。

讃岐人の手足

〔第四〕讃岐人の手足

ベルツ博士の日本論

東京大學御備教師エルウキン、ベルツ博士曾て日本人の手を評して曰。地球上日本人の如き美しき手を有する國民なし。牛馬の如く道路に荷車を挽く人夫の手も、猶ほ歐洲貴夫人をして健康に堪へざらしむるものありと。

手の美醜は各人の職業關係に由て大に異なるも、讃岐人の手も概して美麗なる方である。

下肢は一般に短かくして足は大なる方、且つ扁平足の者多し徴兵検査の際實際する所に係る、撰兵内規上扁平足の甚しきものは兩種に屬し、然らざる者は乙種に屬する、而かも讃岐人に扁平足の者多きは事實である。

讃岐男に阿波女

五四 讃岐男に阿波女

此文は大正三年一月一日の初摺の紙上に掲載するにて郷里の新聞社から依頼されて起稿したものである。文中醫學の事に關するものも、余の身上に就て述懐した一節があるので、茲に採録することにした。余に取ては多

讃岐男に阿波女

少の感興があるのである。讀者其心地して看られんことを望む。

『吾妻男に京女』と云へることがあるが、古來から讃岐の土俗にも『讃岐男に阿波女』と云へる口碑がある。何から由來したのかは知らぬが、余は幼少の頃から耳熟して居て、稚な心にも非常に嬉れし、感じて居た。夫は斯う云ふ理由からであつた。

讃岐は男子の國である。實に凛々しい國柄である。自分もどうか男らしい者に成つて見たい。此思想を深く心に切り刻むで居た。處が中年よりして或事情の爲めに男を賣り男を磨くには頗る不適當なお醫者生活に身を委ぬる事と成つた。凡そ世の中にお醫者位つまらぬ者はない。平々凡々に醉生夢死するには或は能き職業かも知れぬが、昔も今もお醫者は矢張お醫者である。徹頭徹尾長袖者流たるを免れないのである。醫者と云ふ職業が所詮終生頭の擧がる職業でないことは古今の歴史の語る所で自分は如何に意張つて見ても世間様で承知して呉れぬ。表面より云へば仁

露西亞の男子醫學校がない

術だの司命職だの、人類の恩人だのと種々なる理窟は附きもするが、偕て是が職業となるごソ一澄し込んで居られぬ。腰を折らねば廣く通用の出來ぬ職業と先づ定義を置いて善からうと思ふ。人が病氣と云へる弱點に侵されて居る時分こそ先生様殿の取扱をなし隅へも置かぬ招待振をするごもあるが、それは事故の存する限の事である。事故一度び去れば元の木阿彌、依然たるお醫待遇を免れない。或意味から云ふと先づ醫者は男らしい職業でないとも云ひ得らるゝであらうと思ふ。余は幸か不幸か斯う云ふ職業のハメに這入て、あたらしい男に成りそこねた。折角讃岐男に産れながら其産れ甲斐もなく如何にも残念千萬である。

茲に妙な一例を擧げるが、露西亞には男子の醫者を教育する醫學校がない。醫者は女子に限られて居る。堂々たる女子醫學專門學校は全國到處に在るが男兒が偶々醫學を修めんとするには軍醫學校(軍醫學校は男子の醫者を養ふ組織に成つて居る)に入るか、或は郷土を去て遠く他國に學ぶの外はない。其故如何と云ふに軍醫の外は醫者は男子のする職業で

ないとしてあるらしい。露西亞を何にも範に取る譯ではないが露西亞男子の意氣込は豪いのかも知れぬ。

獨逸の學問政策は富國策は

獨逸は醫學の本場としてあるが、獨逸の學問政策は盛んに學問を獎勵して、云はゞ世界各國へ向けて學問を賣出すので、之が富國策の一財源に成つて居るのである。但し其學問は非常に忠實なもので、決して粗製濫造品ではない。日本の留學生杯もツマリ幾分かの獨逸財源を補給して居る譯である。流石は獨逸は巧い商法を考へ込んだものである。其處で獨逸は學問就中醫學の本場で有つて醫學者は實に降る程あるが、最初から醫者に成らうと志して醫者に成つた者に餘り人豪はない。よし間違つて醫者に成つても男子らしき者は醫者に甘じて居ない。他の方面に於て必ずや男子らしき事をして居る。醫者出身の國會議員は勿論のこと、樞密院議官もあれば議長もある(碩學ウキルヒョーの如き)。伊太利の如きは衆議院の過半数は醫者で持切つて居るさうだ。是等は醫者が政治家を兼ねて居るのではなくて、政治家が醫學者を兼ねて居るのである。西洋

業醫者が兼

の醫者は慾が深い決して人の脈を診る位では満足はして居ないのである又醫者で堂々たる新聞記者が有つて一枝の筆能く國論を左右し得る腕前を持つて居る連中は決して少なくない。悲しい事には日本ではそうは行かぬ。誠に残念千萬な次第ではないか。

二

讚岐男の話が岐路に入つたが、偕て讚岐は從來男子の國と謠はれて居るに拘らず、男子らしき男子が實に乏しい様な感じがする。首を回らして讚岐出身の古今の人物を觀察して見ると、實に涙が滴れる程である。弘法大師以後に弘法大師なきは痛天の恨事ではないか。

讚岐國名の起源

古事記神代の卷、伊弉諾、伊弉册二尊の御事を記せる條下に

伊豫の二名島を生み給ふ、此島は身一にして面四つあり、面毎に名あり、故に伊豫國を愛比賣といひ、讚岐國を飯依比古と云ひ、粟國(阿波國)を大宜都比賣と云ひ、土佐國を建依別と云ふ原文云々。

四國四面二夫婦の命名何ぞ夫れ優婉微妙なる。而も讚岐と土佐は男名

を襲ひ、阿波と伊豫は女名を冠して居る。斯くの如く讃岐建國史が明かに讃岐の男國たるを證明して居るに拘らず。讃岐人士の活動振は三千年來實にお恥かしき話である。副元帥北條時頼の著なりと傳へられたる人國記には左の如きことを書いてある。(人國記が北條時頼の著たることは疑はし、現に此書の跋文にも木齋と云へる人其事を附記し)

當國の風俗は氣質弱く、邪智の人多し、武士の風別て滔ひ強く、方便を以て立身すべきなきと思ふなり。大内、寒川、三木、三野、山田等諸郡別て此風あり、按ずるに當國は北に江海を受たる國なり。云々。

人國記の
讃岐人性
論

人國記の著作年代を審にせざるも、男と云はれた讃岐人士の器量の悪るサ加減、殆んど顔色なしと云ふ可しである。(人國記の寫本として傳はりし年代審かならざるも刊本に上りしは元

祿十四年
辛巳二月)

猶ほ梶原藍渠翁の隨筆藍窓茶談には左の如く讃岐人士を評論してある
此國南に山あり北に海ありて國の奥淺きゆゑ人の智も奥深からず、陰に向ひし國故にや活潑なる人は大に誇を受く、智ある人は大に人を疑ふ、氣風の然らしむるなるべし。云々。

梶原藍渠
翁の讃岐人
評論

人國記の著者も梶原藍渠翁も随分思切て無遠慮に讃岐人士を評隲して居る。翻て現時の讃岐人士の状態を見るに遺憾ながら先賢をして先見の明をなさしめし様な感がないでもない。夫れでは讃岐男の名分に對して濟まないではないか。

余の如き男を賣り、男を磨き男の中の男一匹に成るに頗る不適當な職業に従事して居る者は是非ないとして男らしき職業に身を委ねて居る人士は是非共讃岐男を賣出して貰ひたいと思ふ。

余は誤て醫者に成りはしたが、どうかして醫者らしからぬ醫者に成りたい。男らしい醫者に成りたいと云ふのが年來の希望で、色々苦勞をして居るのである。醫者としては醫者らしき醫者が或はよいのかも知れぬ否確かによいのであらう。處が余には夫れが出来ぬ。そこが余の病付とでも云ふのであらう。併し死ぬまでには何か毛色の變つたことをヤツて見たいと云ふ希望は持て居る。但し出来る出来ぬは自から別問題で、成敗を以て評論されては困る。瘦せても枯れても讃岐男の片割だ。此意氣

醫者は男
を賣るに
不適當な
職業

込丈は褒めて貰いたいと思ふ。

三

男振のいきちがい

讃岐男の意義が或意味に於て間違はれて居るのではあるまいかと思はれることもある。夫は男と云へる意義を色男と取違へて居ることである。「讃岐男に阿波女」此語の基源が若し右様の意味から來て居るとすれば、夫は讃岐人士の恥辱である。讃岐男の面目に關する。

危険千萬な男振

色が白うて金持で女に持てると云ふことが讃岐男の本能なりとせば、最早論外で無意義なものだ。女に持てると云ふことは決して悪ひことではないが、併し其持て方が物質的肉體的では讃岐男の估券に關るではないか。少くとも精神的でなければならぬ。巴御前の木曾義仲的、靜御前の源九郎的近くは翠紅院殿の木戸松菊的の意味に於てせねばならぬ。余は讃岐男が斯う云ふ風な色男に成つて欲しいと思ふ。今の新しい女に持離される様な俳優的ヤサ男は不生産的で而かも亡國的亡家の意義を有して居る、危険千萬の男振である。

讃岐男の解剖的觀察

島國人と顔面色

今少しく讃岐男を解剖的に觀察して見ると、美男系統でもないらしい。其證據には近松式の義曲に謠はれる様な色男も輩出して居ない。讃岐人種とて別に異系の者ではないが、世の所謂美男子に特有の顔面色澤が銅味を帯びて居る。一概には云へぬかも知れぬが他國人は讃岐人を評して妙な顔色の人種だと云ふ。是は或はそうかも知れぬ。島國の人は一種の顔面色を帯びて居る島が小さければ小さい丈特異性がある。讃岐國內に在ても小豆島や直島の人は讃岐本島の人から見ると多少の相違がある。風俗習慣が肉體に及ぼす影響であらう。概して海岸線の長き地域に住して居る者は、古歌の所謂「潮風に吹かれてお色が眞つ黒け」になるのではあるまいか。

高松でも西濱町一帶の漁民が自ら一種族をなして居るのでも分る。古より噺魚場男に業平式の美男子の出た事は、余の寡聞未だ之を耳にしなないのである。失禮な申分ではあるが噺魚場と云へる一寰區を引延ばして讃岐人種として他國人の眼から見ると或は我々の噺魚場人種を見る様な

讃岐男に阿波女

肉體の輕
視は精神
上に及ぶ

觀を以て迎へられて居るのかも知れぬ。さりとは心外千萬である。肉體は精神の宿る所、肉體上の輕視が精神上に及んで來るのは當然である。余は印度人に屢、逢ふことがあるが先づ以て肉體を見て輕視の念が起らずには居られぬ。其の昔、釋尊を出した國柄であると云ふことは、常に留意して居ながら猶ほ且つさうである。支那人に於けるも同一である。支那は我國文字の母國で孔、孟の出祥の地であることは云はずもがなである。

讚岐男の解剖的觀察に於ても美男子の資格がないとして見ると心細い話ではないか。日本には美人系がある如く美男系もなければならぬ。而して讚岐は美人系は勿論美男系にも漏れて居る。

精神的に於ても男子らしき男子に乏しく肉體的に於ても美男子の資格がないとなると建國時代に於ける男子の國たる意義を沒了して仕舞ふ譯になる。我々は是非發奮せねばならぬ。

四

阿波女

阿波女は
男らしい
女らしい

最後に阿波女に就て一言しよう。阿波に美人脈があるか美男脈があるかは阿波の歴史に暗いので茲に斷言が出來ぬ。併し建國史から見ると阿波は女性の國に數へられて居る。波阿女の出處はそんな事に胚胎しては居るまいか。余が幼少の時に聞いた所に據ると阿波は女の非常に働く國である。阿波女は猛烈だと云ふことが記憶に存して居る。古來阿波産出の藍が多くは女の手に由て作られ、男子は左團扇の生活をして居つた時代もある。實力の存する所實權の宿る所で阿波女の猛烈は生活權の掌握から來て居るのかも知れぬ。して見ると阿波女は男らしい女であるのかも知れぬ。阿波の海産物採集業が女の手に由て發展して居つた事も調査して見る必要はある。

余は讚岐男が女らしき男にならぬ様返すくも希望するのである。生活難の風波に追はれぬ國柄は刺戟物がないので人間が悠長である。男は四疊半の茶室に雀舌を煮て古書畫を評騭して泰平無事に苦しみ。女は歌

生活難の
悠長人間
が柄

舞音曲に浮身を窶し臙脂粉態夜も猶足りない有様である。茶室三味は戰國の英雄豪傑が動中靜意の具に供したもので徒らに弄ぶ可きものでない歌舞音曲も心身調和の上から音律に合せて慰安の具に供用す可きもので濫用すべきものでない。本末を顛倒するから男子が女性的になり、姑息偷安淫靡の惡風も助長するのである。

近來覺醒した讚岐人士の盛に活動し初めた趨勢を耳にする毎に同郷人たる余は快心に堪へぬ。仰ぎ希くば此上共に充分に男を磨いて貰ひたい。讚岐男の名實相副ふ様にしたいのが小さい量見だが讚岐に産れた余の至願である。

五五 香川縣人の音調及言語研究

音調及言語の研究は聲音學及言語學の領域である。其道に素養を有せざる吾等の私に評論するは或は僭越であるかも知れぬ。而も素人の見地より之を觀察するの却て興味の存するあるを思ひ、此項目を設くること

とした。

香川縣人は音樂思想の發達したる民族である。『好きこそ物の上手なれ』と云ふ古諺があるが、嗜好の發するには自ら頼む所がなければならぬ。余は具體的に香川縣人の發音器關(喉頭・聲門筋・舌及唇)を解剖學的に調査したる數字上の統計を持たぬが、香川縣人は舌の筋肉發育良好にして、唇の薄き人種ではあるまいかと思ふ。勿論個性に由て異なるは、各國其規を一にするも、概して多辯の質である。口角泡を飛ばして喃々饒舌を振ふは眞個に同縣人の特徴である。奥州人の如きズー／＼辯にあらず、九州人の如く「わいどん」訛を有せず。言語の明晰にして發音の純性なる蓋し他國人に誇るに足らん乎。一葦帶水の地たる岡山縣人は中國辯を振ひ、きんさい口調を帯ぶ。若夫れ上方(大阪を指す)辯に至ては、一種圓轉たる語調を有し、男子の之を用ゆるに適せざるは治ねく人の知る所である。京都辯の「どす」の後尾を取るも、聴き苦しき感なきを得ない。

唯だ香川縣人の音吐は然かく明晰にして純正調なるも、一音と一音の間に非常なる間歇時がある、單に間歇時があるばかりではない音聲其ものが頗る長く響く。語を換へて云へば最慢性である、弛鈍性である。

マツケンジ一氏に據ると、音調には談話音調と、謠歌音調の二種類があつて、其關係は恰も歩行と舞蹈に於けるが如きものだ云ふ。音調の使用如何に由て談話調となり謠歌調となり得るは、猶ほ人として歩行も出来るが舞蹈も出来る同一關係にある。併し、天性舞蹈に適する者と適せざる者がある如く、勿論演習にも因るけれども音調にも謠歌に適する者と然らざる者がある。而して香川縣人の音調は先天的謠歌音調に適して居る様に思ふ。

昔より音樂思想の發達せる、我香川縣人の如きを多く見ない。彼等の多くは『遊藝』と唱へ男女の別なく幼少より多く演習する。必ずしも藝人たらんとする志望者のみでない、良家の子女が争ふて此道を學ぶのである。余は同縣人の音調及言語が先天的謠歌音調に適して居るのではある

まいかと思ふ所以である。音調を分類すれば大約左の如きものである。

純正音調	粗糙性音調	充實性音調
純性音調	牽引性音調	硬性音調
軟性音調	明性音調	不明性音調
腔洞性音調	鼻性音調	咽喉性音調
笛聲音調		

(金杉博士の分類法に據る)

男女共
春機發
期に在
は音調
化す變

以上の如く分類するも、素より其單一調より成立する者なきは勿論である。其二三若くは四五相混同して一種の音調をなすものが多い。男子と女子・小兒等、又年齢に由りて差等がある。女子と小兒は高調性を帯び、男子に在ては概して低調である。尙男女共に春機發動期に在て俄然音調の變化を來すは實驗に徴して明かである。余の實驗上、女子音調の變化は月經の開始と必ずしも相伴はざるに似たり、月經を見る婦人と雖も、實際上の春機發動期に至らざれば音調の變化を認めず。男子に在ては婦人の月經に比す可き標準なし。是亦實際上の春期發動期より、音調變化を來すが如し。而して男子の音調變化を來す時期は盛に手淫 Onanismus を行ふ時期に一致す。此際起る學生の神經衰弱の原因は多く之に歸するを得可し。

以上の分類上香川縣人の音調は如何と云ふに、試みに之を數式で示し

たよりなき身は浮舟の浪枕。此處に結ぶの神ます濱の眞砂の数々よりも、積る思を屋島山。待つ夜は啼かぬ杜鵑。玉藻の城の時つくる二より鐘より細き絲。寄も、沖津浪間にあるまさへ、雄木と雌木との妹背中。あまと呼ぶる、いやしき身にも、唯一筋に釣小舟。
 讃岐人の音楽的趣味其淵源するや遠しと云ふ可しである。

五六 職業の犠牲に供した余の左拇指爪甲

△正月元日の朝の解剖にて▽

余の左手の拇指爪甲は全然爪根から切除し去つたのである。現今有するものは實に第二期發生のものである。即ち第四圖に於て其寫眞版を示した通りの形狀を有して居る。

思出せば明治二十六年の陰曆正月元旦の事である。嬰兒殺の事件で裁判所からの命令があつて、豫審判事と同行して某地方に出張した。寒さは寒し雪雜りの雨さへポツ／＼降つて居る。解剖場は野天の墓地である。火の氣と云つては焚火位なもので、手は宛がら縮まんばかりであつた。

職業の犠牲に供した余の左拇指爪甲

職務と云へることに驅られて解剖は無事に終了した。

今や胸腹の皮膚縫合を終り、鍼を收めんとする刹那、互へたる右手指は誤て左拇指の爪と皮膚との間に刺入した。コロチウムの塗布も全く無

職業の犠牲に供した余の左拇指爪甲
 (第二期發生の狀態を示す)



意義に成つて仕舞つた譯である。取敢ず拇指の中樞端を緊縛して吸吮した、醫者は神経質なもので、屍毒に侵

云へることに少なからぬ心配したからである。もう善かろう、是で死毒に侵かされた處が是非がないと諦めて、アルコール・石炭酸水等で消毒綿帶して其日は家に歸つた。非常に心配したが、先づ以て屍毒症は起さな

職業の犠牲に供した余の左拇指爪甲

劇甚なる
爪牀炎

爪刺に就
ての自體
試験

職業の犠牲に供した余の左拇指爪甲

一三〇

かつた。其變りに劇甚なる爪牀炎を誘發して、百方治方を講ずるも中々治途に就かない。終に長町醫學士を煩はして全爪甲を切除して仕舞つた。爪甲なき拇指は柔軟にして恰も副木を失へる軟性植物の如く、驚く可き機能障礙を殘存し非常に困難を感じ、外科手術の如きは殆ど行ふ可からざるに立至つた。余は爪甲の用途に就て少なからぬ發明する所があり、今更の如く感じたのである。

爪刺 Der eingewachsene Nagel に就ての自體實驗

爪刺一名爪嵌頓 *Incarceratio unguis oder Unguis incarnatus* と稱し、其症輕微なるも療法の如何により頑固執拗なる経過を取り、容易に治癒す可からざるは成書の説く所である。余の症の如きは正しく其一種に屬す可きものであらう。其原因が解剖の際屍體を経過せし鍼尖に由り刺入せられ、恐る可き屍毒を誘起せざりしにせよ、決して清潔なる物質に由る創傷でない。

余曾て恩師博士三輪德寛先生著外科叢書を読み、爪刺の篇に到て余の

症状と恰も符節を合すが如きを見、つくづく感じたことがある。

余が爪刺後に於ける爪牀炎及び肉芽發生の状態は實に慢性弛鈍性の経過を取り、諸種の治療法其效を奏せず、肉芽は爪縁の刺戟に由り疼痛を感じ、偶、器械的刺戟に觸れんか飛び揚がらんばかりであつた。余が意を決して手術的療法を行ふに至りしは是が爲めである。

手術はコカイン局處麻醉の下に行はれた。其手術式が如何様であつたかは、余自身に於て是を目撃しなかつた。併し爪甲の兩側を侵されしのが故を以て全爪甲を剔出し、其後創面は二〇%のクロール亜鉛溶液で腐蝕されたことは確かに記憶して居る。手術時の疼痛は局處麻醉は施されてあるが、中々に痛たかつた。

爪甲剔出後、再發はしなかつた、併し前記の機能障礙を殘し六ヶ月餘は非常に困難を感じた。然るに凡七ヶ月目よりして半月部の中央より纖維束狀の角質が生じ漸次前方に提出し、茲に第二期爪甲の形成を告ぐるに至つた。其経過は一ヶ年餘を閲みして居る。

職業の犠牲に供した余の左拇指爪甲

一六一

機能恢復の度合。最初半ケ年間は無論用をなさない。皮下注射を行ふにさへ困難を感じ、示指と中指を重ね合して辛ふじて患者の皮膚を掻起したこともあつた。爾後第二爪甲の不完全ながら其形状を形成するに及んで、漸くして日常の用を便し得るに至つた。現今では使用上健側と略異ならないが、有力の副木たる支柱を失ふた余の左拇指は到底畢生を通じて十分の働はなし得られぬであらう。

* * * * *

余は外科学に非常の趣味を有し、學校を出てから縣の病院に居た時も、外科部に職を奉じて居た。又明治二十九年・三十年頃三輪先生の部下に外科室勤務をして居たに拘らず、自ら其専門を捨てたのは此職業の犠牲に供した左拇指爪甲の切除に由る官能障礙が大部分の原因をなして居るのである。

余が茲に有體に告白するのは、恩師三輪先生の著述たる『三輪外科学叢

余が外科
醫たるを
止めたる
原因なる

書』の編輯に従事して茲に七ケ年間、普通十四卷・臨時三卷を發行し了して、今や一卷を以て終結を告げんとす。又昨年十二月初めて呱呱の聲を揚げた博士佐藤三吉先生監修にして日本有數大家の執筆に成る大著述『日本外科学』に親友醫事新聞社長藤根常吉君の驥尾に附して、其編者たるの光榮を擔ふて居るのも、セメテは余が従來の素志たる外科学に就て聊か我醫學界に貢献したいと思ふのが、不肖なる此身の小さな希望である。力のあらん限り、生命の存せん限り、此大著を完成し編纂の任を盡す可く、自ら大勇猛心を奮起して居る次第である。

外科書には其出版上に就て少なからぬ苦勞がある。夫は圖畫の彫刻に多大の費用を要することである。單に鑄珠のみの事を打算する尋常書肆の企及す可からざる處である。幸に吐鳳堂主人田中増藏君が一派の俠骨其舉に賛意を表せられ、藤根君の如きは此書の完成を期せんが爲め、第二の生命たりし好きな飲酒を斷禁して、専ら自己の健康保續に努められて居る。

又佐藤先生が彼の公私繁忙の身を以て、右書の原稿を逐一閲覽せられ特に校正までの勞を敢てせらるゝに至つては唯、感泣の外はない。余は此項の末節に於て特に此事あるを特筆して天下後世に宣言し置くのである。

* * * * *

五七 余のクロロフォルム全身麻酔自體

經驗 (前後二回)

余のクロロフォルム麻酔自體經驗
と飲酒の遺傳

余がクロロフォルム麻酔自體經驗を述ぶる前に、余が酒精飲料に對する關係を述べて置かねばならぬ。夫と同時に血族上酒精飲料に於ける嗜好如何を記述し置くの要があらうと思ふ。直接關係なきも参考の資料として

余の父方祖父は四十七歳を以て逝く、大の酒客であつた。父は二十八歳の頃まで一滴の酒を嗜まざりしも、其後酒客となり、一日一升餘を傾倒する程の豪者であつた。母方の祖父は母の嫁せざる以前に夭折したので記憶に存しない。母は父の晩酌の相手をするので、少々は嗜好して居た。併し自分から進むで飲む様な事は更になかつたのである。父母共に酒に對する嗜好があつたに拘らず、余は大の酒嫌で若冠前後の頃、盃に三四杯位は飲みもしたが、直に顔面潮紅して心動を感じる、七八杯も飲めば苦しくなる、尙夫以上になるに悪心・嘔吐を起すので、斷じて飲用せぬことにした。書生中は「ビール」を「コップ」に半分位は飲んだこともあるが、夫れでも苦しく成る。學校卒業後、宴會杯に列する機會が多くなつても、酒は二三杯を過せしこがない。先づ酒を飲まぬ部に屬して居る。

余と齒根骨膜炎

余がクロロフォルム全身麻酔を施すべく餘儀なくされたのは、齶齒に因する齒根骨膜炎を患ひた時で、初期左下顎骨隅角部に於て腫起・疼痛を認め、疼痛は持続性にして殆ど間斷なく、微熱往來、果ては咀嚼運動を妨害せられ、液性飲料の他何物をも攝取することが出来ない。二三同僚友人の診斷を受けたが、未だ波動を觸れぬので切開の時期でないこと云ふ。併し疼痛は依然として止まぬ。セメテは減張・射血の目的にでも一つ切開

余のクロロフォルム全身麻酔自體經驗

して呉れぬかと強請して、三名の友人で切開して貰ふことにした。此際如何にも元氣のない様だが、久時の臥褥で疼痛に苦められ、逆も堪へ得られぬと思ふので、クロロフォルム全身麻酔で遣つて貰ふことゝした。是が余の第一回全身麻酔の自體實驗である。

〔イ〕余の第一回クロロフォルム全身麻酔自體實驗

余の第一回
クロロフォルム
全身麻酔
自體實驗

麻酔器械はシユンメルブッシュの假面を用ひたと記憶して居る。眼を閉ぢられ、胸廓を緩かにし、聽て正規に従ひ余は麻酔を掛けられ可き體位・體勢を取つたのである。

最初二三回の吸入には余は求めて深呼吸を營むた。芳香性竅透性のクロロフォルムは余には何等の不快の念を起さなかつた。寧ろ一種の快感を以て吸入した、『數』を呼ぶこともなくだんまりで麻酔の度は進んで行く、時間は覺へぬが暫らく立つたと思ふ頃、一友人の喘喘の聲が遠音に聞ゆる。

『モーよいだらう』

此時局處を拭ふ様な皮膚感覺、器械のチャラ／＼云ふ音杯は未だ聞ゆる。此際余は心の内で、未だ麻酔は十分きいて居ない、此儘切られたなら嘸ぞ痛いことだらう。今少しかけて呉れよばよいがと思つたが、其事を口の上すことは出来ぬ。意識は存在して居るが、口唇と舌の運動が夫れに伴はぬ。……其内に又た点滴せらるゝ、其發作性に点滴せらるゝ時は咽ぶ様な心地もせらるゝ、それから一寸意識を失ふ。併し直ぐ醒めてしよう。……此間に刀を著けられたらしい。ガシリガシリと刀の皮膚面を走り過ぎる様な心持がする。併し、疼痛は更に感じない。流石に麻酔劑は難有いものであると思ふた。

余の手術は小手術なので麻酔時間は彼是れ二十分位ですんだ。麻酔後ボンヤリはして居たが、別に不快な感覺も何等の副作用もなかつた。半麻酔位であつたからであらうか。

斯くして行つた手術の成績は陰性に終つて、化膿も何も認めなかつた。それだ、それかあらぬか疼痛は依然として去る可き様がない。五六日間

は病牀苦吟の身と成つて居たが、終に入院治療に決して某病院に入院して第二回の手術を受けることにした。

〔ロ〕余の第二回クロロフォルム全身麻酔自體實驗

余の第二回クロロフォルム全身麻酔自體實驗

余の第二回目の全身麻酔は大分大仕掛の下に舉行された。麻酔掛はユンケル氏器械を以て余の枕頭に立ち規則通り

一ツ……二ツ……三ツ……四ツ……五ツ……六ツ……七ツ……
八ツ……九ツ……十……

呼ばしむる。「十」から先きは數字が大分複雑になる、即ち言葉が多くなる。十一……十二……十三と云ふ數は一から十まで云ふのは大分面倒である。而も麻酔は追々と進行して行く二十位迄云つた時に自分ながら妙だと思ふ程にロレツが廻はらなくなつた。夫れから二十五……二十六と進むで自分は深麻酔に入つたのであらう。最早何事も知らぬ……併し折々は醒覺に近いで、消息子が創口に這入つたり。拭綿が創面に觸れるのを感ずる、併し痛覺は更にない様である、唯だ麻酔

の淺深が必ずしも手術の進行如何に随伴せぬのが遺憾な心地がする。言葉を換へて云ふと、此處だと思ふ時に麻酔が淺く、不必要な時に深麻酔の状態にありはせぬかと思ふことがある。併し深麻酔の時は自分に何等の覺へがないので、是は推測に過ぎぬ。

斯くして三十分餘にして手術が終つた、第二回目にはクロロフォルム消費量が大分多かつたと見へて、暫らくの間は睡眠に移行した。睡眠後の経過は善良で何等の副作用がなかつたので、自分ではクロロフォルム麻酔は毫も恐るゝに足らずと今に自覺して居る。

五八 余のクロロフォルム麻酔より得た

教訓

余のクロロフォルム麻酔より得た教訓

余がクロロフォルム全身麻酔の自體實驗より得た教訓は、左の點々である。

〔第一〕平生非常に懇親な同僚諸君に依り、クロロフォルムを掛けられる

余のクロロフォルム麻酔より得た教訓

時には、どうも遠慮氣味が有つて、淺麻酔の時に手術に取掛らるゝ風がある様である。人情上の支配を受けるからであらう。技術の前には親類が苦がないが、夫は人情の弱點である。如何なる名人の外科醫師も最愛の我子、若くは慈親の手術に向ては刀尖が鈍ぶるが常である。全身麻酔に於けるも、略ぼ同一の關係があるであらう。余は第一回の手術に於てつくづく夫を感じたのである。通常醫師が醫師の治療をするには非常に骨が折れるものである。

〔第二〕助手が術者と語り、第一助手が第二助手と語る談話の内容中、左の點々は之を避けねばならぬ。

〔イ〕どうも膿源が深い様ですな。

〔ロ〕消息子が此方面には通じぬ。

〔ハ〕「シール」が足りない。(其他器械の準備不足等の爲め看護婦助手等を叱咤せぬ事)

〔ニ〕腫瘍其他の豫定診断より悪性なることを談話する等の類
被術者は概して神経過敏である。術者及麻酔掛に於て深麻酔に陥りしと思ふ者、必ずしも然らざる場合がある。麻酔の深淺は他覺的に現はるゝ症状と必ずしも一致せざる場合あるを忘れてはならぬ。若し被麻

酔者に多少の意識があり、是等の語を聴くとせば非常に不安な念慮が起る。

彼の恐る可きクロロフォルム死が神経作用に由て起る原理を知る者は、最も注意す可きことと思ふ。余には慥に其自覺がある、別して「クリニック」杯では學生間に嚴に警む可きことであらう。

〔第三〕被麻酔者が今一と呼吸ほしいと思ふ時に、麻酔者の手は動かぬ。意氣投合が最も必要だと思ふ。併し是は中々困難なことである。

〔第四〕麻酔掛が手術等に氣を奪はれ居り、俄に氣が附いて急に多量に點滴されると呼吸が止まる様な心地がする。又た誤てクロロフォルムが口圍・鼻邊の皮膚に點滴せぬ様に心掛けねばならぬ。其疼痛は非常なものである。其上を假面で蔽はれると殊に甚だしい。

自注。蘭法醫乃至は英法醫がクロロフォルムを吸角代用に使用したこゝがある。一種の鬱血療法と見做す可きものである。其法四五滴のクロロフォルムを取り術者の手掌に滴し、目的の場所に貼用し暫らくの間密閉覆蓋するにある。其時

患者は疼痛を覺へ、術者の手掌にも之を感ずる。漸くして之を去るに局部發赤
患者は爽快を訴ふ。皮膚の誘導法として芥子泥と同一の效力がある。

余が齒根骨膜炎の爲めに惱まされたのは、實に五十有餘日の長きに及び、父
叔は非常に心痛されて、添書を附せられ、大阪醫學校病院の井上平造學士の
下を訪ひ、第三回目の手術を受け漸く全治したのである。業を擲ち病牀に仰
臥す無聊甚し。此歳病間縦筆成る。餘事に度るも、筆のすさみとして茲に録
し置く。余に取てはこよなき記念である。

病間縦筆

病間縦筆

明治丙申之春、余偶得病。呻吟于藥榻之下。殆五旬日矣。疼痛如刺。晝
夜不寐。空迷于夢寐之間。病中所得。枕上雜詩。自東韻至咸。七律
三十首。隨得隨錄。自題病間縦筆。皆任筆寫懷者。而疎笨鹵調。雖不
足觀。但以供後日追想之資耳。
(藻城迂人)

上平 十五律

蒲柳黃絲惱我躬。三旬養病一堂中。天將晴處雲遮日。潮欲平時波趁風。無意
春花尙開落。多岐人道有窮通。半宵不睡思詩坐。缺月留痕曲似弓。(一東)
紫雲山外紫雲濃。細雨如煙淡霧封。病裏猶存平素慨。鏡中不止舊時容。照愁
唯有半香月。破夢又聞殘夜鐘。何日東風踏骨去。春郊野外曳吟筇。(二冬)

病間縦筆

更聞何處遠鐘撞。時聽門前守戶形。老榆孕風聲度檻。古梅倩月影昇窻。壯心
未減鐵堪斷。豪氣猶存鼎可扛。一夜空牀枕頭夢。夢魂飛到最南邦。(三江)
蓬々鬢髮亂如絲。伏褥三旬守鶴姿。芳後雪泥巢乳燕。落殘梅樹宿黃鸝。掃憂
世上雖呼酒。散鬱病間無及詩。院外有人傳劉啄。吟談一味解愁眉。(四支)
花落禽啼畫掩扉。小窻終日絕塵機。病中日月憐流水。夢裏山河易夕暉。卅歲
譏譽同世背。半生事業與心違。訪病人去春蕭寂。香霧簾前一蝶飛。(五微)
伏褥由來守草蘆。街無蔬菜食無魚。三旬空擲折肱葉。一念儘縹金匱書。治術
奏功身漸健。藥方有驗病將除。豈無脾裏肉消感。雙腕徐摩意晏如。(六魚)
其奈稜々蒲柳軀。自嗟鬢髮掩長鬚。胸中幻像意違意。鏡裏照身吾怪吾。缺月
在天孤影瘦。淡煙籠樹雁聲孤。病間自喜治功速。一脈春風人欲蘇。(七虞)
柳色朦朧望欲迷。藥爐煙斷夜凄其。飛花滿院春三月。香霧疎簾雨一犁。世道
變遷雲上下。人心反覆岳高低。通宵不睡獨欹枕。臥數殘更第幾鷄。(八齊)
意氣偏欣追日佳。徐泥欄角下前階。老鶯穿樹尋殘蕊。新燕含泥飛曲街。水動
波紋粧畫意。風描錦繡入吟懷。回思累藥何邊在。恍惚自忘斯病骸。(九佳)
紛々世事付寒灰。晝靜閑窻絕點埃。病後身如霜後竹。快餘心似雪餘梅。車聲
透枕知醫到。屐響近門欣客來。藥餌減量軀漸健。清泉一道澗盆栽。(十灰)
七年辜負帝都春。綺夢空迷灑上津。飛絮一天吹白雪。櫻雲四月咽芳塵。梅兒
塚畔笑聲散。木母寺邊裙影新。微醉想曾三屋渡。美人扶我上船身。(十一真)
也莫閑窻俗累紛。篆煙一縷蕙香焚。銳刀新試創三寸。奇術已看癒八分。養病

雨兼催露雨。掃愁雲。是釀花雲。預期旬後回春日。好學劉伶張酒軍。(十二文)
 病窗客去掩柴門。往事回頭夢想存。綠酒紅燈暗垂淚。青山白水忽飛魂。堪風
 衰柳如含恨。忍雨殘花似欲言。一縷生緣未全減。回春今日又天恩。(十三元)
 一更々盡夜將闌。縷々藥煙猶度欄。身歷難艱鍊心膽。人逢險路見肺肝。齡垂
 三十猶黃吻。世莫寸功耽素餐。落魄江湖君莫笑。孤舟自任幾波瀾。(十四寒)
 十日養痾兼養閑。玻璃窗底臥看山。半陂春水花三月。兩岸東風柳一灣。無意
 雲從孤岫去。倦飛鳥向舊林還。星々蓬髮隨梳落。鏡面懶描雙鬢斑。(十五刪)

下平 十五律

寄托風塵三十年。自憐歲月夢中遷。南轅北轍空書卷。東泊西漂只釣船。職冷
 也無僭石貯。家貧未得買山錢。病來却喜奚囊富。藏得新詩第幾篇。(一先)
 煙籠遠樹暮山遙。滿目風光魂欲消。綠酒禁來非有恨。新篇賦得慰無聊。傷心
 一段憐殘月。病勢三旬已落潮。困臥也無豪快興。教坊閑却雪兒謠。(二蕭)
 謝客幽窗策避朝。柴門唯有竹聲敲。花殘林外稀鶯語。泥落梁間認燕巢。遇病
 初知親友厚。經艱漸悟利名交。天邊仰見一痕月。清影無偏懸樹梢。(三肴)
 養病連旬守藥槽。明意淨几慰心勞。竹聲如戰風唯急。樹影將無月正高。自古
 功名欽虎革。于今富貴付鴻毛。淋漓一掬憂時淚。枕上猶摩日本刀。(四豪)
 睡痕驅盡又愁痕。詩債如山不厭多。名苑時欽才子句。教坊閑却美人歌。落花
 有恨憐芳草。流水無情送逝波。禪裏關心唯一事。春風春雨臥中過。(五歌)
 久謝門前請診車。小亭養病倚窗紗。風吹嫩綠鳥迷樹。水動落紅魚啄花。爲掃

愁魂時思酒。欲除睡癖且呼茶。續紛情緒無由理。鬢髮慵梳亂似麻。(六麻)
 烏破蘇紋苦石荒。小園不拂草茫茫。天將雨處蠅牛出。風漸急時蛛網長。藻浦
 煙波時入夢。栗林春色儘傷腸。遊心一段禁難得。魂魄迷濛臥病牀。(七陽)
 花落前園感易生。青山流水最關情。夢中夢影夢難信。幻裏幻痕幻或誠。一別
 親朋無雁信。三春佳約背鷗盟。頑童不守山妻戒。頻聽牀頭求乳聲。(八庚)
 疎簾深鎖掩窗櫺。春雨何堪臥裏聽。風拂鶯衣垂柳岸。水露蝶粉落花汀。迂頗
 偏怯朱交紫。濛眼難分白與青。心未忘機時思局。小球燈下讀棋經。(九青)
 通宵不寢氣空澄。獨聳雙肩仙骨稜。看護人如守門犬。憑牀身似坐禪僧。淡雲
 籠樹輕遮月。破壁透風吹亂燈。却喜病中天地別。世情趁日冷於冰。(十蒸)
 卅年久守木綿裘。志未能酬歲欲流。壁上有題留舊感。人間無地掃新愁。身忙
 猶嗜詩書畫。職冷況兼貧病憂。花落小園春寂々。曉風殘月獨樓頭。(十一尤)
 金鴨香消玉漏沈。疎砧殘笛夜雲侵。花眠老樹懸孤月。風死空林認宿禽。世上
 難逢唯益友。人間易失是光陰。病來空濺丈夫淚。綠水青山感慨深。(十二侵)
 閑學蝸牛守草庵。累年疾病奈難堪。忠言自古耳常逆。良藥于今口不甘。半縷
 茶煙了禪味。五更夜氣可玄談。寒梅枝上有情月。疎影昇窗一兩三。(十三覃)
 細雨霏々澗草橋。春寒料峭懶鉤簾。聳肩自覺肉脂落。摩腕深憐病勢嚴。終世
 所期唯壯健。半生難守是清廉。向人時復試諧謔。徐擦長髭誇蓄髯。(十四鹽)
 病侵餓肉口常緘。齒鎖舌根辭似銜。沈默深欣莫招禍。假聾何幸不容譏。三更
 夜雨櫻千樹。十里煙波春一帆。無限心情向誰訴。淚痕空濺舊吟衫。(十五咸)

余とニコチン中毒

五九 余とニコチン中毒

余は喫煙の悪癖を有して居る。十八歳の時から煙草の味を覚え、爾來三十來餘年間殆ど絶間なく吹かして居る、其間禁煙を思立つたことのないではないが、ものゝ十日と繼續したことがない。克己と自制心に乏しき、實に恥入つた話である。喫煙の初は何の氣なしに、煙を吹かして居たのが病付で、刻煙草より紙巻煙草に移行した。幸にして葉巻煙草の經驗を有して居ないので僥倖である。余が若年の砌は岩屋の天狗煙草・千葉の牡丹煙草杯が日本製としては盛に行はれて居たので、余は岩谷製の中天狗を常用して居た。然るにビンヘット・バイレット杯の舶來兩切煙草の輸入せらるるに遇ひ、之等を嗜むで居たがバイレットの過用よりして中毒症に罹つたことがある。

〔イ〕余の第一回ニコチン中毒

煙草過用の結果として來るニコチン中毒は余未だ他人に就て實驗した

余の第一回ニコチン中毒

ことがない。唯だ自體に於て之を證することが出來た。第一回の時は明治三十四五年頃である。前驅期としては惡心・嘔氣・嘔吐があつて冷汗が淋漓として流れる。最も顯著なるは眩暈と胸部の絞窄樣感覺である。立て歩行することは斷じて出來ぬ。臥牀に在ても身體が動搖する様で恰も船暈に類して居る。脈搏遅徐・心臓部絞扼感等二種名狀す可からざるものである。他覺的症狀は自分で分る筈がない。此時は長町醫學士の治療を受けカンフル油の注射等を施され約二日間で治癒、同氏から禁煙を警められて居るが今に實行が出來ぬ。

〔ロ〕余の第二回ニコチン中毒發作

第一回目の症狀と略ぼ同様にして頗る輕症である。同僚某醫師の來診を求めしも、窓戸を開て新鮮空氣の吸入を試み、直に輕快に就いた。爾來重症なものとは來らないが、昨今は此發作を未然に防ぐことを考へた。勿論非常に節煙して居るの故、煙草を改良したの故、少しく煙草に因る消化器症狀(惡心位の時に)を起したと思ふと、直に斷煙して新

余とニコチン中毒

鮮空氣中を逍遙するのである。こんななまでに苦勞して煙草を呑むとは愚劣な話ではあるが、どうも自分には止められぬ。

參照 余の友人中禁煙して嚴に實行して居る人が三人ばかりある。其他の人々は悉く禁を破つた連中である。一口に克己心がない云ふが、自分は神經がニコチンに由て間斷なく刺戟せられて居らぬと、氣持が悪るい様な心地がせられる。余も一昨年中十三日間一吹も用ひなかつたことがあるが、作業上不愉快を感じたので、再用することにした。又今後は禁煙杯云ふことは口にすまいと思つて居る。さうも、生涯實行が出来そうに思はれぬ。

余は近來昨年の六專賣局製造「大和」を常用して居る。一日の使用量は茲には慙ミ書くまい。習慣は妙なもので此頃「敷島」や「富士」等を用ゆると咽頭を害し、眩暈することがある。「朝日」を用ひて見ようと思つて居るが、未だ實行せぬ。左に内務省東京衛生試験所の分析表を掲げて參照する。

煙草分析表

煙草分析表

*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

官營口付煙草			官營兩切煙草		
名	稱	卷煙草一本中の「ニコチン」量	名	稱	卷煙草一本中の「ニコチン」量
山	櫻	〇・〇〇五二	ス	スター	〇・〇一三六
朝	日	〇・〇〇四九	リ	リリー	〇・〇一六一
大	和	〇・〇〇六五	チ	チェリー	〇・〇一六五
島	島	〇・〇〇六八	(平均)		〇・〇一五四
(平均)		〇・〇〇五九			一・四六〇〇

人工呼吸で成就した珍らしき二例

六〇 人工呼吸で成就した珍らしき二例

人工呼吸は其方式の孰れの種類たるに論なく、之を行ふ場合が危急存亡の秋である。幸に成就し得るも頗る努力を要する。即ち術者の方でも餘程の氣魂と力量(腕力の意義)を要するのである。余は多くの場合に於て他人と交代して其任に當るを常として居る。初生兒假死の時に行ふ發啼術ですら、中々の骨の折れるものであるに、大人就中體格偉大の者に對して人工呼吸を行ふには、竝大抵のものではない。余は從來人工呼吸

人工呼吸で成就した珍らしき二例

吸を施した場合も少くないが、其成效したことはお恥かしながら餘り多くない。茲には其珍奇なりと思ふ者の二例に就て記載して見よう。

〔イ〕柔術に由て氣絶せし者の人工呼吸

△柔術の方式で復活せざる場合に於て▽

或時余が郷里の巡査教習所で、柔術の演習中氣絶した者があつて、柔術の先生が百方復活に努めたが蘇生しなかつたと云ふので、余を呼びに來た。現症としては橈骨動脈の搏動は觸れ得ないが、心鼓動は幽微ながらも存在して居る。余はシメタに思ひつゝ「カンフル」油三筒を注射し置き盛に人工呼吸に著手した、其時の注意は四邊の人を遠ざけて、窓戸を開放し二三倔強なる巡査と共同して、シルヴェステル氏式の人工呼吸法を試みた。汗水たらして二三十分間繼續して居る中に、一二回乃至三四回の自働性呼吸運動を營み得るに至つた。吾等は之に力を得て其自然呼吸を助ける様な心持で遣つて居ると。被術者は

ううーううー……ううー

柔術に由
て氣絶せ
し者の人
工呼吸

この發聲的呼吸運動を、胸廓の呼吸状態に於て發する様になつて來た。尙ほ

はあーはあーはあー……はあー

と調子に連れて發聲する。此はあーはあー音を聴けば、人工呼吸は最早成效したものである。余の此場合は頗る手際よく行つたので、素人連の大喝采を博し得たのである。人工呼吸は不思議な術ではないが、柔術の先生が色を失ふた時と云ふこと丈が御愛嬌であつたのである。余も何となく嬉しかつた。此時巡査教習所でも非常に喜ばれて、所長初め巡査一同から感謝状を送られ薄給なる身分にも拘らず、若干の金員をも併せ贈られた。其書面は紀念の爲めに左に掲載することとした。大家富豪から得た數十金よりも、こんな誠意の籠つた金員は、非常に難有いものである。

巡査教習
所長の感
謝状

拜啓益御清福奉賀候、陳者當所教習生巡査道滿太次郎柔術稽古中昏倒危急の
場合速かに御救療被下奉深謝候別封乍輕少御禮の印迄に進呈仕度右御挨拶旁

人工呼吸で成效した珍らしき二例

人工呼吸で成效した珍らしき二例

二八一

如此に御座候 敬具

明治三十一年一月八日

巡査教習所長

警部 永田 亨藏

外職員生徒一同

長尾折 三殿

侍史

〔ロ〕溺死未遂婦人の救助と人工呼吸

溺死者の救助し得可きものは其機會が甚だ少ない。就中醫師として來診を求めらるゝ場合多くは時期を失ふて居る。余は偶然にも獵が好きで夜潮に乗じて小漁を試みんとして、我家から程遠からぬ處に出掛けて行つたのは夜の十時過ぎであつたらう。勝手知つたる海邊を傳ふて、此處ぞと思ふ所に、二網三網試みたが一向に獲物がない、雜魚一匹もかゝらないと云ふ不獵である。勿論網も打方が餘り上手ではないが網代を換へて見ようと、波止場附近の金比羅神社の畔に來り、城の裏手に廻はらうとすると「ドブン」と

溺死未遂
婦人の救
助と人工
呼吸

云ふ水音がした。まさか身投げと云ふ事には氣附かなんだが、暫らくすると、船頭らしき者の聲で

「身投げよく」

と云ふ聲が微に聴ゆる。サテハと伴に連れて行つた書生と車夫と諸共に聲を便よりに驅付けて見ると、船頭と覺しき倔強の男が二三人で年若き一婦人を救上げて介抱をして居る處である、時は恰も十月の下旬頃で秋風は身に沁みる様である、況してや水中に投じた者が凍互の感は如何ばかりであつたらう。救ひ上げられた者を一見すると、二十二三かと思はるゝ身装賤しからぬ良家の子女らしい。其所見概略は左の如くである。是より先き余は下僕に命じて警察に急報し、自宅から薬籠を取寄することとした

一 婦人年齒二十二三歳位、體格榮養共に可良、身には中流程度の衣帶を纏ひ、容姿亦醜ならざるに似たり。

頭部 烏田髻に結ばれたる痕跡ある漆黒色の鬢髪は亂れに亂れて、砂土を附著したるま、蒼白色の顔面を被ひ、夜深急速の場合燈火を缺ぐを以て瞳孔の反應

人工呼吸で成效した珍らしき二例

二八三

散大如何を見るの便を有せざるも、眼瞼は半閉鎖状態を保ち口唇堅く齧齧して下顎關節は強直状をなせり、口唇の色澤は臘月夜に之を検するに、紫藍色を呈し、兩上肢は肘關節に於て屈曲位を保ち、兩下肢は股關節及膝關節に於て同じく屈曲し、其狀恰も胎兒の胎勢の如き觀がある。脈搏は橈骨動脈に於て之を觸れず、心音は微弱ながらも存して居る様である。此時も余は一縷の望を抱き心臓部の摩擦を盛んに行ひ、兼て皮膚摩擦を施し人工呼吸に著手した、此場合凍死療法を兼行せねばならぬ。

人溺死屍體に遭遇し多少救助の望ある場合、専ら水を吐かすに努むるが、吐かして水を吐く様なら夫は大丈夫である、溺死時の假死は多くは窒息に由るもので、さうしても呼吸の復舊即ち人工呼吸が先決問題であると思ふ、液體が胃中に在ても死の原因にはならぬ。胃部を壓迫して無暗に吐逆せしむるも、口腔内に逆流した水液が呼吸道に流入するの恐れがある。其狀クロロフォルム嘔吐の際に於けると同様で、之と同一の注意を拂はねばならぬ。呼吸だに恢復するに至れば、胃内容物を吐出せしむるは幾多の方法がある注意せねばならぬと思ふ。此時にも幸に人工呼吸が成致して救命の目的を達した。其内に藥籠が著する「カンフル」注射を

試みる。脈搏は益々確實に成つて來た。警察官に其旨を報告して、本人の名譽に關する事柄であるので、姓名杯は新聞の探訪者に知らさぬ様にして貰ひ、自宅に引取らしめた。

翌日よりして余は普通患者として往診をしたが、兩三日間は三十八度内外の發熱を見た、本人に對しては彼の夜の事は露ばかりも話さず。知らぬ顔で治療をして居た。兩親は命の親を崇めて呉れる。日を経る儘に本人が全快して、羞恥を含むだ顔貌に微笑を浮べて感謝の意を表したことは未だに覺えて居る。是等が誠なき世の誠きでも云ふのであらう。

普通の場合醫者として招かれたのでなく、偶然にも漁獵に出掛けた途中の樵事丈に余には一種の感興がある。筋書は丸で小説的であつて、而も小説ではなく事實だから面白いではないか。

決死の原因及其他に就ては、刑法上及德義の上から茲には何にも云はぬ。

△一度自殺を企てた者は二度と試みぬ▽

自殺行爲を有する精神病患者を除外として、普通原因で自殺を企てた者が、幸

人工呼吸で成致した珍らしき二例

に救助されて一命を繋ぎ止めた後は、大抵は自殺の再擧は圖らぬものだ、是は最初の自殺行爲で局外者も大に遠慮し、多くは自殺の動機と原因を取除かれたるにも由るだらうが、自殺の経験も本人に取ては能く／＼の苦痛と見える。

六一 變死婦人必ずしも美人ならんや

變死婦人が必ずしも美人なる可き筈がない。然るに多くの新聞紙は婦人の變死を報ずる場合に、必ず美人の稱を用ゆる様である。曰く水死美人曰く轢死美人、猶ほ之を逆用して美人の水死と謂ひ、美人の轢死と謂ふ。死者を惜むの餘り『美』字を用ゆるの意もあらう。『美人』の二字が少なからぬ感動を惹くと云へる或る意味に於ける挑發的の筆意もあらう。余は是等の記事を見る毎に一種の好奇心は、婦人死に就て種々なる研究を試むるの念慮を起さしめた。

余は曾て『聞いて美にして見て醜なる婦人死』と題して轢死婦人に就て觀察を試みた一文を稿したこともある。死せる婦人を評して美人と云へ

變死婦人
必ずしも
美人なら
んや

るに就ては色々の心理的作用もあらうが、茲には暫らく無形の觀察を避けて有形上就中肉體的所見に就て一言して見ようと思ふ。

人の死せる顔貌は非常に安穩なる死相を呈して居るものである。死は萬事休すと云へる古人の語もあるが、善惡共に帳消となつたものと見え如何なる悪人も如何なる好者も、一たび其死相を見るに及んで何人も其人が生前の行爲行動に就て怪まぬ者はなき程變化するものである。

予は或事情の爲めに屢、刑餘の人の死亡状態を觀察するの機會を有して居つたことがある。以上の結論は其間の經驗で得た事實である。悪人好者にして猶ほ且つ右の状態である。常人の死相が安穩に見ゆるは決して怪むに足らない。世に『佛』に成つたと云ひ『神』に歸したと云ふのは此物質的觀察からもそうした感興が起るの寧ろ偶然でないのである。

原始時代はいざ知らず、中世紀以後種々なる事情から婦人は美の權化とされて居る。又た女性の生命とする所は實に美であつた而も其美は愛を得んが爲めである。婦人が愛と美の爲めに自己を犠牲に供するを厭は

ぬのが、理想的の女性と謠はれて居たのである。又弱きが女の特性とし
て世間から非常の同情を受けて居た。婦人子供と呼ばれ或る事物に對し
て責任圏外に立たされて居たこともある。其代償として多くの婦人は男
子の爲めに束縛を受けながらも、何等不平がましき聲を放たぬ。柔順に
して貞節、溫和にして靜淑、而も絶對沈黙を以て女性當然の義務と見做
されて居た。

「ロマチンチック」や「クラシック」の文學は盛に女性を美化するに努め、
彼を理想化して藝術上の神となし、婦人と云へば美の權化たるを直覺し、
愛の神たるを聯想せしめ、麗はしき涙の源泉となし、索漠乾燥せる人生
の枯野に咲ける堇菜花の如く、萬綠叢中の紅薔薇花の如く謳歌した。若夫
れシエーキスピアやゲーテやシルレルや巢林子の戯曲に上りたる婦人
は、美の極致、愛の至極、犠牲の代表者である。而も其美、其愛、其犠
牲心は最も痛切に最も切實に彼の死に因て表現されるのである。
吾等が婦人死に由て美の觀念を惹起する思想は、尠なからぬ是等の著

作物に由て養成馴致された。故に變死婦人と聞いて必ずや美人ならんと
直覺するのは、或一面に於て習慣的惰力に支配されて居ることも其原因
の一であらう。

さりながら、余は美なりと云へる婦人死を見て、單に文學者の習慣的
惰力に由るものなりとの空漠なる結論のみを以て、満足し得る程の無情
漢ではないことを自信して居る。

人の死相は安穩なりと云へることは、前文にも述べて置いたが、茲に
は「何故に安穩なりや」と云へることに就て一言するの要がある。人の將
に死せんとするや、あらゆる病苦と死苦と闘はねばならぬ、孔子も釋尊も
基督も恐らくは之を免れ得なかつたであらう。然るに一度び生の限界を
離れて死地に就くや、病苦を忘れ、死苦を忘れ安泰の處に穩かなる永き
眠に入る、人若し、人死の状態を虚心坦懷超脱せる眼光を以て觀察し見
よ、如何に美はしきかを感じるであらう。死者は總ての慾念を擲ち去れる

なり。彼の前には黄金の威力もなければ權勢の何物も伴はない。余が罪人の屍體を檢し、其相貌を熟視する毎に、彼は何故に生前の苦勞を敢てし、求めに求めて煩悶せしかを憐まざるを得ないのである。彼の爲めには死は唯一の幸福である。無二の福音である。

吾等は天國なる假定的樂地あるを信するものでない。極樂淨土なる空想的仙郷あるを證明し得る智識を有しない。唯だ死其物が樂地とも仙郷とも思ふて居る。さりながら天賦の生命を捨て、までも不自然の死郷に入らんとは更々思ふて居ない。此處の道理を誤られては困る。

唯だ夫れ死！死其物は安泰の域に入る登仙門である。死相の美なる故なきにあらずとの結論に達し得らるるであう。

生前女性を以て美と愛の權化と思惟せる、總ての人々が其死を聽きて美感を興へ、美人なりと直覺するは一種の心理状態である。變死美人必ずしも美人ならざるも、是に美人の形容詞的冠詞を被らしむるの因由は

大約如上の原理に由ると思ふ。讀者以て如何となす。

△西洋奇術師松旭齋天勝の妙技に就て▽

松旭齋天勝は美人である。彼の部下には多くの美人を網羅して居る。其技術敢て奇ならざるにあらざるも、彼が滿天下の人氣を集中する所以に就ては大に考慮す可き理由を持つて居る。夫れは天勝の技中可憐の少女を死地に陥れる状を演ずるのが、最も呼物に成つて居る彼が催眠術を施すの刹那、美粧粉態嬌麗濃濃はしく著飾れる少女が見るからに顔色青ざめ全身ながら綿花の如く、手痿へ足垂れ、多くの人々のなすがまに、擔がれ行く状態が、如何に多くの見物の感情を引くであらうか。……縦令假想的死にもせよ、悲惨悽愴の間に死に對する美の感念が伴ふて居る。見物は手に汗を握りつゝ、云ふ可からざる感想に打たれる。天勝の慧眼か藝術の妙技か、能く其間の消息を解し得て、人情機微の心理的作用に乗じて、巧みに人氣を集中して居るのである。

△芝居の責場と活動寫眞の悲劇▽

中村歌右衛門の演ずる中將姫の雪責の場が滿都の人心を慄亂せしむるのも、

變死婦人必ずしも美人ならんや

西洋奇術師松旭齋天勝に就て

芝居の責場の活動寫眞と悲劇

活動寫眞の悲劇が常に満員の盛況を呈するも皆な同一の心理的作用である、軟弱なる者が強者の爲めに苛められ、醜麗なる者が破壊さるゝと云ふ瞬間に起る心性状態に就ては、言語を以て説明表現す可からざる美妙の觀念があることを會得する人士にして、始めて死に對する一種の美的觀念を共に談じ得るであらう。

六二 物質的より觀察したる屍體美

釋迦の涅槃像も基督の十字架像も泰西名畫に描かれたる幾多の女神像も、皆な是れ屍體美を遺憾なく表現したるものである。彼等が一種敬畏の感を以て迎へらるゝもの、生前に於ける偉大なる功蹟と、奇異なる傳説に由來する所多きに居らんも、亦た塑像其物が與ふる感化力も少なくない。

細く安らかに閉鎖せる眼瞼と豐滿緊實せる頬肉と、項部の背部に移り行ける筋肉の悠揚にして谷らざると、泰山崩壞せるも嚴として動せざる底の大安定の死象は吾等をして如何に大安心を與ふるものあるか物質に

物質的より觀察したる屍體美

死して精神的に生ける様。天地の自然と合一して死生兩般を認むることの出来ない超脱せる領域に到達して居る。彼等は既に生苦なく死苦なく佛者の所謂大往生を遂げたるものである。

凡ての死は當然此域に到着し得べきものである。煩惱の犬に追はるゝ生前こそ禍の極みであるとも云ひ得らるゝ。

余往年愚庵道人と相見へ、『死』字の篆額を得たることがある。余の始めて道人と交を通せしは實に故高松地方裁判所檢事正松本清廉君の宅に於てせり。一夜松本君の許より急使あり。曰く『珍客あり直に來れ』と往て之を見れば、座に圓頂鼠衣の一僧侶あり、是れなん愚庵道人にてありき。席上余は道人に向ひ。

『一字にして多くの意味を含み、終生座右の銘となすに足る可き文字を撰書されたし』。

と、道人稍、難色あるものゝ如かりしも、暫らくして余に向て曰く。『字既に定まる、恐らくは君が意に充たざらん』

余の曰く。

『道人の書する所謹んで服膺せん』

道人曰く

『諾』

言下に筆を走らして『死』字を大書し、附記して曰く。癸卯新年。與藻城相見。書以爲贈。愚庵道人と。嗚呼夫れ『死』字『新年』『愚庵』相待て何ぞ配合の妙を得たる、余覺えず拍手快を呼ぶ、一座皆嘆稱す。道人時に破顔一笑、『死』と『新年』の字を指點し、口何等を語らず、幽玄なる禪味自ら個中に存す。是れ余が『死』字篆額の由來である。越へて一日、松本君深く『死』字篆額の意を愛し、更に之を請ふ。道人筆を揮ふて『不死』の二字を書し、且つ曰く。『死』『不死』結果は一なりと。松本君以來『不死』を以て庵號となす。此事は愚庵遺稿にも見えたり就て詳見せよ

今や余屍體美の事を敘するに當り、今昔の感に堪へざるものがある。

愚庵道人は余と會見の翌年を以て京都の草庵に入寂し、松本不死庵主人亦た浦和地方裁判所檢事正在勤中病を以て逝く。而して當時『死』字を得たる余は頑健舊に仍る。奇と云ふ可しである。茲に不思議なるは余が珍藏の『死』字の篆額往年の大火に烏有に歸し、今は家に在らず。余の爲めに身代りに立ちしものか。こんなことを氣にする様では、凡夫の悲しさ矢張死にたくはないのである。屍體美を敘せんとして筆岐路に入る。而も死の緣故を離るゝなし。看る者之を諒とせよ。

愚庵道人
と不死庵
主人

△愚庵道人と不死庵主人の應酬▽

愚庵上人讀岐を去て備中國兒島郡味野の素封野崎邸に客寓す。不死庵主人に寄する短楮に曰く

昨日午後無事著船、當家も貴宅同様至極寢心地よるしく暫時滞在の積に御座候。榮濱も澤山有之此分心丈夫に御座候。是より先き道人屋島の古戰場を訪ひお幸の跡にて稚松二三を記念の爲めとて携へ歸られたり。松本夫人道人淹留の報を得て。小松の事の氣にかゝりしと見え左の腰折を送れり。

子の目とて引きし小松は如何ならん
君の氣長に心かゝれり

道人の歌に

屋島湯御幸の跡の松なれば

ひきて都に我は歸らん

梓弓ひきし屋島の此松は

枯ても捨てず長き旅路に

道人京都伏見桃山江戸町の愚庵に歸れる時不死庵に贈りし書信に

迷子とも相ならず見事昨日歸庵仕候、但し屋島の松は眞赤に相成申候

不死庵の返書の一節に

屋島松赤き色をそ見せしとや

實に平家なる旗の代りか

* * * * *

愚庵道人は其傳天下に喧傳するも、不死庵主人が法官として而も檢事正の要職に在りし人たらんとは知る人世に稀なり。今や亡きにし人の數に入りて早や數年、余は生前親交ありし故を以て、茲に愚庵道人との應酬を掲げて聊か吊意を表す。

灸痕より
發せし下
腿乾性脱
疽

六三 灸痕より發せし下腿の乾性脱疽

△第二回目の左下肢切斷▽

△左右上肢も亦た壞死す▽

余は種々なる原因より發する脱疽患者を實驗した。曾ては蝮蛇の咬傷より發せし脱疽を目撃し其當時の醫事新聞明治三十年中と記憶すに報告したことがある。茲に述ぶる所の一例は左下腿内外踝の上部俗に三里さんりと稱する場所に施した灸痕より脱疽を發したものである。此患者の奇異とする所は數年前右下肢に脱疽を起して、順天堂醫院にて大腿下三分の一部分より切斷し既に一側下肢を失へる者が、更に左下肢の灸痕の部位より漸次脱疽を起したことである。未だ夫ばかりでなく左右の兩上肢及び骨盤部(褥瘡)に發して遂に死亡した。多發性脱疽とでも云ふのであらうか。左に其症狀の梗概を略敘して見よう。

實驗 T、K、男五十歳(既往症)稟賦壯健ニシテ著病歴ヲ有セズ、十年前東京ニテ脱疽ヲ患ヒ、順天堂病院ニ入り右側下肢ヲ大腿下三分ノ一部分ヨリ切斷セリ。然ルニ

多發性脱
疽?

灸痕より發せし下腿の乾性脱疽

偶々脚氣ノ氣味アリ、自ラ下腿ノ下部ニ約豌豆大ノ芫灸ヲ施セシニ灸痕ハ漸々蔓延性ノ潰瘍ヲ呈シ來リ、膏藥其他ノ方法ヲ試ムルモ荏苒治途ニ就カズ、疼痛劇甚ニシテ晝夜苦吟、不眠状態ニアル數日、爲メニ余ニ診ヲ求ム。〔現在症〕體格中等榮養不良全身筋肉羸瘦シテ鶴ニ似タリ。既ニ右下肢ヲ失ヒ、患肢タル左下肢ノ局所ヲ檢スルニ壞疽ノ中心ハ左下腿ノ下三分ノ一部ノ灸痕ニシテ潰瘍面ハ乾燥汚穢黒色ヲ呈シ皮膚筋肉ハ腐敗シテ創縁ニ點綴シ白色ノ臃ハ索狀ヲナシテ表面ニ露出セリ(第五圖ヲ見ヨ)創ノ周縁ハ濃紅色ヲ呈シテ皮下ニ浸淫シ、上下ニ向テ地圖狀ニ蔓延スルノ狀恰モ丹毒ノ火焰ノ如キ觀アリ、足尖及足趾ハ異常ナシ。患者ノ主訴ハ疼痛ニ在リ。余ハ一見シテ其脱疽ナルヲ知り、到底「アンブタチオン」ノ適應症ナルヲ告知シ決意ヲ促ス、其間二週日ヲ經由スルモ前陳ノ諸症依然トシテ去ラズ壞疽部ハ漸々上部ニ向テ蔓延シ、膝關節ノ下部ニ於テ分界線ヲ劃スルニ至レリ。於是乎、一友人ニ圖リ其助力ヲ得テ「クロロフォルム」全身麻醉ノ下ニ、左大腿下三分一部ニ於テ輪狀切法ニ由リ左下肢ヲ切斷セリ。切斷後ハ經過ハ良好ニシテ第一期癒合ヲ以テ治癒セリ。

然ルニ超ヘテ四十日餘突然右中指ノ末端ニ於テ故ナク疼痛ヲ覺エ、一三日ヲ經テ

第五圖
炎症より發せし下腿の乾性脱疽



皮膚變色帶紫暗色ヲ呈シ次テ黒色トナリ、茲ニモ脱疽ノ症候ヲ呈シ來レリ。此時ニ於ケル余ハ既ニ切斷ノ勇氣ヲ失ヘリ。幾干モナクシテ褥瘡ヲ起シ壞疽ハ骨盤骨

ニ及ビ、之ト殆ド同時ニ左指尖ニ於テモ亦脱疽ノ症徴ヲ呈シ來レリ。腹背敵ヲ受ケ四面楚歌ノ中ニ在リトハ實ニ此時ニ於ケル患者ノ状態ニテアリキ。

嗚呼、醫師として最早何事も施す可き手段方法はなかつたのである。袖手傍觀と云ふにあらねど、二三姑息的療法の他、一も患者の満足と家人の喜びを迎ふること能はざりしのみならず、此患者は二ヶ月餘にして終に鬼籍に上つた。醫者が物質的に業務に従事して居れば何でもない様だが私情に於て忍びざるものがある。所詮神経質の者は醫者にはなれぬ杯の感が起つたこともないではない。それとも勇氣がないと評せらるれば夫迄である。

獅膽鷹目
行以女手

△獅膽鷹目。行以女手（千葉病院外科手術室の壁書）
獅膽鷹目。行以女手。とは余が母校の附屬たる千葉病院の外科手術室に於ける壁書である。恩師三輪先生の創意に出たもので、實に外科醫者の金言である。膽は厭くまで大なるを要し、目は厭くまで鋭きを要し手は厭くまで柔なるを要す。外科に従事する者、斯心を以てせば夫れ大過なからん乎。而も云ふは易くして行ふは難し。茲に記して自ら警しむ。

* * * * *

内外科醫師
的智識

△内外科醫師の外科的智識▽

内科的醫者にも外科の素養がなくてはならぬ。自ら手を下さぬまでも、外科的眼光を以て觀察し、其外科的處置を要すると否との鑑別診斷を明確に下し得て、相應の方針を示すのは醫家の義務である。こんなことは云はてもよきことながら余は最近に於て左の實例を有して居る。
横濱市西戸部男、五十歳（神官）便秘の故を以て診を需む往て之を診するに昨年十二月以來便秘の症あり、某醫の診を乞ひ百方治方を講ずるも效なしと云ふ。腹部を診するに腸管閉塞の徵候あり、閉塞の原因腸の腫瘍に基くもの如し、即ち某外科醫に照會して其診を受け、開腹術により腸癌なるを知り人工肛門を作り排便を企て患者一時性輕快を覺ふ。癌腫に對する豫後は素より疑問なるも、救急處置として偽肛門を行へること、是れ余の注意による。所感あり之を記し置く。

魚咬傷と
水死屍體
の實質缺損

六四 魚咬傷と水死屍體の實質缺損

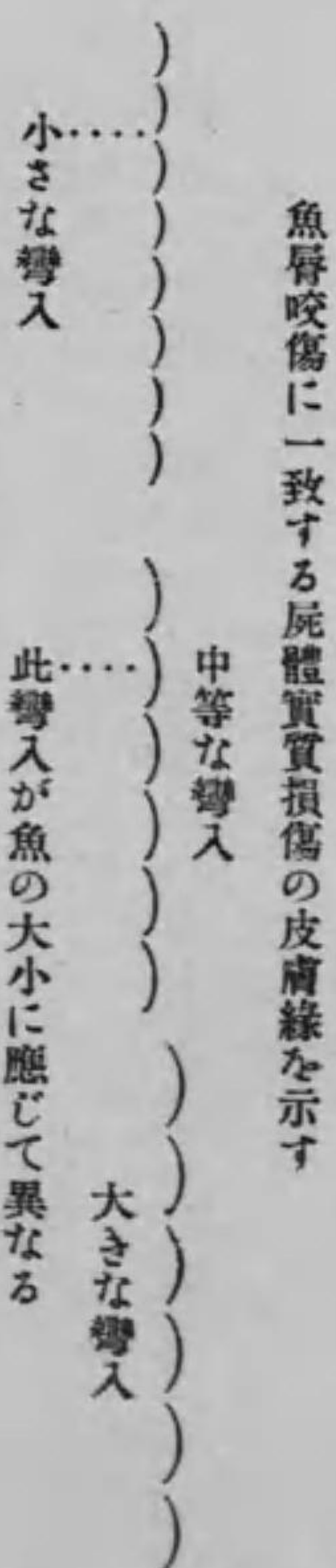
吾等が水死屍體に於て往々目撃する組織の實質缺損が魚屬の咬傷に由ることが多い。海水中に於て海魚の咬傷に由ることがあるが、余の實驗

魚咬傷と水死屍體の實質缺損

上淡水中に於ける魚屬の咬傷に由るものが甚しい様に思ふ。咬傷と云はんより寧ろ魚屬の食に供せらるゝのである。其著しき者は顔面の全部若くは一上肢一下肢に及ぶものがある。最も注意を要するは關節部の皮膚・筋肉・靱帯等を全く食ひ盡し、骨質と分離し骨の軀幹に接続せざるものがある。「魚腹に葬る」と云ふ事實は余の確かに證言する所である。何種の魚族が最も屍體を好んで食ふかと云ふに、大海中は實驗の機會なきを以て證明し得ざるも、沿岸の地に於ては海に在ては烏類魚ウミヅウ余の郷里にてが最も猛烈である。棘鬚魚の如きも齒牙之に類するを以て恐らくは屍體を好むで食ふであらう。河・川・池・堀等に在ては鮒が最も屍體を好む様である。余は曾て行衛不明後、三週間に於て發見したる淡水死屍體の魚屬の爲めに四肢の大部分を喰盡された實驗例を持つて居る。爲めに警察官等に於て他殺の嫌疑を起し解剖に附せしことがある。併し、魚屬の咬傷には特異點があるから、少しく注意すれば直ぐ分る。夫は皮膚の邊緣が必ず魚唇に一致して居る。即ち凹縁が内方にあるのを特徴とする。其狀第六

圖に示すが如き觀がある。

第六圖



魚唇咬傷に一致する屍體實質損傷の皮膚縁を示す

中等な彎入

大きな彎入

此彎入が魚の大小に應じて異なる

小さな彎入

△屍體魚群に包圍せらる▽

余が曾て見た淡水屍體の如きは、殆ど魚群に包圍されて居つたと云つても萬更誇張の言ではないと思ふ。日本服を着て帯を占めて居ると、袖や懐中は海藻とでも心得て居るのか、突然屍體を引揚げると、何十匹と云ふ魚が濺濁として飛出す。實に一種の奇觀である。人間も兵糧附の魚の巢窟に成つては恐縮の次第である。

六五 偶然逢ふた佛蘭西人の屍體檢案

余の郷里附近で佛國商船が沈没したことがある。盛に屍體搜索が始つ

偶然逢ふた佛蘭西人の屍體檢案

屍體魚群に包圍せらる

偶然逢ふた佛蘭西人の屍體檢案

て發見する毎に佛國領事館に報告すると云ふ始末である。偶、内海の一島嶼に屍體が漂著したと云ふので、早速「ランチ」を驅つて急行した。船中から一種の好奇心を以て迎へ、外國人の屍體を見るのは今が初めてであるので、何か變つたことはあるまいかと思つて居た。

見れば屍體は矢張屍體で何等の變狀を認めない。齋らす所は左の數點に過ぎなかつた。

- (1) 體格の日本人に比して非常に大なること。
- (2) 毛髮の色澤の異なること、身體諸部の毛髮及毳毛の發生多きこと。
- (3) 陰莖の包莖なりしこと。
- (4) 身體皮膚の一般に雪白色なること。
- (5) 瞳孔の如何、虹彩の色澤等は時日を経過して居たので判明せざりしこと。

此屍體檢案の際、頗る奇談があるのは手の先に手袋が著いて居ると云ふので能く見れば手の皮膚が手套狀に剝脱離展して、水中に浮遊し

て居るのであつた。恰も手と手と繋ぎ合した様な風をして居た。而も左右兩上肢共に此現象を認めたとのである。

六六 淡水死と鹹水死の屍體保存期限

淡水死と鹹水死の屍體保存期限

△腐敗現象の遲速▽

一寸考へて見ると淡水死と鹹水死に就て、屍體の保存期限に遲速の別があるかの様に思はるゝが、夫れは大した相違はない様に思ふ。唯だ屍體の比較的清潔なのは海水死にして不潔なるは淡水死である。甲は潮流海波に洗はれる關係があり。乙は瀝溜水にある故であらう。

溺死屍體が水上に浮遊するに至るの時期に就ては、季候に由て大に異なる、概して冬期は遅くして、夏期は速かである。是は水の溫度に關係を有し、主として腐敗現象の現はるゝ遲速に由るのである。余は冬期三週日間水底に沈降し居りし屍體を見たことがある。是は自企溺死者が遺書を殘して家出の日より發見の日までを起算したものである。家出後直に入水せしものと見做して

淡水死と鹹水死の屍體保存期限

婦人屍體
水中に
一定の
位置に
置く

淡水死と鹹水死の屍體保存期限

三〇六

俗間にて婦人屍體は毎常仰臥位置を取り、男子屍體は主として伏臥位置
を取ると云へるも、余は之に就ての實驗を有しない。婦人は骨盤骨の形
状の異同臀部筋肉の發育關係から恰も不倒翁の如き理由を有するのでは
あるまいか、吾等が職業上水死屍體に遭遇するは多くは引揚後に係るを
以て水中に於て一定位置を取れるや否に就ては知る所が少ない。事の序
に記して置く。

△死後經過の時期判斷▽

法醫學者が死後經過の時日判斷上唯一の徵候として其標準を死後強直、腐敗
現象等に重きを於て居るが、季候の關係も大に注意せねばならぬ。單に腐敗
現象の如何により時日の鑑定を下すと誤謬が起り易い。是等は他殺とする
犯罪時期に關係があるから特に留意を要する。就中水死屍體に於て其必要を
認むると思ふ。

水死屍體
の死後
負傷に
就て

水死屍體の死後負傷に就て

茲に水死屍體の死後負傷に就て一言して置かう。水死屍體就中海水死

水死屍體
の眼球
變化

に於て驚く可き負傷を發見することがある。此負傷が他殺嫌疑を起す問
題となる場合がある。勿論創口及び創傷の狀況を注意すれば判明するが
時として鑑別に苦むことがある。余の意見に由るに海水中に在ては、狂瀾
怒濤の爲めに沿岸の岩石に衝突して往々大創傷を來すことがある。而し
て其負傷は身體の被覆物なく皮下に直に骨質を有する頭部及足部に於て
目撃することが多い。此場合皮下溢血の如き生前負傷の症狀があれば判
別容易なるも必ずしも然らざることがある。よく注意を要すること
だと思ふ。

六七 水死屍體の眼球變化

△失明者と誤る場合が多い▽

水死屍體の眼球變化に就ては何時ぞやの中外醫事新報明治四十年に報告
したことがあり、醫學中央雜誌にも抄録されて居たと思ふが、序だから
茲に書き付けて置かう。吾人の身體中で水中に入て最も早く變化するもの

水死屍體の眼球變化

三〇七

は眼球である。角膜溷濁の狀況が如何にも著しく現はれて殆ど生前の失明者たるやを疑はしむる場合がある。水死屍體の鑑定上注意を要する點である。自分には此實驗が屢ある。左に最も顯著なる一例を擧げて見よう。水死者の何者たるやを鑑識する上に必要があらうと思ふ。

〔實驗〕 年齢二十五六歳の男或る海岸で溺死を遂げて居た。檢案上他殺の疑はないので屍體を引渡さふとしたが、偕て何處の何人か分らない。處が同人の眼球が左右共に非常に溷濁して居て、恰も生前に角膜癆か乃至は角膜深層炎にでも罹つて居り失明者の如き外見があるのを見て、一巡査が此男は按摩業者である見たことがあると云ふ。其處で又或一巡査が雷同して夫に違ひあるまい。屹度歩行中誤て沈溺したのであらうと云ふ。一犬虚を吠へて萬犬實を傳ふの譬で、死者は按摩業者と云ふことに一致して居た。

然るに多くの見物人中に死者の人相を知つて居る者があり、姓名が略ぼ分明した。直に其家に人を派して聞合せて見ると、昨夜の九時頃か

ら家出して行衛不明なので搜索最中なりとの事が分つた。早速現場に伴ひ行き其屍體を示すとまがう方なき搜索中の人物であつた。其時余は家人に向ひ眼病でもありしやと問ひしに、家人の曰くには決してそんなことはない、兩眼共に正視眼であつたと云ふ。是が家出の翌日の午前十時頃であつたと思ふ。

以上の事實は吾等に左の有益なる證明を與へるであらう。

水死者が家出後直に入水せしと假定し、發見の際死亡せしものとするも其間僅々十三時間に過ぎない。若し其前後に多少の時間の存せりとせば、水中に於て眼球が生前失明者と疑はるゝまでに變化するは、實に僅少時間内に於てせしと見做さねばならぬ。

右の事實は法醫學上屍體の死後の經過を知る上に注意す可き一現象として大に參考にならうと思ふ。何事によらず心を付けて居ると、つまらぬ所に獲物がある、深遠なる學理は學者諸先生に譲るとして、開業醫者の畑にも相應の研究餘地があるものだどホク／＼喜んだこともある。

妙齡處女の強姦致死事件の屍體所見

六八 妙齡處女の強姦致死事件の屍體所見

△其鑑定書例▽

余が強姦致死被告事件の鑑定人として屍體解剖を試みた事は前後三回ある。其中に就て證跡十分にして鑑定の結果明瞭なりしものは一回に過ぎぬ。今其概要を採録して見よう。余は此項を殺するに當り聊か卑見を陳べて置きたいことがある。开は強力を以て婦女を姦淫するに當り其被告たる加害者が一人なることは殆どない。必ずや其犯人がある。又其死を致す原因が直接に姦淫に原因することは余は未だ實驗せぬ。大概姦淫の際抵抗を防禦せんとする行為に由り窒息死を來すことが多い様に思ふ。余の三例も悉く窒息死であつた茲に引用せんとする事件は千葉縣下市原郡戸田村柏橋の山林中で舉行した鑑定例である。明治三十年三月二十一日 今其記録を抄出すれば大約左の通である。

鑑定書

強姦致死事件の鑑定書

強姦致死事件に緊要なる二條

一 明治三十年三月二十一日〇〇〇〇及〇〇〇〇強姦致死被告事件ニ付千葉地方裁判所豫審判事〇〇〇〇殿ノ命令ニ據リ千葉縣〇〇郡〇〇村柏橋山林中ニ於テ千葉縣〇〇郡〇〇村大字〇〇、〇〇〇〇ノ屍體ヲ檢シ、其致命原因及強姦證跡ノ有無ヲ鑑定スルコト左ノ如シ。

第一章 現場所見

現場所見

第一條 屍體ノ位置及衣服 可檢屍體ハ前記柏橋山林中、修竹參差、松杉鬱蒼タル地ニ在リ。頭首ヲ東北隅ニ向ケ、足尖ヲ東南隅ニシ仰臥位ヲ取レリ。右 upper 肢ハ伸展シテ手掌面ヲ股關節部ニ接著シ、手腕關節ハ稍々内屈位ヲ取ル。左上肢モ亦伸展シ手掌面ヲ臀部ニ貼シ手指ハ悉ク屈曲位ヲ取レリ左足先ハ右足上ニ交叉狀ヲナシテ騎乗セリ。衣服ハ銘山紬縞ノ袴羽織ヲ著シ、著衣ハ手織木綿縞ノ袷衣、綿入袖無、胸著各一枚、襦袢二枚ヲ穿ツ、帶ハ花形模様友仙縮緬、帶紐ハ草色、綿フラインテル灰白色及木綿中形ノ腰巻長短二枚ヲ著ケ、腰巻ハ二枚共其臀部及上腿部ニ適應スル處ニ血液ヲ以テ汚染セラレアリ。頭髮ハ銀杏髻ニ結ビ緋鹿子紐狀ノ根懸ヲ裝フ。毛髮ハ散亂シテ顔面ヲ被リ屍體ノ附近水淺黃色縮緬ノ頭巾、絹製手帕、茶色ノ肩掛ヲ散亂シアリ。

妙齡處女の強姦致死事件の屍體所見

外表所見

第二章 外表所見

- 第二條 體格榮養共ニ可良ノ一女子。身長百四十八仙迷、年齢凡十八九歳位。
- 第三條 頭部ハ漆黑色ノ長キ毛髪ヲ有シ、第一條記載ノ如ク結髪セリ、頭皮ヲ檢スルモ異常ヲ見ズ。
- 第四條 顔面一般ニ蒼白色ヲ呈シ、〔イ〕眼瞼ハ閉鎖シ眼球眼瞼結膜ハ左右共ニ鬱血セリ、〔ロ〕角膜ハ多少濁濁シ特ニ左眼ニ於テ著シク、右眼ハ猶ホ散大瞳孔ヲ透見スルヲ得、〔ハ〕右上眼瞼眉毛ノ直下ニ當リ長サ半仙迷線狀皮膚擦過傷一個、〔ニ〕右下眼瞼ノ直下顴骨突起ノ上部ヨリ横徑ニ經過スル長サ二・五仙迷ノ線狀擦過傷一個、〔ホ〕鼻孔ハ粘液塊ヲ附著ス、〔ヘ〕口唇淡紫色ヲ呈シ上唇ニ二個ノ輝裂アリ左方ノ輝裂ハ凝血ヲ衣ス下唇ニ異常ナシ、〔ト〕齒牙ハ齶開シ舌ハ齒列ノ後方ニ位スルモ舌尖ハ右方及左方ニ於テ少シク齒間ニ嵌入ス、〔チ〕左下顎隅角部ニ長サ二仙迷幅四密迷乃至五密迷ノ擦過傷一個、〔リ〕頤部ノ右側下唇ノ下部ニ於テ長サ一仙迷ノ線狀擦過傷一個〔ヌ〕左右兩眼ノ周圍ニハ溢血斑ヲ見ル。
- 第五條 頸部、〔イ〕一般ニ腫起シ地平ニ經過スル著明ノ索溝ヲ認ム、溝ノ長サ十三仙迷左右側頸部ニ至テ消失ス、〔ロ〕索溝中甲狀軟骨喉頭結節ノ左側一仙迷部ニ

半仙迷有長ノ擦過傷一個、〔ハ〕同上結節ノ右外上方ニ長サ一仙迷ノ擦過傷一個、〔ニ〕前頸部一般ニ溢血斑ヲ認メ、〔ロ〕〔ハ〕ノ擦過傷ハ恰モ索溝ノ交叉部ヲ形成ス。

第六條 胸部雪白色ノ皮膚ハ美麗ニシテ筋肉ノ發育亦良好、乳房ハ處女ノ性質ヲ有シ、酒盃倒狀ヲナシテ左右胸壁ニ接著セリ、左乳房ハ右乳房ニ比シ稍、膨起スルヲ見ル。

第七條 腹部 臍ノ兩側ニ陳舊ナル灸痕アルノ他腹皮ニ異常ナク、唯ダ一般ニ膨滿ノ狀ヲ認ム。

第八條 陰部 〔イ〕陰阜ニハ陰毛ヲ密生シ、〔ロ〕豐滿緊實セル大陰唇ハ其内面及外面ニ於テ血液及粘液ヲ以テ汚染セラル、〔ハ〕小陰唇モ亦血液ヲ附麗シ、〔ニ〕後連合ノ部ニ於テ著明ノ溢血斑ヲ見、陰唇繫帶ハ破傷セリ、〔ホ〕處女膜ハ破傷退縮シテ血液及粘液ヲ以テ附麗シ、〔ヘ〕腔内ハ多量ノ稍、流動性血液及粘液精液様物ヲ以テ充盈シ後腔壁ニ二個ノ粘膜剝離部アリ。前腔壁ニハ異常ナシ。〔ト〕尿道口ノ周圍ハ溢血シ、〔チ〕子宮腔部ハ尋常位ヲ保チ位置變常ナシ、〔リ〕陰部・會陰・臀部等ハ悉ク血液ヲ以テ汚染セラル。

第九條 下肢 〔イ〕左下肢ハ大腿中三分ノ一部ヨリ外下方膝關節ノ側面ニ於テ長

サ十仙迷、一仙迷ノ殆下並行ニ經過スル擦過傷各一個、〔ロ〕同上側膝關節ノ外方ニ當リ長サ四仙迷半、〇・五仙迷、一仙迷ノ擦過傷各一個、〔ハ〕下腿膝關節ノ直下ニ於テ長サ一仙迷、下腿ノ内側脛骨櫛ヲ横ギリ斜メニ經過スル長サ五仙迷ノ擦過傷各一個、〔ニ〕左足關節以下異常ナシ、〔ホ〕右下肢ハ膝關節ノ内側ニ於テ長サ三仙迷ノ擦過傷一個

第十條 上肢 〔イ〕左上肢モ肘關節ニ於テ小溢血斑アリ、〔ロ〕手腕關節ハ内轉内旋位ヲ取り、手指ハ内屈位ヲ保ツ爪甲變色スルモ右側ニ比シ著シカラズ、〔ハ〕右上肢ハ肘關節ノ内面ニ當リ二錢銅貨大ノ溢血斑アリ、〔ニ〕右示指ノ根部ニ長サ半仙迷ノ擦過傷一個アリ該部附近ハ血液ヲ以テ汚染セラル、〔ホ〕手指ハ屈位ヲ取り爪甲紫藍色ヲ呈セリ。

第十一條 背部及腰部 死斑ノ他異常ヲ見ズ、肛門ハ哆開シ多少ノ糞便ヲ漏溢セリ。

第十二條 屍體ノ強直 下顎關節ハ猶ホ強直位ヲ保チ、左右肩胛關節・肘關節・手腕關節モ輕度ノ強直状態ニ在リ。左右股關節ハ強直稍、融解スルモ、兩膝關節・足關節ニハ猶ホ強直アリ。

喉頭内部所見

第十三條 死斑 項部・肩胛部・腰部・臀部左右上腿ノ後面・腓腸部等ニ之ヲ有ス。

第三章 喉頭内部所見

第十四條 喉頭部ヲ縱割シテ檢スルニ、〔イ〕皮下溢血ヲ認メ、〔ロ〕甲状軟骨ノ隅角壓榨セラレ稍、後方ニ低下セリ、〔ハ〕環狀軟骨弓部モ亦壓平セラル、〔ニ〕氣管輪ニ異常ヲ見ズ、〔ホ〕喉頭軟骨ヲ縱割シ内部ヲ檢スルニ粘痰ヲ有スルノ他異常ナシ。

喉頭局所所見ニヨリ死因ヲ推測スルニ足ルヲ以テ胸部以下ヲ解檢セズ。以上ノ檢證ハ三月二十一日午前十時四十分著手同十二時五十分終了

腔内容物顯微鏡檢査

說明

第四章 腔内容物顯微鏡的檢査

第十五條 檢證ノ際獲タル腔内容物ノ鏡檢ヲ行フニ中ニ斃死セル精蟲ヲ認ム。

第五章 說明

第一項 第四條〔イ〕〔ト〕ハ窒息屍體ニ於テ屢、發現スル症徵ナリト認ム。

第二項 第四條〔ハ〕〔ニ〕〔チ〕〔リ〕第九條〔イ〕〔ロ〕〔ハ〕〔ホ〕第十條ニハ爪爬若クハ樹根・荆棘等ニ由リ負傷セシモノナラント認ム。

第三項 第五條〔イ〕〔ロ〕第十四條〔イ〕〔ロ〕〔ハ〕ハ索繩若クハ紐條ノ類ヲ以テ喉頭

部ヲ緊縛絞窄シ呼吸道ヲ壓迫シタルモノト認ム。

第四項 第八條(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)及第十五條ニ據レバ腔内ニ陰莖ヲ送入シ交接ヲ營ミ射精ヲ遂ゲタルモノト認ム

第六章 鑑定

- 一 ○○○○ノ死因ハ他人ノ處爲ニ係ル呼吸道ノ壓迫ニ因スル窒息死ナリトス。
 - 一 ○○○○ノ腔内ニ陰莖ヲ送入シ交接ヲ營ミ射精シタルモノトス。
- 右及鑑定候也

明治三十年三月二十七日

縣立千葉病院司療醫

鑑定人 長尾折三

以上の鑑定書を今日から考へて見ると、實に隔世の感がある今を去ること十九年前の事である。或點から云へば不備の鑑定書であるかも知れぬ。何故に胸・腹・頭部の解檢を行ふて窒息死の死因を今少しく明瞭に記載しなかつたであらうか。今之が一字一句を改竄せず茲に掲出する所以

のものは、自分の智識程度と當時の状況を卜知し得ると思ふからである。大方の笑は甘受する。

夫れと臨檢判事から死因が分れば可及的局所解剖でよからうと云へる注意もあり、被害者が良家の子女等の場合には能ふ限り全身解剖を避くると云ふ様な事情もあつたのである。

△姦淫被告事件に於ける豫審判事の難問▽

現今の判檢事には法醫學的智識が餘程進歩して居るので左程の難問もあまりあるまいが、余の若年時代には随分奇妙な質問を受けて答辯に苦んだことがある。記念の爲めに今に其書類を存して居るが振つた照會文があつた、或る姦淫事件で余の鑑定書の訂正を申込んで來た書中左の如き文句がある。讀者幸に一の歴史として見られんことを望む。

拜啓別紙鑑定書中○○○○の程度説明無之而して此點に就ての被害者及加害者の○○○云ふから止めた。云ふ申立が互に相符合して居るを見れば、或は○○○○する能はずして僅に○○の先位が○○つたのみなるかの疑有之故に右に對する説明記載相成度右

振つた照會文書の

妙齡處女の強姦致死事件の屍體所見

判事の命により申進候也

八月六日

〇〇地方裁判所豫審係書記

長尾 醫師殿

追而別に認め直すに及ばず、相當箇所へ記入して可なり

此書面に據ると陰莖送入の程度により姦淫既遂未遂の分岐點となり刑の考量に大關係があるに相違なからんも、余は一寸面喰つた譯である。余の鑑定書の一節を左に摘載すること、しよう。餘白限りあり全文を擧ぐる能はざるを遺憾とする。

△鑑定書説明の一節(前文略す)▽

第三項 第五條(ニ)處女膜ノ毀傷ハ交接ニ由テ生ゼシモノト認ム、而シテ被害者ニ在テハ腔後連合及會陰ノ裂創(第五條(ホ))ヲ兼テ、此裂創ハ單ニ陰莖ニヨリ損傷セシモノト認ムルヲ得ズ。必ズヤ手指等ノ暴力的插入ニヨル幫助ハタメニ發起セシモノト見做ザルヲ得ズ、何トナレバ勃起セル陰莖ノ力ハ知覺過敏ノ爲メニ一定ノ制限ヲ受ク可ク、從テ著大ノ損傷ハ實際上陰莖ニヨラズシテ却テ手指ニ基因スルコト多ケレバナリ、如斯損傷ハ發育猶ホ完成セザル幼者ヲ姦淫スル際屢々發現スル症徴ナリ。

第四項 第五條(ニ)(ホ)ヨリ陰莖没入程度ヲ考フルニ其創傷ハ比較的大ナル點ヨリ推測スルモ陰莖ヲ腔内ニ插入セシヤ疑フ可カラズ、假令疼痛其他ノ原因ノタメ交接ヲ中止セシトスルモ、既ニ疼痛ヲ訴ヘシ際ハ最初第一回ノ没入ニヨリ創傷ヲ發起セシ後ト見做ザルヲ得ズ、唯ダ插入後若干度數交接運動ヲ營ミシヤ否ハ不明ニ屬ス。

第五項 交接ノ爲メ前創傷ヲ起セシトセバ果シテ射精ノ目的ヲ達セシヤ否ハ次第起ル問題ナリト雖モ、交接後既ニ若干時日ヲ經過シ腔内容物ニ就キ精液検査ヲ行フ便ヲ有セザルヲ以テ不明ニ屬ス。

第六項 第八條・第九條ニ據ルニ被告ハ被害者ノ抗拒ノタメ創傷ヲ認メズ、又花柳病ヲ有セズ。

鑑定

- 一 ○○○○陰部ノ創傷ハ交接ノ爲メ生ゼシモノト推測スルヲ得。
- 一 ○○○○ノ陰部ノ發育ハ未ダ完成セザルモノニシテ陰莖没入ノ程度ハ處女膜毀損及會陰裂創等ニヨルニ腔内ニ插入セシモノト認ム、唯ダ交接運動ヲ營ミシヤ否ハ不明ニ屬ス。

- 一 ○○○○創傷ノ豫後ハ爾今五日以内ニ全治シ治後官能障碍（交接及生殖器能ヲ殘遺スルコトナシ）
（但シ此日子ハ鑑定ノ日ヨリ起算ス）
- 一 ○○○○創傷ハ交接ノ爲メニ生ゼシヲ推測シ得ルモ、此際射精ノ目的ヲ遂ゲシヤ否ハ不詳ニ屬ス。
- 一 被告○○○○ノ身體ニハ被害者ヨリ抗拒ノ爲メニ受ケシ痕跡及花柳病ヲ見ズ右及鑑定候也

明治三十四年八月六日

鑑定人 醫師 長尾折三

年齢鑑定の標準は何とする

六九 年齢鑑定の標準は何とする

△窮したる余の診断書例▽

年齢鑑定は何を標準として定む可きや。大體に於て身長・體重・胸圍其他顔貌等に於て推測を下すに過ぎないので、同一年齡と雖も各個人に由て異同がある。故に一概に論ずることが出来ぬ。畢竟年齢の命中は古往今

來不可能と云つてよい。

然るに吾等は屢、年齢鑑定を餘儀なくせらるゝ場合がある。夫は戸籍法に由る年齢訂正願に添附する醫師の鑑定書である。單に形式上に過ぎないのであるが、學理上年齡の鑑定には一定の標準がない。時として官新が年齢鑑定を命ずることのある場合。唯だ醫師と云へる名に於てするから其鑑定書が法律上有効に成るのであるが。學問上から云ふと何等の意義がない。多くの我同業者諸君は如何なる方式を取つて居るか、余の聽かんとする所である。

學齡兒童・徴兵検査等の場合に、戸籍法實施前後に於て其過渡期に跨りては驚く可き戸籍臺帳の間違があつた。余は屢、年齢鑑定の場合に遭遇し、其鑑定書なるものを認めた。處が如何にも其記載方に窮して一策を案出し、暫らくは下記の如き書式に據つたこともある。是を見て戸籍係も微笑しながら受附た譯である。

譬へば明治三十年六月十日生のものを、明治二十九年六月十日生と訂

年齢鑑定の標準は何とする

正を要する場合に十七八年も以前に溯り、其生年月日迄が醫學の力で分
からう筈がない、ツマリ形式上のことに止まるが、規則上是非共醫師の
年齢鑑定書を要する。然して余の所謂年齢鑑定書なるものは左の通りで
ある。

診断證明書

〇〇〇縣〇〇市〇〇町

〇〇〇〇

明治三十年六月十日生

右者診査候處身體諸般ノ器質官能及發育ノ狀況明治二十九年六月十日頃

出生ノ者ト同一程度ヲ有スル者ト認ム此段診断證明候也

大正四年〇月〇日

住所

醫師 〇 〇 〇 〇 〇 〇

余は敢て鑑定書と題せず、故らに診断證明書と命名して、提出して居
る次第である。

全然法律
の不備より
醫師の犯罪
的行為

七〇 全然法律の不備よりする醫師の
犯罪的行為

法は人の作りしもの如何なる金科玉條と雖も缺點の存するのは當然で
ある。改正刑法と雖も之を用ゆる其人を得ざれば、寧ろ舊刑法に若かさ
る點が幾等もある。余等門外漢の嘴を容る可き筈のものではないが、國
民として他日機會もあれば大に論究して見ようと思つて居る。餘事は偕
て置き茲に講究しようと思ふのは、下は巡查・小學校教員より上は大臣・
高位高官に至るまで苟しくも官吏服務規則に従ふ可き者が職を辭するに
當り、恩給・休職給等を得んとする場合には疾病辭職に限られて居る。必
ずしも疾病ならざるも形式はそう云ふことに成つて居る。是は故なくし
て職を辭す能はざるてふ法律の規程ではあるが、疾病の證明者としては
必ず醫師の診断書を要する。此場合疾病ならざる者を疾病者として診断
書を與ふることが多くの醫師の間にありはすまじきや。

全然法律の不備よりする醫師の犯罪的行為

理論上より云へばあり得可からざることで、實際上には屢々聞知する事實である。總理大臣が病の故を以て骸骨を乞ふたと云へる事歴もあつた。而も其人の健康状態は決して職務に堪ゆ可からざる程度のものではない。盛に旅行もすれば遊覽もする。民間に下つて政黨の首領ともなる。此際醫師の診断書に「職務に堪へず」と云へる文句があつたとすれば、夫は事實に背いた詐僞の診断書である。少くも良心ある醫師の作製す可きものではないのである。然るに事の実際は何等怪む所なく到る處に行はれて居る。

局長が病の故を以て辭職して會社の重役となる……醫科大學教授が辭職して病院を開く……軍醫が休職となりて開業醫となる……檢判事が休職に成つて辯護士となる……巡査が辭職して保險會社の勸誘員となる……官公立學校の教員が辭職して私立學校の教員となる……是等は皆一方に於て職務に従事し得ずとして辭職した者が一面に於て盛に活動する。而も之を證明した者は醫師の診断書である。

醫師が詐僞の診断書を作製することは法律の禁する所である。然るに法律の不備は醫師をして詐僞の診断書を作るを餘儀なくせしめて居る。多くの診断書請求者は曰く。

『上官が十分含むで居るのです』云々。

余は杓子定規か知らねど、以上の語を聞た場合には未だ曾て診断書を與へたことがない。

* * * * *

△診断書を買ひに来る人▽

醫師の附與する診断書は神聖でなくてはならぬ。少くも醫師たる資格に於て證明する書類は良心の指示する所に従ふて疚まじき所があつてはならぬ。世人は此處の道理を知るや知らずや、盛に診断書を買ひに来る、賣る人があるから、買ふ人があるのか、買ふ人があるから賣る人があるのか、其邊の事は茲に云ふ可き限りでない、唯だ法律の不備よりする形式的診断書を認むるの餘儀なきこと丈は何とか工風がありそうなものだと思ふ。

診断書を買ひに来る人

實子二人を池中に連れ行き殺害したる奇異なる妄想幻覺を有する精神病鑑定例三六

實子二人を池中に連れ行き殺害したる奇異なる妄想幻覺を有する精神病鑑定例三六

七一 實子二人を池中に連れ行き殺害し

たる奇異なる妄想幻覺を有する精神病鑑定例

精神病鑑定例

精神病者の妄想・幻覺位恐る可きものはない、實父を殺し實母を害し、平然として笑ひ何等憂の色なく、特に眼に入つても痛みを感せぬ程の最愛の實子を殺害して何等關せざるもの、如きに至つては、造化の惡戯も茲に至つて極まれりと云ふ可しである。

余は多くの殺人行爲を有する精神病を診断した。其實行したる者、將に實行せんとしたる者、實行して殆ど全治したるもの、最近の實例にして平常母を暗撃して死に至らしめ、余が治療の結果、全治と認めて退院せしめしもの、親孝心の評判者突然實母を一ヶ年牛本書脱稿の際までは再發を認めぬ。今後監視を怠らぬ考なり。其狀千種萬態にして前後相通じて十三例を有して居る。

茲に記載する鑑定例は、最愛の實子兩名を引き連れ自分も共に池中に投じて死なんとした一例である。精神病者として敢て珍奇なものではな

いが、妄想幻覺に對する余の意見を述ぶる前提として茲に引用する次第である。余等の意見と筆に成れる鑑定書が果して正鵠を得たるや否、又以て其範とするに足るや否は自ら別問題である。此點大方博識の是正を乞ふ所以である。

鑑定書

一明治三十三年十一月三十日〇〇マイ謀殺被告事件ニ付〇〇地方裁判所刑事公廷ニ於テ裁判長判事〇〇〇殿ノ命令ニ據リ右〇〇マイガ精神狀態ニ就キ左記鑑定事項ニ基キ同年同月同日ヨリ明治三十四年一月十八日ニ至ル五十日間六回ノ診査ヲ重キ、其鑑定ヲ下スコト左ノ如シ、此鑑定ハ〇〇地方裁判所公廷及〇〇縣地方監獄拘置女監内ニ於テス。

鑑定事項

一被告〇〇マイハ明治三十三年八月六日其三男寛吾長女「キク」兩人ヲ殺害シタル嫌疑アリ、同人ハ其際精神病ニ罹リ居リタルヤ否。

實子二人を池中に連れ行き殺害したる奇異なる妄想幻覺を有する精神病鑑定例三七

一被告〇〇マイハ目下精神病ニ罹リ居ルヤ否。

第一章 既往症

〔第一〕 血族遺傳素因

高祖父母曾祖父母ノ遺傳病歴ハ分明ナラズ、父方祖父ハ七十餘歳ノ高齡ヲ保チ老衰病ヲ以テ逝ク、同上祖母モ亦古稀ノ齡ヲ超ヘ老衰病ヲ以テ歿ス、母方祖父ハ七十歳ニテ死亡病名不詳、同上祖母モ亦タ七十三歳ニ達シ、熱性病ヲ以テ鬼籍ニ上ル。母方ノ副系中吉田〇吉及姓不詳定吉ナル者久シク精神病ニ罹リ居リシト云フ。甲ハ被告ノ再從兄弟ニシテ、乙ハ從兄弟ナリ。實父ハ性温順飲酒ノ癖アルモ、別ニ精神系ノ疾患ナク六十六歳ヲ期シ消化器病ヲ以テ易竇ス。母ハ今猶ホ健存。

〔第二〕 被告人經歷調査

胎生中母體ニ異常ナク熟産ヲ以テ生ル。母乳ニ由テ鞠育セラレ哺乳期ヨリ小兒期ニ至ル迄著キ病歴ヲ有セズ、九歳ノ時〇〇岩吉方ヘ子守奉公ニ雇ハレ、年紀十五ニシテ月華初メテ咲キ、爾來整然調ヲ失セズ、十九歳ノ時岩吉方親ノ懇望ニ任セ、相等媒灼人ヲ介シ華燭ノ典ヲ舉ゲ、婚嫁後琴瑟ノ情相和シ一家團樂些ノ風波ナク家事ニ勵精シ三男一女ヲ舉ゲ偶、明治三十三年三月下旬、俄然惡寒・發熱・食慾不

振・頭重等ニ惱ミ、同月二十三日夜半頃ヨリ喃々讒語ヲ發ス、讒語ノ内容ハ「狐狸ガ多數來テ居ル」杯ト云ヒ、或ハ夜間裸體ノ儘屋外ニ匍行シ異様ノ聲ヲ放ツ等ノ症狀アリ、主治醫大谷龜太郎ノ鑑定書及證言ニ據ルニ、當時體温三十八度ヲ超ヘズ、幻覺妄想ヲ有シ熱讒妄ヲ以テ見ル可カラザルモノアリ、全ク精神病タルノ診定ヲ下シ、大ニ家人ノ注意ヲ牽ケリ。家人モ亦タ狐狸ノ仕業ト迷信シ醫療ヲ廢シ神佛ノ祈禱ニ委テ徒ラ其加護ヲ希圖シタリ。降テ四月下旬頃ヨリ漸次快方ニ赴キ、五月中旬ニ至リ全ク平素ニ復シ、舊ニ仍リ依然家政ヲ整理スルニ至レリ。

同年八月四日頃ヨリ夜間不眠・不安・心神鬱閉ノ狀アリ、翌五日頃隣ノ人々ト妙見様ニ參詣シ、歸宅後季二人ノ小兒ヲ伴ヒ實家ニ至リ、小供ガ可愛トテ逆上シテ泣テ斗リ居リ。爲メニ母ハ百方慰諭シ「茶デモ吞ンデ氣ヲ鎮メヨ」ト云ヒシモ、何等ノ答辯ヲ與ヘズ嗚咽啼泣シテ止マズ。母ハ心痛ノ餘リ尾行シテ〇〇岩吉ニ至リシモ猶ホ悲哀啼泣シ居タルヲ見タリト云フ。翌六日午前九時頃ヨリ妙見宮ヘ參詣スルトテ長女「キク」ヲ脊負ヒ參男寛吾ヲ伴ヒ自宅ヲ出デ同十一時過ギ「マイ」一人蓬髮散亂處々ニ青萍ヲ附麗シ、全軀濕潤シテ馳セ歸リ自宅ヲ去ル二十間餘ノ處ニ横臥シ、「子供ハ二人共殺シテシマイシ」ト云ヒシ儘卒倒セリ。當時醫治ニヨリ恢復

實子二人を池中に連れ行き殺害したる奇異なる妄想幻覺を有する精神病鑑定例三三〇

シタリ、後本夫岩吉ニ語ル處ヲ聞クニ、妙見様へ參詣ノ途何トナク死ニ度クナリ二兒ヲ携へ池中ニ入ル、水中ニハ淺黄色ノ著物ヲ著ケタル人體ヲ見タリ。暫時ヲ經ルモ死ニ至ラズ、惘然トシテ歸宅セリト云フ。歸宅後心神鬱閉、一兒ノ屍ヲ見ルモ感動ナキガ如ク葬儀ノ際ノ如キモ冷淡ニシテ別ニ痛悼ノ狀ヲ認メザリシト云フ。

爾後被告ハ丸龜監獄署ニ拘禁ノ身トナリ、入監中同支署長ノ報告ニ據ルニ(上略)常ニ陰處ヲ擇ビ監房戸前板敷ノ上ニ座シ(中略)頭ヲ俯向ケテ頻リニ指先ニテ胸部ヲ叩キ夜間ハ「勘助ハ居ラヌカ」ト云ヒツ、サグリ廻ハリ、「チステ」ハドウシタ、「姊サン」ハ「根性ガ悪ルイ」、岩吉ハ我ヲ狸付ジャト云フテ里へ歸ラセタ、云々ノ事ヲ申立居レリト。

今ヤ被告ハ轉致セラレテ〇〇縣監獄拘置女監ニ在リ。本年一月七日附典獄高木光久ノ報告ニ據レバ、本月一日午前二時三十分ノ頃寢臥中突然眠ヲ醒シ房内ニ於テ悲鳴啼泣シ女監取締ノ慰諭ニ應セズ、嚴戒ニヨリ漸ク就寢、翌朝ニ至リ其事由ヲ聽取スルニ答辯明ヲ缺ギ「私ハ夫ノ内へ歸ラズ逼路トチリテ出デ行ク積ニ付袋ト腕ヲ與へ直チニ歸シテ呉レ」ト云ヒ獄醫ノ診斷ニヨリ投藥スルモ之ヲ服用セズ、鬱憂沈淪ノ狀アリ、發聲悲鳴、終日不食拒絕症候ヲ起シ只ダ沈黙シテ應問ニ對シテ

答ヲナサズ、齒牙ヲ齧シ癲癩症ヲ發シタル如キ狀ヲナシ、如斯ノ症狀五六日間、六日ニ至リ漸ク平常ノ六七分通りノ執食ヲナスニ至ルモ、猶ホ房ノ一隅ニ垂頭緘默鬱憂ニ沈淪スルノ狀アリト云フ。

〔第三〕 夫婦間ノ愛情

被告ガ本夫岩吉トノ愛情如何ヲ考察スルニ、「仲ノ善キ方」ニテ、常ニ夫婦喧嘩等ヲナセシ事ナク、本夫ノ品行モ別ニ「ヌイ」ガ嫉妬心ヲ惹起スルガ如キ形跡ナシ、故ニ本夫ガ暴々シキ言語、行爲ヲ以テ「ヌイ」ヲ遇セシ等ノ如キハ、平生ハ勿論兇行以前、最近ニ於テ更ニ之ナキハ各證人等ノ衆口一致證言スル所ナリ。茲ニ一言ス可キハ昨年三月被告病中ノ費用嵩ミタリトテ本夫トノ間ニ嫌焉タラザル狀況アリタルガ如キ痕ナキニアラザルモ、被告自身ニ於テハ「左様ノ事ナシ唯ダ儉約セチバナラヌ」ト云ヒ居レリト云ヒ、之ガタメ本夫ノ舉動ガ被告ノ精神ヲ劇動セシムルニ足ル行爲ヲ證明シ得ズ、又タ愛兒ノ念ハ一視同愛偏頗ニヨル愛憎ノ風ナシ。

〔第四〕 教育及智識

眼中一丁字ナク教育ニ由ル知識從テ淺薄、蓋シ教育無キノ致ス所ニシテ、寧口原知的情念ノ發達セシニ止マルモノト見做ス可シ。

實子二人を池中に連れ行き殺害したる奇異なる妄想幻覺を有する精神病鑑定例三三一

〔第五〕 宗教思想

被告ハ平常宗教上ノ信仰心ニ濃ナリト認ムルヲ得ズ、然ルニ兇行以前ニ於テ頻リニ神社佛閣ノ參詣ヲ試ム、蓋シ中心何ニカ至願祈誓スル所ナクンバアラス、彼ガ性狀ノ一變ニ就テハ輕々ニ看過ス可カラザルモノアリ。

〔第六〕 品行及嗜好

品行方正ニシテ嗜癖ノ特記ス可キモノヲ見ズ。

〔第七〕 生計ノ程度

生計ノ程度敢テ豊富ナルニアラザルモ、田舎ノ生活ニ於テ口糊ノ資ニ究スルト云フニアラス、爲メニ生計上被告ノ心神ヲ刺衝スルニ足ル可キ誘因ヲ認メズ。

以上ハ醫師大谷龜太郎鑑定書及調査書・醫師三宅辰介鑑定書、丸龜監獄支署長報告・〇〇縣典獄ノ報告・證人前田〇〇訊問調査書・〇〇ユキ・〇〇ヒサ訊問調査書被告人自述等ヲ彼是相參照シテ作製スル所ニ係ル。

第二章 現在症

〔甲〕 身體的診査〔イ〕他覺的症狀

一年齡 二十九歳ノ一女子、體格榮養共ニ中等、全身皮膚乾燥シ一定ノ彈力ヲ有

セリ、皮下脂肪ノ發育可良、脈搏七十乃至八十内外ヲ算シ、體温常度内、呼吸淺表ニシテ二十一ノ間ニ在リ。

一頭部 頭形ハ正顛ニ屬シ、左右均齊、漆黒密生ノ鬢髮ヲ有シ、頭皮ニ癩痕等ヲ認メズ。

一顔面 顔形圓ニ近ク頭顛ト適度ノ均勢ヲ保チ、帶黃稀褐色ニシテ容姿醜ナラズ、眉毛尋常、眼瞼反射稍、亢進、絶ヘズ羞明アリ、兩眼「トラホーム」ヲ有ス、瞳孔ハ左右同形ニシテ反應ハ稍、鈍ナリ、鼻梁尖銳、口角尋常四個ノ齶白齒ヲ有ス、口唇厚カラズ、舌上苔ナシ舌尖顫振ハ六回ノ診査中唯ダ一回之ヲ見シノミ、耳朵ニ畸形ナク、面角八九十度ニ近シ。

一頸部 尋常頸腺ノ腫脹硬結等ヲ認メズ。

一胸部・腹部 理學的診斷上異常ヲ見ズ。

一背部 第四五胸椎部ニ壓痛點ヲ訴ヘシモ、最終ノ診斷時ニ在テハ之ヲ缺グ、脊椎ハ正位ヲ保チ彎曲等ナシ。

一上肢 時々顫振スルヲ見ル、畸形ナシ、腋窩ニ毛アルモ稀疎ナリ。

一下肢 膝蓋腱反射ノ稍、亢進ヲ認ム。

一陰部 陰毛ノ發育極メテ稀疎ナリ。

一月經ノ潮來 一昨年九月舉兒以來月經休止セシニ、昨年十二月三十一日夜ヨリ月經潮來、本年一月四日頃ニ至テ止ム。

一態度 疎慵ニシテ自ラ發言セシ事ナク、顔貌憂愁・沈痛抑鬱・額上皺襞ヲ描キ、常ニ頭首ヲ下垂シテ襟裏ニ沒了ス、身體ハ稍、前屈位ヲ取り兩手ヲ顔面ニ當テ、房內一定ノ場處ニ占居シ默坐セリ。初診以來第四回診査當時ニ至ル迄ハ、前述ノ態度ヲ取り獄則ヲ遵守シ、粗暴ガマシキ舉動ナク、能ク戒護取締等ノ命ニ從ヒ、反抗ノ狀ナク、請願手工ノ如キモ丁寧ニ就業シ、而モ其製作品ハ相當ノ成績ヲ舉ゲニキ、然ルニ本年一月一日以來態度一變シテ號泣・嗚咽・食物不攝・不眠不安・幻聽・妄覺・頻リニ出房ヲ企テ、且不明ノ言語ヲ吐露シ、一たび房內ヲ出ヅル時ハ歸房ヲ肯ゼズ、現ニ本月三日診査ノ際、監ヲ出ヅルヤ、從來受診所ト定メ置キシ女囚見張所ニ來ラズシテ、庭外ニ出デ出入門ノ扉ニモタレ、容易ニ動カズ、時恰モ細雨霏々其雨ニ濕潤スルヲ以テ歸房ヲ促スモ「濡レテモカマワヌ」「此處ニ立テ居ル」ト云ヒ、佇立數分時、辛フジテ房內ニ伴ヒ行キシニ、房ノ入口ニ蹲居シテ入房ヲ肯ゼズ、「腕ヲ吳レ袋ヲ吳レ」杯ト云ヒ、稍、不滿ノ狀ヲ呈セリ。

又々常ニ衣類ニ白足袋ヲ包ミシテ抱ヘ居リ到ル處之ヲ携フ、本月十五日頃ヨリ「風ノ神ガグルリニ居ル男ノ風ノ神ジャ」ト云ヒ自分ノ周圍ニ何ニカ聲ヲ聽クトテ其房內ニ居レヌト訴フ。十八日診査ノ際杯モ手ヲ以テ膝下或ハ板壁ヲ指シ、「夫レ其處ニ何か云ヒ居ル」ト云ヒ或ハ恐レ或ハ逃ルノ狀ヲナス、而シテ其舉動風車一種ノ奇狀アリ。

一步調 稍々蹣跚ノ狀ヲナスモ、共同一致運動ニ妨ナシ、然レドモ徐步緩行シ瞑目佇立、時ニ身體ニ微動ヲ認ム。

〔ロ〕 自覺的症候

第一回乃至第四回診査當時迄ハ自覺健康ナリト訴ヘ、唯ダ羞明ノ煩ヲ唱フルノミ、食思尋常ニシテ甘シト答ヘ、便通ニ異常ナカリキ。然ルニ第五回診査後ハ食物ヲ攝取セズ、獄醫ノ診斷ニヨリ投藥ヲ進ムルモ服用セズ、強テ自覺ノ如何ヲ問診スルニ默シテ答ヘズ、拒絶症、拒食症ヲ有シ、病識病覺ナシ。

〔乙〕 精神的診査

〔イ〕 問答ノ要項

第一回診査 明治三十三年 此日問答ノ際頻リニ長大息ヲ發シ、終始身體ヲ動搖シ、口

園及び顔面諸筋攣縮狀ヲナシ、口内常ニ糊ヲ粘スルガ如ク恰モ何物ヲカ咀嚼スルノ風アリ。住所氏名ヲ問フニ正確ニ答辯セリ。

問 何處カ惡ヒ事ハナキヤ

答 惡フ無イ

問 夜寢ラレルカ

答 寢ラレヌ夢ヲ見マス

問 何ウ云フ夢カ

答 忘レテシモトダ

問 前ノ小供ハ何人アルカ

答 二人アルモ一跡ノ小供ハ大事ニスルカラドーゾイナシテ下サンセ

問 前小供ハ二人シカ生マザリシカ

答 イ、ハ四人アリマシタ私ガ死ノト思ヒマシテ二人ノ小供ハ死ンテシマイマシタ

問 前今歳ノ八月五日ニ村ノ人ト神様ヘオ参リテシタコトガアルカ

答 参リマシタガ能クハ覺エマセン

問 知ラヌコトハアルマイ、前ハ誰レカニ個様ナ所ヘ來タラ「知ラン知ラント云ヘト言ハレハセヌカ

答 丸龜ニ行キシトキニ兒ガ何チ云フモ知ラント云ヘト申シマシタ

問 學校ヘ行キシヤ

答 イ、ヤ、田圃斗リヘ

問 池ノ中ニ入りシトキニ何カ見エタカ

答 今覺エマセン

問 其時何ニカ追跡スル様ナコトハナカリシカ

答 眼ニ見エヌガ何カ來タ様ニ思フ

問 何故ニ死ヌル氣ニナリシカ

答 何トモナシニ死ヌル氣ニナリ唯ダツライト思ヒマシタ

問 人間ガ死ヌト覺悟ヲスルニハ餘程ノ事情ガ無ケレバ出來ナイ其許ハ亭主ト喧嘩口論デモシナイカ

答 ソンナコトハアリマセン、唯ダツライト思ヒマシタ

問 亭主ト仲ハヨカリシカ

答 へイ

第二回乃至第四回診査 明治三十三年十二月三日 同月十一日、同二十一日

毎常監房内ノ一隅ニ靜坐頭首ヲ下垂シ、麥桿真田ノ製作ニ從事シ、監房ニ就テ診スルモ或ハ見張所ニ呼出シテ診スルモ、能ク女監取締、看守長、本鑑定人ノ命令ニ服從シ、毫モ抵抗、避診ノ舉動ナク、談話ノ際モ問ニ應ジテ答辯ヲナス。

問 何處カ惡イコトハナキヤ

答 頭ガ痛ミマス

問 其外ニ無キヤ

答 御座リマセン

問 前ハ私ヲ覺エ居ルカ………暫ラク考フルモノ、如キモ

答 先日見テモライシオ醫者様ダ

問 此頃夜寢ラレルカ

答 色々アリマス

問 夢ヲ見ルカ

答 見マス

問 ドウ云フ夢ヲ見ルカ

答 私が夢ヲ見ルトテ外ノコトデアリマセン、生レタトキノコトヲ見ル

問 何ニカ心配ノコトガアルカ

答 亭主ヤ小供ノコトヲ思フ

問 亭主ノ名ハ何ト云フカ

答 岩吉

問 小供ハ何人アルカ

答 モー二人テ御座リマス

問 何人アリシカ

答 四人アリマシタ

問 ソレナドウシタ

答 ソレハ私が死ナウト思ヒマシテ池ニハマリマシタトキニ死ニマシタ

問 前ハ何故ニ死ナウトセシカ

答 唯ダツライト思ヒマシテ

問 亭主ハ夜遊デモスルカ

答 行キマセン

問 事實ヲ話サヌトユカンゾ

答 遊ビニ行テモ悪ヒコトハシマセン、唯ダ旦那サン處ヘ行ク斗リダ

問 前ハ酒ヲ呑ムカ

答 呑ミマセン

問 オ客ニ行タラ呑ムダロウ

答 少シハ呑ミマス

第五回及第六回診査 明治三十四年一月三日 同年同月十八日

診査ノ狀況ハ第一章第二ノ末項ニ記載セシガ如シ、問答ヲ試ミントスルモ、應答不確、幻聽妄覺等、爲メニ遮ラレ、殆ト要領ヲ得ザリキ。

〔ロ〕 精神的發動器能

〔第一〕言語及談話 第一回乃至第四回診査時ニ在テハ、言語明朗ナラザルモ、而

モ意義ヲ失フニ至ラズ、單獨ナル言語トシテ充分ニ成立スルノミナラズ、談

話トシテモ適當ノ連續ヲ保ツ、音聲ハ頗ル低調ニシテ後尾明瞭ナラズ、且ツ

問ニ對シテ答辯ヲ與フル迄ニハ每常若干時ヲ要シ、再三ノ反復ニ逢ヒ稍々答辯

スルノ風アリ、且答辯簡單ニシテ自己ヨリ進ンデ解釋スルガ如キ事更ニナシ、故ニ一問ニシテ之ヲ細別シテ問ヲ起スハ止ムヲ得ザルコト往々ニシテ之アリ談話ノ内容ハ彼ノ智識ノ程度ニ於テ能ク條理ニ適應シ、其記憶ニ存スルノ限リハ悉ク縷述シ、質直純朴、毫モ談話ニ飾言虛辭ノ痕ヲ認メズ。彼レガ現在ハ境遇ニ於テ利不利ノ點ヲ鑑ミ故ラニ捏造シテ言フニスルガ如キ風ナシ第五回乃至第六回診査當時ニ在テハ、前陳ノ症狀頓ニ一變シ、沈黙抑鬱問ヲ發スルモ答辯ヲナサズ、偶々低聲ニ發音スルモ何事ヲ云フヤラ了解シ難ク、加之、嗚咽啼泣殆ンド談話ヲ試ムルヲ得ズ。

〔第二〕禮儀及作法、初診以來第四回診査當時迄ハ粗野ナガラモ相應ノ禮儀作法ヲ心得、長者ヲ尊敬スルノ意ヲ行爲ニ表示シ、彼我ノ人稱ヲ區別シ、第三者以上ノ事ヲ話スルモ能ク之ヲ辨識シ、受診ノ際杯モ正座兩手ヲ膝前ニ安置シ、首ヲ垂レ默禮以テ診ヲ受ク、舉動ノ無禮ガマシキナク寧ろ謙讓ニシテ靜肅ナリシ。然ルニ第五回診査ハ敢テ粗暴侮慢ノ狀ナキモ禮儀作法ノ如キハ更ニ意ニ介セザルモノ、如ク、面接スルモ偶然トシテ之ヲ迎へ、問題ヲ試ムルモ何等ノ反應ナク、殆ンド別人ニ出ヅルガ如キ觀アリ。去リトテ故ラニ裝フノ形跡ヲ存

セズ、痴呆狀ヲナシテ潛然啼泣スルノミ。

〔第三〕記憶力、幼時及既往ノ事跡ハ朦朧ノ間ニ之ヲ記憶シ、昨年三月病氣ニ罹リシ事、及ビ兇行前後ノ狀況等モ之ヲ記シ記憶力ノ點ニ於テハ大ナル缺損ナキガ如シ、獨リ三月疾病中ノ症狀及兇行當時ノ狀況ニ至テハ全ク記憶ニ存セザルガ如シ。

〔第四〕辨識力、事物ノ選擇ニ當リ多少ノ事理ヲ考へ、辨別能力ハ相等之ヲ有シ、計算能力モ輕易ノ暗算ノ如キハ、時間ヲ要スルモ正確ニ算定シ得、其正鵠ヲ失ハズ。

〔第五〕精神一般ノ感覺、ハ頗ル弛鈍性ニシテ一見スレバ痴呆狀ヲナスモ、或ル事物ニ就テハ却テ知覺過敏ナルコトアリ、然レドモ沈痛性抑鬱症狀ヲ以テ精神界ヲ充盈スルノ觀アリ、精神機轉經過ノ難澁・苦楚暗愴・快々トシテ樂マザルノ風アリ、社會外或ハ家族外ニ引退奔逸セントスルノ感アリ、爲メニ乞食或ハ遍路トナランノ意思ヲ言語ノ上ニ漏ラシ、動モスレバ自己ガ縲縛ノ身ニアル目下ノ境遇ヲ辨ヘズ、司獄ノ官吏ニ向テ恬然腕袋等ヲ請求スル等ノ事アリ。

〔第六〕妄覺、兇行當時幻視ノ存在ヲ證明シ得ト雖ドモ、余ノ診査ノ際未ダ曾テ其實子二人を池中に連れ行き殺害したる奇異なる妄想幻覺を有する精神病鑑定例三四一

現存ヲ發見セズ、然レドモ幻聽ハ犯罪當時及本年一月以來最終診查ノ日に至ル迄盛ニ之ヲ有セリ。

〔第七〕妄想 兇行當時追跡念慮ヲ有シ、現時亦タ幻聽ニ伴フ妄想ヲ有シ、監房ノ上下左右ヨリ種々ナル聲ヲ聽キ、自ラ取殺サル、ガ如キ妄想内容ヲ有ス。此妄想今ヤ固著性ナラントシツ、アリ。

〔第八〕睡眠及夢附リ夢ノ内容 夜間ニ於ケル睡眠ハ淺クシテ醒覺シ易ク、夢ムルコト多ク、夢ノ内容ハ幼年時代、居村ノ事、亭主ヤ小供ニ關スル事ナリト云フ、夢魘ノ存在ハ余ノ診查中之ヲ證明シ得ル機會ヲ有セザリシ。

第二章 說明。

第一條 第一章〔第一〕ニ據ルニ母方ノ傍系ニ著明ノ精神病患者ヲ有ス、故ニ被告人ハ遺傳性精神病素質ヲ有スル者ト認ム。

第二條 第一章〔第二〕昨年三月輕易ノ熱性病ノ經過中、既ニ精神系ニ變調ヲ來シ、大約一ヶ月内外ヲ以テ健康精神ニ恢復セシモノト認ム。當時ノ熱性病が果シテ何病ナリヤハ、今日ヨリ推測シ難シト雖ドモ、主治醫大谷龜太郎ノ鑑定書及圖書ニ記載ノ症狀ヨリ考フルニ、腦疾患ナラザリシカ、精神症狀ノ現著ニシテ熱

候僅カニ三十八度内外ニ出デザル點ヲ以テ見ルニ、尋常熱性病ノ經過中ニ來ル熱譫妄ト見做スヲ得ザル者ト思料ス。

第三條 被告人ハ正當ノ婚儀ヲ以テ○木岩吉ニ嫁シ、琴瑟ノ情相和シ、一家團樂些ノ風波ヲ起サズ、兇行以前最近ニ於テ、若クハ若干日前ニ於テ被告ガ外界ニ於テ死ヲ決スル程ノ動因ト認ム可キ事柄ヲ發見シ得ズ。

第四條 被告ハ外界ニ動因ヲ有セズシテ痛苦性感應達和ヲ發現シ、八月四日以來不眠不安、心神鬱閉翌五日ハ頻リニ小兒ガ可愛トテ逆上シテ啼泣スル等ノ行爲アリ、遂ニ六日ハ兇行ニ及ブ當時二兒ノ屍ヲ見テ毫モ感動ナキガ如ク、葬儀ハ際モ平然痛悼ノ狀ヲ認メズ、頗ル冷淡ナリシト云フ。加之兇行ノ現時追跡念慮、視官幻覺ヲ有セリ、是等ノ狀況ヲ以テ考フルニ被告ハ兇行ノ際健康精神ヲ有セシモノト認ムルヲ得ズ。況ンヤ二日前ヨリシテ既ニ精神界ニ變調ノ兆ヲ來シ、前驅症狀ヲ呈セシニ於テオヤ。

第五條 今被告犯罪當時ノ兇行ヲ以テ常識者ノ行爲ニ歸シ、尋常一般ノ情死ヲ以テ目センカ、苟クモ情死ノ念ヲ誘起ス可キ動因ヲ有セズ、蓋シ被告自ラ死ヲ決シテ之ヲ實行セントスルニ當リ、幼沖ノ小兒ヲ殘存スルニ忍ビズ、俱ニ伴フテ

致命セント企ツ、其間愛情ノ云フ可カラザルモノアリ、其意思ハ寧ロ自個ノ決死ヲ容易ナラシムルニ在リ所謂後顧ノ憂ヲ斷ツニ出デ決シテ一兒ヲ殺害スルノ目的ニアラズ、此事聊カ常識者ノ目的アル行爲ニ一致スルガ如キモ、彼レハ根本的決死スル動因ダモ之ヲ有セズ、彼ガ家庭ノ狀況ニ於テ彼レガ夫婦間ノ交情ニ於テ、彼レが生計ノ程度ニ於テ孰レカ死ヲ決スルノ動因トスルニ足ルカ或ハ曰ク、昨年三月被告罹病中本夫ガ費用云々ノ言ヲ發セシヲ以テ其動因トセンカ、被告ハ此事ヲ深ク念頭ニ夾マザルナリ、況ンヤ本夫ノ待遇ニ於テ嫌惡ノ念アルニアラズ、之ヲ要スルニ被告ハ内界ニ於テ事々物々悉ク痛苦性ニ感應シ、自ラ責ヲ引キ己レハ現世ニ存在ス可カラザルヤノ感ヲ以テ充タサレ遂ニ此等ノ兇行ニ及ビシモノト推測ス可ク、如斯症候ハ鬱憂性精神病ニ於テ屢々發現スルモノト認ム。

第六條 第一章「第五」信仰心ノ厚薄モ性質變換上、被告ガ精神界ニ於テ感應ニ違和ヲ生ゼシ徵候ト見做スニ足ル可ク、是亦精神病者ニ屢々目撃スル所見ナリト認ム。

第七條 第二章上肢及顔面諸學縮顫振、腱反射ノ亢進脊椎ノ壓痛點等ハ神經系疾患ニ腋毛及陰毛ノ稀疎ハ精神系疾病ヲ有スルモノニ多ク目撃スト云ヘル症候ナリト認ム。

リト認ム。

第八條 第二章態度、步調、自覺的症候、言語及談話、禮儀及作法、精神一般ノ感覺、妄想等ハ皆精神病者ニ目撃スル症候ナリト認ム。

第九條 第一乃至第四回問答要領及記憶力、辨識力等ニ據ルニ被告ハ精神系ニ於テ多少瀾濁ヲ認ムルノ他著シキ異常ナキガ如キモ、第五・六ノ回診査時ニ在テハ全ク其成績ヲ異ニシ殆ド別人ニ出ヅルガ如シ。是レ發作性精神病ノ特異ハ症狀ナリ、被告ガ疾病ノ間歇時ニ在テハ其健康精神ハ能ク發動器官ニ命令シテ苟シクモ知了スル限リハ問ニ應ジテ腹藏スル所ナク答辯シ、毫モ飾言虛辭ノ痕ヲ見ズ、直言直答、天真爛漫寧ロ可憐ニ堪ヘザルモノアリ、故ラニ伴狂ヲ裝スルガ如キ氣風ハ更ニ之ヲ認ムルヲ得ズ。

第十條 被告ハ發作性精神病ヲ有スルモノニシテ第一回發作ハ即チ昨年三月ニ在リ、第二回發作ハ即チ八月六日兇行當時ニ在リ、第三回發作ハ本年一月一日〇〇縣監獄内ニ於テス、第三回發作ノ誘因トモ見做ス可キハ昨年十二月三十一日來月經ノ潮來有リ、此身體的感應與テ力アリシモノト認ム。

第四章 鑑定。

以上説明ヲ總括シテ鑑定スレバ

一 被告〇〇ノイ明治三十三年八月六日ノ行爲ハ精神病發作中ノ所業ナリト認ム

一 被告〇〇ノイハ目下定時發作ヲ有スル鬱憂性精神病ニ罹リ居ル者トス。

右及鑑定候也

明治三十四年一月二十六日

鑑定人 醫師 長尾折三

婦人生殖器變調と精神病

七一 婦人生殖器變調と精神病

△余の見たる二三の實驗例▽

婦人生殖器の變調と精神病とが一種の關係あることは、古今の載籍に徴して明かなる所で、今更暇々を要しないが余には二三の實驗例がある。而も治療上に於ける豫後が比較的好良である。余が前項(七一)項)精神病者の第三回發作を月經期の變調に期したのは多少の所信があるからである。而も此種の精神病には遺傳素因を有することが緊要である。前項患者の如きも正しく之を有して居る。

妊娠時發する精神病

(イ) 妊娠時に發する精神病 Schwangerschaftspsychosen.

妊娠時に精神病を發する實例は決して稀有でない。余の見たる三例中、其一例は分娩後に至りて輕快せしも、二例は分娩後に至るも繼續し大に本夫を悩ましめた者である。左に簡略に其梗概を記述するであらう。

實驗第一例 年齢二十六歳の初産婦(小學校教員の妻)女、體格榮養佳良容姿亦艶麗なり。余の診せし際は分娩後第三日目なり。分娩は正規産にして成熟胎兒を産めり。此婦人の精神病を起せし誘因に就ては最も注意すべき點がある。夫婦間の愛情は平常極めて濃穉纏綿たるも、本夫たる學校教員は頗る嫉妬心に富み、動もすれば妻に向て情夫と云ふにあらざるも、村の某々に秋波を送りし等の言を弄し、痴話苦説果は夫も食はぬ夫婦喧嘩を惹起し往々にして比隣の人々の仲裁を要せし事ありしと云ふ。余は参考の爲め、比隣の人々に就て其事實を内探せしも、婦人は貞操無比の淑女にして決して右等の事實なしと云ひ、且曰く、餘りお仲が善過ぎて痴話喧嘩がこゝじた結果なりと云ふ。然るに分娩後、初生兒を見たる

本夫は又々例の持病を起し、何の氣なしに。

「此子供は己れに似て居らぬと云ふ評判だせ」

と云ふ様な語を放つた。分娩後身體的變調を起して居る該婦人は何状たまる可き、此一語が劇甚なる精神を刺衝したものと見え、躁狂狀の精神病を起したのである。躁狂時の言語動作が悉く怨言と雪冤の内容より成り、此子供が何故に本夫に似て居らぬかと云へる念慮より恐る可き殺兒行爲を企つるに至つた。或時は「咽喉笛を食い破つてやる」と呼び、危険を恐れて初生兒を他家に預けて置けば「天狗にさらわれて仕舞つた」と謂ひ象頭山・崇徳帝廟のある白峯山・八栗山(相模坊様と云ふ)としてある、此患者は八栗山麓の者である、故に妄想の内容 稍、安意せしもの、如き風である。

此場合本夫は只管失言を謝して居たが、中々聞き入れぬ。此實驗例は居村の主治醫たる某君の需に應じて對診したもので、其後の經過を知らぬが、後にて聞けば大分輕快したとのことであつた。

實驗第二例 年齢十八歳の初産婦 (十二三歳の時余が家に子守奉公せ

余の家に精神病を起した下女を養ふ

し者)故有つて私生兒を孕み、懊惱の極妊娠第六週の頃より精神異常を起し多辯喋々、喃喃譫語を發し躁狂狀を呈し、九ヶ月の終に至つて分娩す。兒健なり分娩後偶々入水を企て、人に助けられて果さず父の家に保養す。然るに奇態なるは此入水が如何なる動機となりしか、諸精神症狀緩解せり。家貧なるの故を以て坐食するに堪へず。父の請を容れて再び余が家に下女奉公をなすに至れり。

余は實に精神病の經歷ある婦人を家庭の人としたのである。妻は多少の反對をしたが、余の心中には其後の經過を見たひと云ふ大野心が伏在して居たのと、又二つには全治を確診したからである。余の一族も此下女に向ては慈愛の念慮を以て使役して居た。今其身體的及精神的症狀を少しく綿密に記述して見よう。

余の家に再び下女奉公に來たのは、發病の翌年である、家は舊高松藩の揖夫の娘であるが、其當時豆腐屋を業とし、父の精神状態は叡智の缺乏があり、不完全白痴と云ふのであらう、遺傳系統は確かにある。然る

に本人は幼時十二三歳の時余の家に子守奉公をした時分を意味すより頗る伶俐で一を聞て十を悟る底の女であつた。

幼時と精神病者との比較。智識の點に於ては正規の教育を受けざるを以て、發達の蹟を認めざるも、天與の伶俐なる點に於ては些の異同を認めない。資性温順にして能く主人に仕へ、行儀作法の如き良家の子女ごしても遜色がない程である。余の家に寄居すること二年有餘、精神状態に何等の異常なし。然るに此女に就て妙なことが出来た。夫は某大名華族の邸に小間使として奉公に上げぬかと云ふ事である。父は喜んでお受をしたが、某家に於て少からぬ脚躑したのは精神病の既往症である。そこで某家の家扶から、余に手紙を以て目下の病狀を照會された。余は責任を帯びて其現時の精神状態は全く快癒して居るごの返信を發した。爾後同家の奥女中となり、七八年間勤続して、無事に御暇を頂戴したのである。余の在京中屢、舊恩を忘却せず、來訪して呉れたことがある。明治四十年中其健否を知らぬも精神病は確に全治したであらうと推測する。

實驗第三例 年齢二十歳の初産婦(法官の妻君)是亦た妊娠第五ヶ月に於て輕易の精神病發作を起せしも、分娩と同時に輕快爾來健存。數子を擧ぐ。

(ロ)分娩後若くは産褥時に發する精神病

産褥狂? Puerperalpsychosen

分娩時に發する精神病は決して少くない。我邦でも古來産褥攝生法の一として嚴に之を警めてある。余は屢之を目撃し最近に於ても實驗したことがある、煩を厭ふて詳記せざるも、我同業者諸君には多々實驗があるであらう。其病類は發揚性のもので豫後は概して良好であると思ふ。

參照 産褥期に發生する精神病は大亡血・惡露の過剩・全身衰脱・妊娠時より繼續する腎炎・尿毒症・産褥熱・急觸・子癇・腦膜炎等に注意を要する。病類は必ずしも躁狂には限らない鬱憂性内容を有するものもある。譫妄もあらう、「アメンチア」もあらう、昏迷性精神病もあらう、余は異型の者に就て實驗を有しない。尙ほ授乳に由て來る精神病あり云ふも、余は未だ之に遭遇したことがない。

分娩後若くは産褥時に發する精神病

月經期に發する精神病

月經期に發する精神病者

〔八〕月經期に發する精神病。Menstrual psychosen. 成書に據るに月經期に限りて精神病を發すと云へるも、余は未だ一回も實驗

月經期に發する精神病者



余の實驗 K. K.

も實驗したこゝがな。即ち月經數日前若くは數日後より發病し、

數日乃至十數日にして快癒し。殆ど定期的に月經期と同一の経過を取るものである。余は斯る發作性月經狂なるものを見ざるも、總ての精神病患

者が月經期に於て興奮状態を呈するは事實である。

實驗 K, K, 女 年齢三十五歳、血族遺傳病歴ヲ審ニセズ。

〔身體的症狀〕トシテハ體格榮養共ニ中等、瞳孔對光反應存在但シ右眼失明胸筋反射存在「カタレブシー」ナシ、膝蓋腱反射存在、大胸筋ノ索狀硬直此症狀ハ余ノ命名セシモノ腹直筋板狀ニ硬直セリ。〔顔貌及姿態〕顔貌時トシテ爽快時トシテ悲哀、而モ毎常人ヲ輕浮嘲笑スルガ如キ貌アリ。姿態ハ頗ル不自然ニシテ、常ニ軀幹ヲ縮メ脊椎ヲ彎曲シ、四肢ヲ袖裏ニ藏シ恰モころつき惡漢ノ風ニ似タリ第七圖參照。

〔精神的症狀〕談話問ニ應ジテ喋々答辯ヲナスモ、毫モ問ニ對スル返答ニアラズ。

例セバ

現年月日ヲ問ヘバ、穢タナイソナ事ハ知ラヌ。

姓名ヲ問ヘバ、アハ、、、カエシテオ吳レヨ、チヨイト……………チヨイ

指南力ハ殆ド皆無ニシテ、病院ニ在テ病院タルヲ知ラズ。入院月日ヲ問ヘバ日ガ分ラヌガ約一週間ト答フ。

智力ハ一週間ノ日數ヲ知ラズ、日本ノ高山ヲ問ヘバ元町小學校ト答ヘ。日本ノ大